

VII 資料編

VII 資料編

第1部 法律・条例・規則・制度 関係	543
(資料1-1-1) 災害対策基本法(抜粋)	545
(資料1-2-1) 上郡町防災会議条例	557
(資料1-2-2) 上郡町防災会議運用規程	558
(資料1-2-3) 上郡町防災会議委員会名簿	559
(資料1-3-1) 上郡町防災対策担当者会議設置要綱	560
(資料1-4-1) ひょうご防災減災推進条例	561
(資料1-5-1) 上郡町災害対策本部条例	562
(資料1-5-2) 上郡町災害対策本部設置要綱	563
(資料1-6-1) 火災・災害等即報要領	564
(資料1-6-2) 被害状況判定基準	581
(資料1-7-1) 災害救助法(抜粋)	584
(資料1-7-2) 被害状況報告	586
(資料1-7-3) 災害救助法の適用基準	587
(資料1-7-4) 災害救助法による救助の基準	588
(資料1-8-1) 自衛隊の災害派遣要請依頼書(様式)	591
(資料1-9-1) 上郡町被災建築物応急危険度判定要綱.....	592
(資料1-9-2) 被災建築物応急危険度判定マニュアル(実施部)	594
(資料1-10-1) 災害による町営住宅の一時使用に関する要綱	598
(資料1-11-1) 被災者生活再建支援法(抜粋)	600
(資料1-12-1) 上郡町災害支援基金条例	602
(資料1-13-1) 災害弔慰金の支給等に関する条例.....	603
(資料1-13-2) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	606
(資料1-14-1) 上郡町災害見舞金等の支給に関する条例	609
(資料1-15-1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準一覧.....	611
(資料1-16-1) り災証明書.....	613
(資料1-17-1) 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)	614
(資料1-18-1) 上郡町避難行動要支援者名簿に関する要綱.....	616
(資料1-18-2) 上郡町避難行動要支援者名簿に関する要綱事務取扱要領.....	619
(資料1-19-1) 上郡町地区防災計画制度の運用に関する要綱.....	621
(資料1-20-1) 職員の災害時動員要領.....	623
第2部 災害が発生するおそれのある危険個所 関係	625
(資料2-1-1) 重要水防箇所の設定基準	627
(資料2-1-2) 重要水防箇所	629
(資料2-1-3) 重点監視区間	631
(資料2-2-1) 砂防指定地	632
(資料2-2-2) 土石流危険渓流等	633
(資料2-2-3) 急傾斜地崩壊危険個所.....	636
(資料2-2-4) 急傾斜地崩壊危険区域	641
(資料2-2-5) 地すべり危険箇所	641
(資料2-2-6) 土砂災害警戒区等	641
(資料2-2-7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	643
(資料2-3-1) 山腹崩壊危険地区	658
(資料2-3-2) 崩壊土砂流出危険地区	659

(資料 2-3-3)	地すべり危険地区	661
(資料 2-4-1)	ダム一覧	661
(資料 2-4-2)	ため池一覧	662
第3部	地震規模及び被害想定 関係.....	665
(資料 3-1-1)	上郡町における地震の被害想定	667
第4部	相互応援協定 関係.....	669
(資料 4-1-1)	市町村ほか相互応援協定締結状況一覧表	671
(資料 4-1-2)	消防相互応援協定締結状況一覧表	674
(資料 4-1-3)	水道災害相互応援協定等締結状況一覧表	674
(資料 4-1-4)	兵庫県相互応援協定締結状況一覧表(抜粋)	675
(資料 4-2-1)	西播磨地域災害時相互応援に関する協定.....	676
(資料 4-2-2)	兵庫県西播磨地域災害時等相互応援に関する協定実施細目.....	678
(資料 4-2-3)	兵庫県・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定.....	683
(資料 4-2-4)	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	685
(資料 4-2-5)	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領	689
(資料 4-2-6)	災害時等の応援に関する申し合わせ	693
(資料 4-2-7)	播磨広域防災連携協定	694
(資料 4-2-8)	兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定書.....	696
(資料 4-3-1)	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定....	697
(資料 4-3-2)	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目.....	698
(資料 4-3-3)	災害発生時における上郡町と上郡町内郵便局の協力に関する協定.....	700
(資料 4-4-1)	災害等発生時相互協力に関する協定	701
(資料 4-4-2)	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書.....	702
(資料 4-5-1)	緊急時における生活物資確保に関する協定	703
(資料 4-5-2)	緊急時における生活物資確保に関する覚書.....	704
(資料 4-5-3)	防災活動への協力に関する協定書.....	707
(資料 4-5-4)	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	711
(資料 4-5-5)	災害に係る情報発信等に関する協定	713
(資料 4-5-6)	災害時におけるLPガスの供給に関する協定書	714
(資料 4-5-7)	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	715
(資料 4-5-8)	災害時における応急対策業務に関する協定書	717
(資料 4-5-9)	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	719
(資料 4-5-10)	上郡町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	720
(資料 4-5-11)	災害時における非常食料品の供給に関する協定	721
(資料 4-5-12)	災害発生時における避難所用マットの調達に関する協定	721
(資料 4-5-13)	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定	723
(資料 4-5-14)	災害時における物資供給に関する協定	725
(資料 4-5-15)	災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定.....	727
(資料 4-5-16)	災害時における食事提供協定書.....	731
(資料 4-6-1)	相生市、赤穂市、上郡町消防相互応援協定.....	732
(資料 4-6-2)	消防相互応援に関する協定書(西播磨地区相互応援協定)	733
(資料 4-6-3)	消防相互応援協定書(兵庫・岡山両県境市町村地域振興協議会)	734

(資料 4-7-1)	兵庫水道災害相互応援に関する協定	736
(資料 4-7-2)	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	738
(資料 4-7-3)	災害時における水道応急対策の協力に関する協定.....	742
第5部	その他予防計画 関係.....	745
(資料 5-1-1)	都市計画区域の指定状況	747
(資料 5-1-2)	ライフラインの関係施設の整備	749
(資料 5-2-1)	消防水利の現況.....	750
(資料 5-2-2)	消防力の現況.....	750
(資料 5-2-3)	消防無線一覧	751
(資料 5-3-1)	指定緊急避難場所等の指定基準	752
(資料 5-3-2)	避難所一覧（指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所）.....	753
(資料 5-3-3)	福祉避難所（協定締結施設）.....	754
(資料 5-4-1)	町内医療機関.....	754
(資料 5-4-2)	救護所設置予定場所一覧	754
(資料 5-5-1)	備蓄防災資機材	755
(資料 5-5-2)	災害備蓄物資保管場所及び保管物資一覧	756
(資料 5-6-1)	県指定臨時ヘリポート（輸送拠点）及び離着陸場の基準	757
(資料 5-6-2)	町内緊急輸送路	757
(資料 5-6-3)	緊急通行車両一覧表（庁用車）	758
(資料 5-6-4)	主要交通網図	759
(資料 5-7-1)	孤立可能性集落一覧.....	760
(資料 5-8-1)	高圧ガス事業所数（第1種製造事業所・第1種貯蔵所）	760
(資料 5-9-1)	地区防災計画策定一覧	760
第6部	その他応急対応計画 関係.....	761
(資料 6-1-1)	災害時優先電話一覧	763
(資料 6-1-2)	防災関係機関一覧	763
(資料 6-1-3)	兵庫衛星ネットワーク衛星電話番号簿（抜粋）	765
(資料 6-2-1)	地震観測施設の整備状況	766
(資料 6-2-2)	気象観測施設の整備状況	767
(資料 6-2-3)	洪水予報の対象となる量水標	767
(資料 6-2-4)	町設置気象観測計の位置	768
(資料 6-2-5)	町設置監視カメラの位置	768
(資料 6-2-6)	気象庁震度階級表（人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況等）	769
(資料 6-2-7)	地域別土砂災害危険度1kmメッシュ図	773
(資料 6-3-1)	水源地・配水池一覧	774
(資料 6-4-1)	文化財一覧	775
(資料 6-5-1)	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	777
(資料 6-5-2)	死体安置所	777

第1部 法律・条例・規則・制度 關係

(資料1-1-1) 災害対策基本法(抜粋)〔昭和36年11月15日
法律第223号〕

最終改正：令和5年6月16日法律第58号

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(基本理念)

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

(1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第29条第2項 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

(職員の派遣のあつせん)

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、

政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画の計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等 が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。
(防災に関する組織の整備義務)

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(防災教育の実施)

第47条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第49条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第

49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかななければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(4) 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(5) 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受け

た者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（市長村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
（警察官等の避難の指示）

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

（指定行政機関の長等による助言）

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示のための通信設備の優先利用等）

第61条の3 第57条の規定は、市町村長が第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第6項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第63条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を

実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前2項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(災害時における交通の規制等)

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第4項及び第76条の3第1項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(災害時における車両の移動等)

第76条の6 第76条の4第2項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

- (1) 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- (2) 道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
- (3) 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。
- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。
- （安否情報の提供等）
- 第86条の15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- （物資又は資材の供給の要請等）
- 第86条の16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。
- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められる場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。
- （備蓄物資等の供給に関する相互協力）
- 第86条の17 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供

給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)

第86条の18 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(災害復旧の実施責任)

第87条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(罹災証明書の交付)

第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第90条の3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第1項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第90条の4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

(3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

附 則

この法律は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(昭和37年政令第287号で昭和37年7月10日から施行)
(附則以下省略)

(資料1-2-1) 上郡町防災会議条例〔昭和38年10月1日
条例第17号〕

最終改正：平成25年3月18日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、上郡町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上郡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 町の水防計画の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 赤穂市消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者。
- 6 前項の委員の定数は22人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年5月9日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月17日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(上郡町水防協議会条例の廃止)
- 2 上郡町水防協議会条例（昭和54年条例第7号）は、廃止する。
附 則（平成25年3月18日条例第7号）
この条例は、公布の日から施行する。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係(資料1-2-2) 上郡町防災会議運用規程

(目的)

第1条 この規程は上郡町防災会議条例(昭和38年10月1日条例第17号)第5条の規定に基づき、上郡町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事、その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(召集)

第2条 防災会議は、会長が召集しその会議の議長となる。

(欠席)

第3条 委員は、事故その他止むを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

(議事の特例)

第5条 防災会議の議案で一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係ある委員と協議して決することができる。

2 会長は前項の規定により協議して決した事項は次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号の1に該当するときは、別記の事項について専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項で、すみやかに措置を要するとき。

2 会長は前項の規定による措置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第7条 委員は、異動等により変更があったときは、後任者がある職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和38年10月1日から施行する。

(資料1-2-3) 上郡町防災会議委員会名簿

機 関 名	委 員 名	備 考
○条例第3条第2項 上郡町	上郡町長	
○条例第3条第5項第1号委員 指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長	
○条例第3条第5項第2号委員 兵庫県知事部局	兵庫県西播磨県民局総務企画室長	
	龍野健康福祉事務所長	
	光都土木事務所長	
	光都農林振興事務所長	
○条例第3条第5項第3号委員 兵庫県警察	相生警察署長	
○条例第3条第5項第4号委員 町長部局	上郡町副町長	
	企画広報課長	
	建設課長	
	健康福祉課長	
	農林振興課長	
○条例第3条第5項第5号委員 町教育長	上郡町教育長	
○条例第3条第5項第6号委員 赤穂市消防長	赤穂市消防長	
○条例第3条第5項第7号委員 消防団長	上郡町消防団長	
○条例第3条第5項第8号委員 指定公共機関又は指定地方 公共機関の職員	西日本電信電話(株)兵庫支店 設備部災害対策室次長	
	関西電力送配電(株)姫路本部姫路営業所長	
○条例第3条第5項第9号 自主防災組織を構成する者 又は学識経験者	上郡町連合自治会長 上郡町地域防災リーダーの会会長	

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

(資料1-3-1) 上郡町防災対策担当者会議設置要綱

〔平成29年4月27日〕
訓令第5号

(設置)

第1条 上郡町地域防災計画に掲げる防災諸施策の実施及び災害対応に関する職員の防災意識の高揚を図り、全職員が一丸となって防災に取り組む体制を推進する組織として上郡町防災対策担当者会議（以下「担当者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 担当者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上郡町地域防災計画を推進するための総合調整に関すること。
- (2) その他上郡町地域防災計画の実施に関すること。

(組織)

第3条 担当者会議は、防災担当課長及び上郡町事務分掌条例（昭和35年条例第5号）第1条に規定する課、議会事務局、上郡町教育委員会事務局事務分掌規則（昭和39年教委規則第2号）第1条に規定する課（以下「課」という。）の職員のうち、各課の長が推薦し、町長が任命する委員で組織する。

- 2 前項の推薦は、担当者会議の設置目的を考慮の上、職務の級が4級以上の職員のうちから推薦するものとし、各課において1人とする。この場合において、当該課の長以外に職務の級が4級以上の職員がない場合にあつては、当該長が自薦するものとする。
- 3 町長は、担当者会議の運営上又は課の事情により、必要と認めるときは、前項の推薦する職員を課ごとに増員し、又は減員することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 担当者会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、防災担当課長を持って充て、副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 3 委員長は、担当者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 担当者会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議の報告を副町長を経由して町長に提出するものとする。

(庶務)

第6条 担当者会議の庶務は、防災担当課において行うものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(資料1-4-1) ひょうご防災減災推進条例〔平成29年3月6日〕
〔条例第1号〕

(ひょうご安全の日)

第1条 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1月17日をひょうご安全の日と定める。

(県の取組)

第2条 県は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- (1) 県民等(県民、民間団体及び事業者をいう。以下同じ。)が行う耐震等防災減災のための活動を促進する事業
- (2) 防災減災に関する研究等を支援する事業
- (3) 創造的復興の成果の発信、阪神・淡路大震災の経験の継承等ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい事業
- (4) 防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- (5) 市町が行う防災減災の取組を促進する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

2 県は、関係行政機関及び県民等と連携して前項の事業を推進するために必要な措置を行うものとする。

(市町の取組)

第3条 市町は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- (1) 災害対策基本法(以下「法」という。)第49条の7第1項に規定する指定避難所の指定及び整備等を行う事業法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者(以下「避難行動要支援者」という。)その他の特に配慮を要する者を支援する事業
- (2) 地域で災害に対処するための能力である地域防災力の向上に資する事業
- (3) 防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

2 市町は、県及び防災関係機関と連携して県民等の自発的な防災減災のための活動を促進するものとする。

3 市町は、災害の発生に備え、自主防災組織等(法第2条の2第2号に規定する自主防災組織、自治会等の民間団体をいう。以下同じ。)に対し避難行動要支援者の法第49条の11第1項に規定する名簿情報を提供するため、同条第2項ただし書に規定する特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置その他の必要な措置を行うものとする。

(事業者の取組)

第4条 事業者は、災害時においてもその事業を継続し、又は早期に再開するための必要な措置を定めた計画の策定及び当該計画を実施するための体制の整備に取り組むものとする。

2 事業者は、地域における災害への備えに関する活動、災害時の従業員のボランティア活動を促進する取組その他の防災減災のための活動に取り組むものとする。

3 事業者は、災害復旧等に必要な物資又は役務の円滑かつ迅速な提供を行うための協定を県及び市町と締結する等県及び市町が実施する防災減災のための事業に協力するものとする。

(自主防災組織等の取組)

第5条 自主防災組織等は、法第42条第3項に規定する地区防災計画の提案及び当該計画に基づく防災減災のための活動に取り組むものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定及び当該計画に基づく防災訓練等に取り組むものとする。

(県民等の取組)

第6条 県民及び民間団体は、地域における災害への備えに関する活動、人と人が支え合う地域社会づくりに資する活動、災害時のボランティア活動、ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい活動その他の防災減災のための活動に取り組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係(資料1-5-1) 上郡町災害対策本部条例〔昭和38年10月1日〕
条例第18号

最終改正：平成25年3月18日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、上郡町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

(資料1-5-2) 上郡町災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上郡町災害対策本部条例(昭和38年10月1日条例第18号)第4条の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 副本部長は、副町長及び教育長をもって充て、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

2 本部員は次の職にある者をもって充てる。

- (1) 各課(局・室)長
- (2) 上郡消防署長
- (3) 上郡町消防団長

(本部会議)

第3条 本部長、副本部長及び本部員で本部会議を構成する。

2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

- (1) 水防、その他の緊急措置に関する事。
- (2) 災害援助、その他の民生安定に関する事。
- (3) 災害時の人身安定及び治安維持に関する事。
- (4) 災害時の応急教育対策に関する事。
- (5) 配備態勢の決定に関する事。
- (6) その他、災害応急対策の実施並びに調整に関する事。

(本部室・部)

第4条 本部に本部事務局及び次の部を置く。

- (1) 本部事務局
- (2) 総務部
- (3) 厚生部
- (4) 建設産業部
- (5) 上下水道部
- (6) 教育部

2 部員は、その所属する職員及び団員をもって充てる。

(本部連絡員)

第5条 各部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、各部長のそれぞれ指名するものをもって充てる。

3 本部連絡員は、各部所管の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告し、及び本部からの連絡事項を各部に伝達する。

4 本部連絡員は、本部室の設置されている場所に常駐する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し、必要な事項は上郡町地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

(資料1-6-1) 火災・災害等即報要領

〔 昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官 〕

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、
平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、
平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、
平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、
平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、
平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、
平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、
令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町

村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
d 特定違対象物の火災
e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
b 空中消火を要請又は実施したもの
c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
b タンカー火災
c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
d トンネル内車両火災
e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したものの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
- 2 救急・救助事故即報
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻撃災害等即報
第2の3の(1)、(2)に同じ。
- 4 災害即報
- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの
- 第4 記入要領
第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

Ⅶ 資料編

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	
		半焼棟			㎡	
		部分焼棟			建物焼損表面積	
		ぼや棟			林野焼損面積	
					ha	
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

Ⅶ 資料編

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 { 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故 2 { 危険物等に係る事故 3 { 原子力施設等に係る事故 4 { その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	発見日時		
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人(人)
			重症	人(人)
			中等症	人(人)
			軽症	人(人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消 防 本 部 (署)		台 人	
	消 防 団		台 人	
	消 防 防 災 ハ リ コ ン タ ー		機 人	
	海 上 保 安 庁		人	
	自 衛 隊		人	
そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

Ⅶ 資料編

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	重症	人(人)
	不明 人	中等症	人(人)
		軽症	人(人)
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告をすること。

Ⅶ 資料編

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち 災害関係者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟			
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟			
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)										
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等 について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)															
	自衛隊派遣要請の状況																
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県		区分		被害		区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
災害名		田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円					
報告番号		冠	水	ha		農林水産業施設	千円					
報告者名		畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			適用市町村 災害救助法	計	団体
		冠	水	ha		その他の公共施設	千円					
		字	校	箇所		小計	千円					
		病院	箇所			公共施設被害市町村数	千円					
		道路	箇所			農産被害	千円					
区分	被害	橋りよつ	箇所			林産被害	千円					
人的被害		死者	人			畜産被害	千円					
		うち災害関連死者	人			水産被害	千円					
		行方不明者	人			商工被害	千円					
		負傷者	人			その他	千円					
		重症	人			その他	千円					
		軽傷	人			その他	千円					
住家被害		全壊	棟 世帯 人			被害総額	千円			119番通報件数		
		半壊	棟 世帯 人			火災の概況						
		一部破損	棟 世帯 人			消防機関等の活動状況						
		床上浸水	棟 世帯 人			応急対策の状況						
		床下浸水	棟 世帯 人			目衛隊の災害派遣						その他
非住家		公共建物その他	棟			火災発生						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

(資料1-6-2) 被害状況判定基準

住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物とは限らない。炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせ1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず、土蔵、小屋等であっても、現実に人が居住しているときは住家に入れる。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯として扱う。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。
死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
負傷 (重傷) (軽傷)	災害のため負傷し医師の治療を受け又は受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのものをいう。
全壊(焼)流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のことをいう。
半壊(焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
床上浸水	前記⑥から⑧に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のものをいう。
床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のことをいう。
準半壊に至らない	住家が損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。

(注) 1. 住家被害個数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。

2. 損壊とは、住家が被害により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

区 分		記 入 内 容
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
そ の 他 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑 の 冠 水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し運行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。	

区 分		記 入 内 容
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公 共 施 設 被 害 市 町 村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

〔出典：災害報告取扱要領及び「市町村地域防災計画（震災対策編）」作成の手引きを参考に作成〕

(目的)

第1条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(第3項及び第11条において「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第617号)第252条の19第1項の指定都市(次条第2項において「指定都市」という。))にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第1項及び第2項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類等)

第4条 第2条第1項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第2条第2項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前2項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務処理の特例)

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(日本赤十字社への委託)

第16条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第17条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

1 第4条第3項、第7条第1項及び第2項、同条第4項において準用する第5条第2項、第7条第5項、第8条、第9条第1項、同条第2項において準用する第5条第2項及び第3項、第10条第1項及び第2項、同条第3項において準用する第6条第3項、第11条、第12条並びに第14条の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が処理することと

されている事務

- 2 第2条及び第13条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務
- 3 第2条の2第1項及び第2項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
- 4 第13条第2項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

(費用の支弁区分)

第18条 第4条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

2 第7条第5項の規定による実費弁償及び第12条の規定による扶助金の支給で、第7条第1項の規定による従事命令又は第8条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第7条第2項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

3 第9条第2項の規定により準用する第5条第3項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

被害状況報告

市(区)町名 _____

1 災害発生の日時及び場所

2 災害の原因

3

(1) 被害状況 (年 月 日現在)

人的被害				住家の被害																			
死者	行方不明	負傷		棟数						世帯数及び人員													
		重傷	軽傷	全壊 全焼 又は 流失	半壊 又は 半焼	一部損壊 (準半壊のもの)	一部損壊 (準半壊を除く)	床上浸水	床下浸水	全壊全焼 又は 流失	半壊又は 半焼	一部損壊 (準半壊のもの)		一部損壊 (準半壊を除く)		床上浸水		床下浸水					
												世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員

・ 人的被害状況の詳細 → (報告項目例) 年齢、性別、被災状況、対応状況

・ 住家被害状況の詳細 → (報告項目例) 住所、被災状況、対応状況等

(2) 避難状況 (避難所別の避難者数)

避難場所	避難者の累計		現在の避難者数	
	世帯	人	世帯	人

(3) 避難指示状況 (有の場合は具体的に記入・数字は「約」でも可)

1. 避難指示 無・有 指示時刻【 : 】 対象地区名: _____ 対象: _____世帯_____人
 指示時刻【 : 】 対象地区名: _____ 対象: _____世帯_____人

4 その他 (特記事項=集落の孤立、断水状況等生活支援の必要な事案などを記入)

〔※出典：兵庫県災害救助の手引き（令和5年6月）より抜粋〕

(資料1-7-3) 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		摘要の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	町内の住家が滅失した世帯の数	40 世帯	施行令第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	2,500 世帯	施行令第1条第1項第2号
		20 世帯	
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	12,000 世帯	施行令第1条第1項第3号前段
		多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合	多数	施行令第1条第1項第3号後段	
(内閣府令で定める特別の事情) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。		内閣府令第1条	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき		施行令第1条第1項第4号
	(厚生労働省令で定める基準①) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第1号
	(厚生労働省令で定める基準②) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第2号

注1 本町の人口 災害救助法の適用基準の根拠となる本町の人口は、令和2年国勢調査による13,879人とする。(「5,000人以上15,000人未満」の区分の基準となる。)

注2 被害世帯数の算定基準

住家の被害程度とは、住家の滅失した世帯すなわち全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算して取扱うこと。

(資料1-7-4) 災害救助法による救助の基準

令和5年9月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型応急住宅) 6,775,000円以内 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて、地域の実情に応じた額で設定 3 (建設型応急住宅) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり6,775,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		全流	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
半鐘	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		床上浸水		
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤 治療材料、医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所 … 国 民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、死 産及び流産を含み現に 助産を要する状態にあ る者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の 100 分の 80 以内の 額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日(72 時間) 以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死体 の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上
被災した住宅 の応急修理	災害によって住家が 半壊又は半焼若しく はこれらに準ずる程 度の損傷を受け、雨水 の浸入等を放置すれ ば被害が拡大するお それがある住家に居 住する者	1 世帯当たり 50,000 円以内 ・ブルーシート、ロープ、土 嚢等緊急措置に必要な資材 費 ・建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から 10 日以内	被災者に対する緊急の修理 に関する相談窓口を開設し、 業者リストの提示と併せて 緊急の修理に関する制度概 要を説明する。
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊(焼)若 しくはこれらに準ず る程度の損傷を受け、 自らの資力により応 急修理をすることが できない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊(焼) した者	居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要な最小限度の部分 1 世帯 当り ①大規模半壊又は半焼若しくは 半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策 基本法に基づく国の 災害対策本部※が設 置された場合は 6 ヶ 月以内) に完了	半壊(焼)若しくはこれらに 準ずる程度の損壊とは、損害 割合 10%以上 20%未満とす る。
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半 壊(焼)又は床上浸水に より学用品を喪失又は 毀損等により使用す ることができず、就学上支 障のある小学校児童、中 学校生徒、義務教育学校 生徒及び高等学校等生 徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又は その承認を受けて使用してい る教材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると 推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計 上 2 災害発生後 3 日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する処 理(埋葬を除く。)をす る。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計 上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金		常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸 送 費 賃金職員等雇 上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助に要した 事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターに係る費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限り	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。
実費弁償	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【※出典：兵庫県災害救助の手引より抜粋】

(資料1-8-1) 自衛隊の災害派遣要請依頼書(様式)

様式1(派遣要請)

	第	号
	年	月
兵庫県知事 様		日
	上郡町長	印
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)		
標記のことについて、自衛隊法第83条第1講の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり要請します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する機関		
年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
(1) 要請責任者の職氏名		
(2) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類		
(3) 派遣地への最適経路		
(4) 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示		
① 連絡場所		
② 現場責任者		
③ その他		

(資料1-9-1) 上郡町被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その迅速かつ的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 1 被災建築物応急危険度判定（以下「危険度判定」という。）
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、町民の安全を確保するため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による2次災害発生の危険程度を判定し、その結果の表示等を行うことをいう。
- 2 被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）
前項の危険度判定業務に従事するものとして、兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（以下「判定士認定要綱」という。）に基づき兵庫県知事が認定したものをいう。
- 3 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）
危険度判定の実施にあたり、判定実施部、判定拠点、支援本部及び災害対策本部に於いて連絡調整にあたる区市町職員、及び判定業務に精通した建築関係団体に所属する者をいう。

第3 震前対策

1 体制整備

- (1) 町は“兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会（平成9年1月22日設立）”及び、地域協議会に参画し、県及び他市町と協力しながら、町内の危険度判定実施体制の整備を図る。
- (2) 判定士の養成
町は、危険度判定に必要な技術習得のために講習会の参加を町職員に促す。判定士に不足が生じた場合は、県が行う判定士補充に協力する。
- (3) 判定コーディネーターの養成
町は、判定コーディネーターとして必要な知識を得るための講習会に町職員の参加を促し、判定コーディネーター認定要綱に基づき、町内に必要な数の判定コーディネーターの養成に協力する。
- (4) 判定士等連絡体制の整備
町は、建築関係団体の協力を得ながら、所属する地域協議会内の民間判定士の連絡体制の整備に協力する。

2 災害予測

- (1) 県は、県が予測した災害予測を基に、応急危険度判定の実施に必要な事項に係る震前対策を行う。
- (2) 町は、他市町と災害予測に必要な情報交換、各市町の災害予測の把握に努める。
- (3) その他災害予測に関する事項は別途定める。

3 判定実施

- (1) 町は、県から提示を受けた判定実施のためのマニュアル等を活用し判定実施部の設置等を行う。
- (2) 県及び町は、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会の場に於いて、以下の事項を協議する。
 - ① 判定実施のためのマニュアルに関する事項
 - ② 判定実施方法、判定結果表示方法に関する事項
 - ③ 判定資機材の調達、備蓄に関する事項
 - ④ その他判定実施に必要な事項

4 地域防災計画等

町は、兵庫県地域防災計画に定められた応急危険度判定に関して町が定めるべきことを記載する。

第4 町による応急危険度判定の実施

- 1 町長は、その区域に於いて、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施部の設置その他必要な措置を講じ、知事及び建築関係団体等に対して、必要な応援を求めることができる。

第5 その他

- 1 町長は、その危険度判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置、その他所要の必要措置を講じるものとする。
- 2 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会、及び地域協議会は、この要綱の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。
- 3 その他、この要綱に定めのない事項については、別途定める。

制定 平成15年12月26日

〔参考 1〕 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会

所属協議会名

西播磨地域被災建築物応急危険度判定協議会

協議会の区域

(西播磨県民局管内)

(資料1-9-2) 被災建築物応急危険度判定マニュアル(実施部)

- 1 地震発生時の情報収集
(被害情報の把握)
(全国:第3)
- [建設産業部担当者] 災害対策本部長等に指示を受け以下の事項を実施する。
1) 被害状況を把握するための情報収集
(情報源)
① 防災ワークステーションによる被害予測を受け取る
② 兵庫県及び周辺市町との情報交換を行う
③ 赤穂市消防本部上郡消防署、相生警察署等から情報を集める
④ テレビ、ラジオ等が報道する情報を集める
⑤ 職員の出勤途上の情報を集める
⑥ 被災地周辺の地元判定士からの情報を集める
2) 災害対策本部の情報等を参考にしながら、応急危険度判定実施判断に必要な情報を分析する
- 2 判定実施要否の判断
(全国:第3)
- [本部事務局]
管内に震度5弱以上の地震が観測された場合は
1) 判定実施要否の判断に必要な情報を収集する
(過去の実績からすると震度5弱では判定実施が必要となる)
2) 災害対策本部長(町長)に判定実施要否を具申する
- 3 判定実施の宣言
(全国:第4)
- [本部事務局]
1) 災害対策本部長の判定実施要否の判断を受ける
2) 災害対策本部長が判定実施を判断した場合は
① 判定実施決定を兵庫県建築指導課長(078-362-3607)に連絡する
② 判定実施決定を建築士会龍野支部長に連絡する
③ 災害対策本部を通じマスコミに判定実施決定を公表する
- 4 実施部の設置
(判定拠点要否の検討)
(全国:第5)
- [実施部長](災害対策本部長は建設産業部の課長を実施部長に任命)
1) 建設課内に実施部を設置する
2) 実施部員を指名し、以下の事項にあたらせる
① 応急危険度判定専従者、及び補助者を指名する
[部員(判定専従者)] 実施部長の指示により以下の事項を行う
② 実施部連絡手段を確保する
(1) 電話(受信用):0791-52-1118
担当者、記録簿
(2) 電話(発信用) :番号、担当者、記録簿
(3) 電話(携帯用):番号、担当者、記録簿
(4) Fax :0791-52-6221
記録簿
③ 判定拠点要否を検討する
以下の場合は判定拠点を設置する
(1) 判定実施予想区域が広範囲にわたる場合
(2) 実施部への交通路の確保が困難な場合
(3) 必要判定士数が多数と予測される場合
④ 実施部、判定拠点に関する以下の事項を支援本部(県建築指導課)へ連絡する
(1) 実施部、判定拠点の設置場所
(2) 実施部、判定拠点の連絡手段
(3) 担当者氏名
- 5 判定実施区域等の検討
(区域、優先順位等)
(全国:第6)
- [部員] 被害状況を基に以下の事項を検討する
① 判断実施区域
② 区域内の判定実施対象建築物の推計
防災ワークステーションの被害想定を活用
③ オペレーションタイプの選定
(基本は、全数外観調査:オペレーションタイプ2)
④ 判定実施優先順位の検討

重要建物（避難所、病院等）は別途調査する

- | | | |
|----|------------------------------------|--|
| 6 | 判定実施区域の決定

(全国：第6) | 〔実施部長〕部員の検討を受け、判定実施区域等を決定する
(留意点)
① 必要判定士数
② 当面の投入可能判定士数・不足判定士数
③ 応援判定士数
④ オペレーション・タイプの変更の要否
⑤ 判定実施区域の変更要否
⑥ 判定対象建築物の用途、規模等の変更の要否
⑦ 被災地の状況（判定実施不適区域の把握）
⑧ 判定活動の被災者への影響
⑨ 優先順位設定の要否 |
| 7 | 判定実施計画の策定

(全国：第7) | 〔実施部長〕判定実施計画書を部員に指示し策定する
(判定実施計画書の内容)
① オペレーション・タイプ
② 判定実施区域、優先順位
③ 対象建築物の用途、規模
④ 判定実施期間（目標 10 日間）
⑤ 必要判定士数
⑥ 応援判定士数
⑦ 判定コーディネーター数
⑧ 判定資機材 |
| 8 | 判定実施区域の公表

(全国：第6) | 〔実施部長〕以下の事項を、マスコミ等を通じ被災者に周知する
① 判定開始日時
② 判定実施予定期間
③ 判定実施予定区域
④ 判定相談窓口（都市整備課：電話 52-1118）
⑤ 判定実施の目的、判定の概要等 |
| 9 | 判定実施区域の公表

(全国：第8) | 〔実施部長〕以下の事項を県（建築指導課長）に連絡し支援要請を行う
① 判定実施計画
② 支援要請内容
(1) 必要判定士数
(2) 必要判定コーディネーター数
(3) 必要判定資機材
(4) 参集場所、時間
(5) 判定実施予定期間 |
| 10 | 地元判定士等への参集
連絡・調整

(全国：第9) | 〔実施部長〕建築士会の赤穂支部長に地元判定士等への参集連絡を依頼する
(連絡事項)
① 参集場所
② 参集時間
③ 判定業務従事予定期間（1 判定士は実働 2 日間を基本とする）
④ 必要判定士数 |
| 11 | 判定士等の参集状況の
把握（県への連絡） | 〔実施部員〕建築士会赤穂支部長からの連絡を受け以下の事項を整理する
① 地元判定士、判定コーディネーターの参集可能数
② 判定実施期間中の地元判定士等の実施本部、判定拠点毎の配分
③ 参集状況の県への連絡 |
| 12 | 判定資機材の準備

(全国：第11) | 〔部員〕実施部長と協議し、判定資機材の準備をする |

- 13 判定コーディネーターの配置・業務
(全国：第9)
- 〔部員〕判定コーディネーターの配置
(判定コーディネーターの業務：実施部)
- ① 判定士の受け入れ準備
 - ② 判定実施区域判定拠点毎の配分、判定拠点へ連絡
 - ③ 判定資機材の手配、判定拠点への輸送確保
(判定コーディネーターの業務：判定拠点)
 - ① 判定士の受け入れ準備（受付、名簿等）
 - ② 判定実施区域の配分（班、チーム）
 - ③ 判定士への配布資料（説明資料）の準備
 - ④ 判定士への配布資機材の準備
- 14 判定士の輸送・宿泊所の手配
(全国：第13)
- 〔判定コーディネーター〕以下の事項を行う
(判定士の輸送)：事前に準備した資料を利用する
- ① 判定拠点から調査区域までの移動方法の検討
 - ② 搬送車両（バス・トラック・乗用車等）、自転車等の手配（利用可能な公共交通機関の調査、放置自転車等の活用）
 - ③ 輸送計画の策定
- (判定士の宿泊所)：事前に対象となる宿泊所を調査しておく
- ① 宿泊所確保可能不可能の検討
 - ② 可能な場合：確保（確保可能を支援本部に連絡）
 - ③ 不可能な場合：確保不可能を支援本部に連絡
- 15 判定士の受付、名簿作成
(全国：第14)
- 〔判定コーディネーター〕
(地元判定士等)
- ① 民間、行政職員別に判定士、判定コーディネーター別に名簿を作成
 - ② 民間判定士、判定コーディネーター名簿を支援本部に送付
(応援判定士等)
 - ① 応援判定士の代表者から名簿を受け取る
 - ② 受領した名簿を基に応援判定士の確認を行う
 - ③ 確認内容を支援本部に連絡する
- 16 判定チーム、班の編成
(全国：第15)
- 〔判定コーディネーター〕
(チームの編成)以下の事項に留意し編成する
- ① 判定士の健康状態（問題のある判定士は現地に派遣しない）
 - ② 2人1組として編成する
 - ③ 原則的に、地元判定士と派遣判定士をペアにする
 - ④ 判定経験者を適当に組み込む
- (班の編成)以下の事項に留意し編成する
- ① 経験者あるいは地元判定士から班長、副班長を選任する
 - ② 原則的に10チームを1班とする
 - ③ 移動所要時間を考慮し班の構成チーム数を決める
- 17 判定士へのガイダンス
(全国：第16)
- 〔判定コーディネーター〕
判定コーディネーターは、判定士へのガイダンスに先立ち以下の資料を作成する
- ① 判定実施区域を班毎に配分
 - ② チーム毎に配分
 - ③ 判定資機材の準備（参照：判定資機材一覧表）
 - ④ 判定区域の住宅地図
 - ⑤ 判定区域全体図
 - ⑥ 被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者への情報等）
- (判定士へのガイダンス)
判定士の班長、副班長を集め以下の説明を行う
- ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
 - ⑤ 出発時間、現地への移手段、現地における集合時間、集合場所

- 18 判定士へのガイダンス
(全国：第 16)
- 〔判定コーディネーター〕 判定地区への移動、判定業務の開始を指示
※判定業務については、判定士業務マニュアル等による
判定コーディネーターは判定実施中以下のために待機する
- ① 判定士からの連絡待機
 - ② 現地からの情報収集
 - ③ 緊急事態への対処のための待機
 - ④ 実施部、判定拠点へ帰還判定士の受け入れ
- 19 判定結果の取りまとめ
結果及びその活用
(全国：第 18)
- 〔班長、副班長〕 協力し以下の事項を行う
- ① 判定士からの判定結果を受け取り、集計する
 - ② 特に注意を必要とする被災建築物の有無（その概要）
 - ③ 判定士の健康状態
- 〔判定コーディネーター〕 班長から以下の事項を確認し、集計する
- ① 上記①②③
 - ② 上記②について、部長と協議、必要な措置を執る
- 20 判定を受けた建物等の
所有者への対応
(全国：第 20)
- 〔実施部〕
- ① 判定結果への問い合わせへの対応
 - ② 被災度区分判定実施の指導
- 21 実施部業務の終了
(全国：第 21)
- 〔実施部長〕 以下の条件が整ったときに実施部の業務を終了する
- ① 判定業務の終了
 - ② 判定結果の集計
 - ③ 資料整理の完了
 - ④ 判定結果の災害対策本部長への報告完了

(資料 1 - 10 - 1) 災害による町営住宅の一時使用に関する要綱

〔平成 23 年 4 月 1 日
要綱 第 2 号〕

最終改正：令和 3 年 12 月 28 日告示第 95 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害により住宅での居住が困難になった者に対し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項(行政財産の目的外使用許可)の規定に基づき、一時的な町営住宅の使用許可を認めることにより、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 火災、地震、水害等をいう。
- (2) 被災者 災害により自ら居住する住宅での居住が困難になった者をいう。
- (3) 一時使用 災害時の緊急避難として、町営住宅を期間限定して使用することをいう。
- (4) ペット 犬、猫等その他の生き物をいう。

(一時使用の許可条件)

第 3 条 町長は、町営住宅に公募による当選者の入居に支障がない適当な空家があり、かつ、被災者が次の各号の全てに該当する場合に限り、町の指定する空家住宅の一時使用を許可することができる。ただし、国又は地方公共団体からの要請により、被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は、これらの条件を具備することを要しない。

- (1) 被災時に本町内に居住していた者
- (2) 災害により居住が困難になり、他に避難する住宅がない者
- (3) 被災の証明書の発行を受けている者
- (4) ペットの飼育を行わない者
- (5) 入居者(名義人)及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(一時使用の許可申請)

第 4 条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、町営住宅一時使用許可申請書(様式第 1 号)及び上郡町営住宅規則(平成 13 年規則第 11 号。以下「規則」という。)第 9 条に定める町営住宅家賃減免・徴収猶予申請書に次の必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体からの要請により、被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は、町長は必要書類の添付を免除することができる。

- (1) 被災者の世帯全員の住民票
- (2) 被災の証明書(申請時に原本を提示すれば写しでもよい)
- (3) 誓約書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(審査及び斡旋)

第 5 条 町長は、被災者から前条の申請書類が提出された場合は、速やかに第 3 条に規定する許可条件を備えているか審査し、使用を許可する場合は町営住宅入居許可書(様式第 2 号)及び規則第 9 条に定める町営住宅家賃減免・徴収猶予許可書を交付するものとする。

2 町長は、公募事務等に支障のない範囲で、被災者世帯の人員や世帯からの希望も勘案して、町営住宅を斡旋するものとする。

(一時使用できる期間)

第 6 条 一時使用できる期間は 6 か月を限度とする。ただし、町長がやむ得ないと認める場合は、申請により 1 年に延長できるものとし、住宅再建に時間が必要な場合は最長 2 年まで延長することができる。

2 使用期間の延長に当たっては、町営住宅一時使用期間延長申請書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

(家賃の減免)

第 7 条 町長は、一時使用を許可するに当たり、当該町営住宅の家賃につき、上郡町営住宅条例(平成 13 年条例第 18 号。以下「条例」という。)第 14 条第 3 号の規定に基づき全額減免する。

(敷金の減免)

第8条 町長は、一時使用を許可するに当たり、当該町営住宅の敷金の納付につき、条例第17条第3項の規定に基づき全額減免する。

(共益費の費用負担義務)

第9条 被災者は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するに当たり、条例第20条の規定に基づき費用を負担しなければならない。

(条例等の遵守義務)

第10条 被災者は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するに当たり、条例及び規則並びに許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し請求)

第11条 町長は、町営住宅の一時使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 第3条に規定する許可条件を遵守しないとき。
- (2) 第6条第1項に規定する使用期間を遵守しないとき。
- (3) 条例及び規則を遵守しないとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

(使用者の保管義務等)

第12条 使用者が故意又は過失により住宅を滅失又は毀損したときは、町の指示に従い原状回復するか、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。退去修繕については、原則使用者が行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月18日告示第91号)

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現に提出されている改正前の各告示の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各告示の規定による様式とみなす。
- 3 この告示の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

(資料 1 - 11 - 1) 被災者生活再建支援法 (抜粋)

〔平成 10 年 5 月 22 日
法律第 66 号〕

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 2 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)
 - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロからニまでに掲げる世帯を除く。)

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯(第 7 項において「単数世帯」という。))を除く。以下この条において同じ。)のうち前条第 2 号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、100 万円(大規模半壊世帯にあっては、50 万円)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
 - (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100 万円
 - (3) その居住する住宅(公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第 2 号に規定する公営住宅(第 5 項第 3 号において「公営住宅」という。))を除く。)を賃借する世帯 50 万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 円(大規模半壊世帯にあっては、50 万円)に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300 万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第 2 号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100 万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 50 万円
 - (3) その居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯 25 万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、第2項、第3項及び第5項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、第3項中「300百万円」とあるのは「225万円」と、第5項中「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。

(支給事務の委託)

- 第4条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託することができる。
- 2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託した場合には、当該支援法人)は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

(資料 1 - 12 - 1) 上郡町災害支援基金条例

〔平成 17 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 13 号 〕

(目的)

第 1 条 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 項に規定する災害の発生に際し、当該災害にかかる支援、復旧経費に充てるため、災害支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 前条の目的に添う寄付金、その他の財源により歳出予算で定める額

(2) 基金の運用から生じる収入に相当する額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の規定により災害支援及び対策経費に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料1-13-1) 災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年3月20日
条例第20号〕

最終改正：令和2年3月18日条例第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

(1) 配偶者

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し町長等の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下世帯主の負傷という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書で定める場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けたものと連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも

繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月14日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和53年7月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年9月9日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年6月1日から適用する。

附 則(昭和57年12月13日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日から適用する。

附 則(昭和62年3月21日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月10日以降に生じた災害に関して適用する。

附 則(平成7年3月15日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年1月17日から適用する。

附 則(平成31年3月19日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月18日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(資料1-13-2) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年3月20日
規則第5号〕

最終改正：令和3年12月28日規則第36号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町は障害者に対し災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者に対しては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(貸付金の償還)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様

式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人を立てる場合の保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人を立てる場合の保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(借入申込期間の特例)

2 この規則第 6 条の規定にかかわらず、阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借入申込については、平成 7 年 10 月末日まで申込期間を延長するものとする。

附 則(昭和 57 年 12 月 27 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 57 年 7 月 10 日から適用する。

附 則(平成 7 年 9 月 20 日規則第 10 号)

この規則は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の前日に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日規則第 19 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 28 日規則第 36 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

(資料 1 - 14 - 1) 上郡町災害見舞金等の支給に関する条例

〔昭和 49 年 7 月 27 日
条例第 26 号〕

最終改正：平成 24 年 6 月 13 日条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害見舞金及び死亡弔慰金を支給することにより、被災者の援護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災をいう。
- (2) 町民 町の住民基本台帳に記録された者をいう。

(災害見舞金)

第 3 条 町は町の区域内に災害が発生した場合は、当該災害により被災した世帯主に対して災害見舞金を支給するものとする。

2 災害見舞金の額は、次の各号に掲げる被害の程度に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住家が全壊し、全焼し、又は流失した場合
1 世帯につき 150,000 円
- (2) 住家が半壊し、又は半焼した場合
1 世帯につき 100,000 円
- (3) 住家が床上浸水し、又は土砂等の流入のため一時的に居住が妨げられる状態になった場合
1 世帯につき 30,000 円

3 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めた場合は、同項各号のそれぞれの額を超えない範囲において支給することができる。

(死亡弔慰金)

第 4 条 町は、町の区域内で発生した災害により死者が生じた場合は、当該死者が町民の場合に限り、その者の遺族に対して、死亡弔慰金を支給するものとする。

2 死亡弔慰金の額は、1 人につき 100,000 円とする。

3 町民以外の者が死亡した場合において町長が特に必要と認めたときは、1 人につき 50,000 円を超えない範囲において町長が定める額を支給することができる。

(調査等)

第 5 条 町長は、町の区域内に災害が発生したときは、直ちに災害見舞金又は死亡弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)の支給要件に該当する者(以下「受給者」という。)を調査のうえ、災害見舞金を支給するものとする。

2 前項の調査にかかわらず、災害見舞金等の受給者は、当該災害が発生した日から 5 日以内に災害の状況を町長に申し出ることができる。

(支給の制限)

第 6 条 町長は、第 3 条又は第 4 条の規定に該当する場合であっても、当該被災者の責めにより被害を受けたと認める場合は、災害見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(災害見舞金等の返還)

第 7 条 偽りその他不正の手段によって災害見舞金等の支給を受けた者があるときは、町長はその受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年 3 月 20 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 10 年 3 月 31 日以前に発生した災害にかかる見舞金の支給については、従前の例による。

附 則(平成 16 年 11 月 12 日条例第 16 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 9 月 29 日発生 of 災害から適用する。

附 則(平成 24 年 6 月 13 日条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(資料1-15-1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準一覧

令和3年9月3日現在

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付の制限	貸付の条件	県の助成									
災害弔慰金	(1) 一の町の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害 (2) 県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の町が3以上ある災害 (3) 被害が発生した町をその区域に含む県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの (4) 災害救助法による救助が行われた町をその区域に含む県が2以上ある災害	町の住民のうち当該災害により死亡（災害後3カ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">死亡者1人当たりの支給限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td> <td style="text-align: center;">500万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> </table>	区	分	死亡者1人当たりの支給限度額	死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合		500万円	上記以外の場合		250万円	(1) 死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの (2) 警察表彰規則、消防表彰規程又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合 (3) その他町長が支給することが適当でないとする場合		要する費用につき、その3/4を補助する。
区	分	死亡者1人当たりの支給限度額												
死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合		500万円												
上記以外の場合		250万円												
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ。	負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に障害がある住民 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">障害者1人当たりの支給限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">125万円</td> </tr> </table>	区	分	障害者1人当たりの支給限度額	被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合		250万円	上記以外の場合		125万円	災害弔慰金と同じ		災害弔慰金と同じ
区	分	障害者1人当たりの支給限度額												
被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合		250万円												
上記以外の場合		125万円												

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額		支給・貸付の制限	貸付の条件	県の助成	
災害 援 護 資 金	県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害	町の住民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主		次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合には、1,270万円 (1) 総所得 (2) 退職所得 (3) 山林所得 (4) 土地等に係る事業所得 (5) 長期譲渡所得 (6) 短期譲渡所得	(1) 貸付利率 ・据置期間無利子 ・据置期間経過後年3%以内で条例で定める率 (2) 償還方法 償還期間 10年 据置期間 3年(特別の場合5年) 償還方法 年賦、半年賦償還(元利均等償還)	町が貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を町に貸し付ける。	
		被害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度				
			世帯主の負傷がある場合				世帯主の負傷が無い場合
		家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円				-
		家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合	250万円				150万円
		住居が半壊した場合	270万円				170万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円				250万円
		住居が全壊した場合	350万円				250万円
	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	-	350万円				
	住居の全体が滅失した場合	-	350万円				

(資料1-16-1) り災証明書

り災証明書

◎太わく部分をご記入ください

申請者	住所							
					TEL() -			
	(現在の連絡先)							
					TEL() -			
	(フリガナ)							
	氏名 (り災者と同じ場合は記載不要です。)							
り災者氏名	(フリガナ)							
り災世帯員の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
			男・女	T S H R			男・女	T S H R
			男・女	T S H R			男・女	T S H R
			男・女	T S H R			男・女	T S H R
り災場所申請資格建物の用途及び種類	<input type="checkbox"/> 持家 居住者 <input type="checkbox"/> 借家 居住者 (所有者:) <input type="checkbox"/> 借家 家主				<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 ()			
り災建物の所在地	兵庫県赤穂郡上郡町 番地 (集合住宅等名称)							

り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊(損害割合 %)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水(損害割合 %) <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 流失
り災原因	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

上郡町長

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

(資料1-17-1) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、貯蓄・地震保険などの「自助」や、公的支援（「公助」）の限界を埋めるため、新しい「共助」（住宅所有者間の相互扶助）による住宅等の再建を支援する仕組みとして、全国に先駆けてフェニックス共済（住宅再建共済・家財再建共済）制度を創設しました。

この「フェニックス共済」（兵庫県住宅再建共済制度）は、住宅を所有している方が加入し、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅や家財の再建・補修を支援する制度です。

1 加入資格

県内に住宅を所有する方が加入できます。

2 加入方法

郵送により申し込みを受け付けます（平成17年9月～）。

【申し込み先】

（公財）兵庫県住宅再建共済基金

〒650-8567 神戸市中央下山路通5-10-1

TEL (078) 362-9400

3 共済負担金

口座振替の方法により、共済負担金を納付いただきます。

住宅再建共済制度 年額 5,000 円

家財再建共済制度 年額 1,500 円

マンション共用部再建制度 年額 2,400 円×住戸数

※1 新規加入年度は、月額 500 円（マンション月額 200 円）に3月までの月数を乗じた額

2 一部損壊特約（付加制度）は、年額 500 円（マンション月額 250 円）

4 共済給付金

自然災害により加入する住宅に半壊以上の被害を受けた場合、次の区分に応じて、共済給付金を給付します。

区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合 10%以上)を対象とする制度】
住 宅 再 建 共 済 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600 万円 ・全壊で住宅補修 200 万円 ・大規模半壊で住宅補修 100 万円 ・半壊で住宅補修 50 万円 ・上記以外で新たな住宅等に入居 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・準半壊(損害割合 10%以上)で新たな住宅建築・購入・補修 25 万円 ・準半壊(損害割合 10%以上)で住宅補修 25 万円 ・上記以外で新たな住宅等に入居 10 万円
マ ン シ ョ ン 共 用 部 分 再 建 共 済 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300 万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ・全壊でマンション補修 100 万円×加入住戸数 ・大規模半壊でマンション補修 50 万円×加入住戸数 ・半壊でマンション補修 25 万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ・準半壊(損害割合 10%以上)で新たなマンション建築 12 万 5 千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ・準半壊(損害割合 10%以上)でマンション補修 12 万 5 千円×加入住戸数

区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合 10%以上)を対象とする制度】
家財再建 共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ・住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ・住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ・住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	—

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
 - (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、以下の制約がある。
 - ① 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - ② 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は給付対象とならない。
- 2 マンション共用部分再建共済制度
県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。
- 3 家財再建共済制度
賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

(資料1-18-1) 上郡町避難行動要支援者名簿に関する要綱

〔平成30年1月29日〕
告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び上郡町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 町長は、法第49条の10第1項の規定により、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第4条 町長は、災害の発生に備え、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。

3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第5条 町長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するために必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報被提供者」という。）に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第6条 名簿情報被提供者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第7条 名簿情報被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第8条 名簿情報被提供者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(資料1-18-2) 上郡町避難行動要支援者名簿に関する要綱事務取扱要領

〔平成30年1月29日
訓令第1号〕

最終改正：令和5年1月27日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、上郡町避難行動要支援者名簿に関する要綱(平成30年告示第2号。以下「要綱」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の登録)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者を避難行動要支援者として、要綱第3条第1項において作成する避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

(1) 生活の基盤が町内の自宅にあり、次のいずれかの要件に該当する者

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者のうち、要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までのいずれかに該当する者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の種類が、視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由であり、かつ、等級が1級又は2級である者

ウ 兵庫県が発行する療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者のうち、その障害程度の判定がAである者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級である者

オ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者

(2) 前号に掲げる者のほか、町長又は避難支援等関係者が支援を要すると判断し、町に届け出た者

(名簿情報提供の同意の意思の確認方法)

第4条 要綱第4条第2項に規定する本人の同意の確認方法は、本人又はその代理人(以下「避難行動要支援者等」という。)が、避難支援者への情報提供に関する同意書(様式第1号)を町長に提出する方法とする。

(支援の申出)

第5条 第3条第2号に規定する申出方法は、避難行動要支援者等が、避難行動要支援者名簿登録申請(同意)書(様式第2号)を町長に提出する方法とする。

(名簿情報の修正等)

第6条 避難行動要支援者等は、名簿情報に変更が生じたときは、避難行動要支援者名簿登録変更申出書(様式第3号)を町長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第7条 避難行動要支援者等は、避難行動要支援者の名簿情報の抹消を求める場合には、避難行動要支援者名簿登録抹消届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、当該避難行動要支援者の情報を抹消するものとする。

3 町長は、避難行動要支援者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を抹消するものとする。

(1) 第3条各号の規定に該当しなくなったと把握したとき。

(2) 死亡したことを把握したとき。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

- (3) 転出したことを把握したとき。
 - (4) 医療機関へ入院し、又は福祉施設へ入所したことを把握したとき。
 - (5) その他町長が特に必要があると認めたとき。
- (その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日訓令第24号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に提出されている改正前の各訓令の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各訓令の規定による様式とみなす。

3 この訓令の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則(令和5年1月27日訓令第3号)

この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

(資料1-19-1) 上郡町地区防災計画制度の運用に関する要綱〔令和元年6月18日〕
〔告示第55号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下「法」という。)第42条第3項及び同法第42条の2に基づく、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という。)が当該地区における防災活動に関する計画(以下「地区防災計画」という。)を、上郡町地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に定めるための手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(連合会連携型地区防災計画の規定手続)

第2条 法第42条第3項に基づく地区防災計画の規定は、町内の自主防災組織である地区自主防災組織連合会が作成する防災に関する計画(以下「連合会連携型地区防災計画」という。)を対象とするものとする。

2 地区自主防災組織連合会は、次に掲げる書類を町長へ提出するものとする。

- (1) 地域防災計画への規定に関する同意書(様式第1号)
 - (2) 地区防災計画の対象となる計画
 - (3) その他上郡町防災会議会長(以下「会長」という。)が必要と認める書類
- (連合会連携型地区防災計画の地域防災計画への規定)

第3条 会長は、前条に基づく提出があったときは、上郡町防災会議運用規程第6条第1項第2号に基づく専決処分により地域防災計画へ規定するものとする。

2 会長は、前項に基づく規定があったときは、次の上郡町防災会議で報告を行うものとする。

(計画提案型地区防災計画の要件)

第4条 法第42条の2に基づく地区防災計画の提案(以下「計画提案」という。)は、地区居住者等が共同して提案できるものとする。

2 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、組織体制、平常時及び災害時の活動方法等について定めたもの
- (2) 地域防災計画に抵触しない内容

(計画提案の提出)

第5条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を上郡町防災会議事務局へ提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書(様式第2号)
- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 計画提案する者が地区居住者等であることを証する書類
- (4) 地区居住者等の合意のもと作成された計画であることを証する書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(事前審査)

第6条 会長は、第4条に基づく計画提案があったときは、次に掲げる事項について、上郡町地区防災計画事前審査会(以下「審査会」という。)を設置し、事前審査を行うものとする。

- (1) 計画提案の内容及び実施体制
- (2) 町の地域防災計画との整合
- (3) 同じ地区の地区自主防災組織連合の防災活動との整合
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 防災担当課長
- (2) 企画担当課長
- (3) 総務担当課長
- (4) 地域福祉担当課長
- (5) その他会長が必要と認める者

3 審査会の委員長は、防災担当課長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表する。

5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。

第1部 法律・条令・規則・制度 関係

6 委員長は、審査会の結果を事前審査結果報告書(様式第3号)により会長に報告するものとする。

(計画提案の審議)

第7条 上郡町防災会議は、前条の事前審査の結果に基づき、提案された計画素案を上郡町地域防災計画に定めることについて、審議を行うものとする。

(審議結果の通知)

第8条 上郡町防災会議会長は、前条による審議の結果を審議結果通知書(様式第4号)により、計画提案を行った代表者に通知するものとする。

(準用規定)

第9条 地域防災計画に規定した連合会連携型地区防災計画及び計画提案型地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第8条までの規定を準用する。

(庶務)

第10条 この要綱に係る庶務は、防災担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

(資料 1 - 20 - 1) 職員の災害時動員要領

〔平成 30 年 8 月 29 日〕
訓 令 第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、正規の勤務時間外において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応を講じる必要がある場合における職員の動員に関し必要な事項を定める。

(動員の基準)

第 2 条 職員の災害時の動員の基準は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき策定した上郡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める基準とする。

(職員の動員方法)

第 3 条 職員の動員方法は、防災計画に定めるところによるものとする。

(特例)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、特例として動員しないものとする。

- (1) 休職中の者
- (2) 出張中の者（出張期間中の者でもすでに帰宅している者は除く。）
- (3) 病気休暇中の者
- (4) 産前産後休暇中の者
- (5) 育児休業等休業中の者
- (6) 乳幼児、児童、高齢者又は障がい者等と同居し、当該職員以外に前記の者を避難誘導させる者がいない者であらかじめ町長が承認した者
- (7) その他町長が承認した者

2 前項第 6 号により承認された者は、承認の事由となる者の安全が確保されたときは第 2 条の規定による災害対応に従事することとする。

3 第 1 項第 6 号又は第 7 号による承認を受けようとするときは、毎年度災害時動員免除承認申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定により申請書が提出された時は、町長は特段の事由がない限り承認するものとする。ただし、承認しない場合は、理由を付し災害時動員免除承認申請書を返却するものとする。

5 前項の規定による承認を受けた後、承認の事由に変更が生じたときは、災害時動員免除状況変更届（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 30 年 8 月 29 日から施行する

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(資料2-1-1) 重要水防箇所の設定基準

重要水防箇所の設定基準

種 別	重 要 水 防 箇 所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要 注 意 箇 所
堤 防 高 (流 下 能 力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝・洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 水 防 箇 所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要 注 意 箇 所
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

表1 計画余裕高

項	1	2	3	4	5	6
計画高水流量 (m ³ /S)	200 未満	200 以上 500 未満	500 以上 2,000 未満	2,000 以上 5,000 未満	5,000 以上 10,000 未満	10,000 以上
計画高水位に加える値 (m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0

表2 天端幅

項	計画高水流量 (m ³ /S)	天 端 幅 (m)
1	500 未満	3.0
2	500 以上 2,000 未満	4.0
3	2,000 以上 5,000 未満	5.0
4	5,000 以上 10,000 未満	6.0
5	10,000 以上	7.0

備考1 堤防の計画余裕高及び天端幅は、河川管理施設等構造令に準ずる。(表1、表2)

2 計画高水流量とは、中小、小規模、激特、助成、関連、農改等で一定規模で河川改修工事の完了区域はその改修断面相当の流量を計画高水流量とし、その他の区域は平均降雨強度 50mm/hr とし、合理式により算出した流量を計画高水流量とする。

(資料 2 - 1 - 2) 重要水防箇所

水系名	河川名	左右岸	水防上最も重要な箇所				次に重要な箇所				要注意箇所						
			番号	延長(m)	地点	危険理由	対策工法	番号	延長(m)	地点	危険理由	対策工法	番号	延長(m)	地点	危険理由	対策工法
(二)千種川	高田川	左															
		右					10	500	上郡町釜島～西野山 (天神橋～須賀神社前)	1-B 堤防高	積み土 のう工						
"	"	左					11	760	上郡町西野山～中野 (河口 1.66km～2.40km)	1-B 流下断面	積み土 のう工						
		右					11	760	"	"	"						
"	鞍居川	左	12	810	上郡町上郡 (千種川合流点上流)	1-A 堤防断面	積み土 のう工										
		右															
"	"	左					14	200	上郡町尾長谷 (柳井橋下流 250m～45m)	1-B 堤防高	積み土 のう工						
		右															
"	"	左															
		右					15	200	上郡町尾長谷 (柳井橋下流 100m ～土井川合流点)	1-B 堤防高	積み土 のう工						
"	"	左					16	300	上郡町野桑 (今井橋下流井堰 ～上流 300m)	1-B 堤防高	積み土 のう工						
		右					16	100	"	"	"						
"	"	左					17	200	上郡町野桑 (いがき谷川上流井堰 ～広根橋下流井堰)	1-B 堤防高	積み土 のう工						
		右					17	200	"	"	"						

水系名	河川名	左右岸	水防上最も重要な箇所				次に重要な箇所				要注意箇所					
			番号	延長(m)	地点	危険理由	対策工法	番号	延長(m)	地点	危険理由	対策工法	番号	延長(m)	地点	危険理由
(二) 千種川	鞍居川	左					18	200	上郡町野桑 (知尾井橋上流 ～薬師橋付近)	1-B 堤防高	積み土 のう工					
		右					18	400	〃	〃	〃					
〃	鞍居川	左					19	200	上郡町金出地 (須時橋上流～ 西の谷橋下流)	1-B 堤防高	積み土 のう工					
		右														
〃	岩木川	左					20	500	上郡町岩木 (県道交差～岩木橋 ～県道交差)	1-B 堤防高	積み土 のう工					
		右														

〔※出典：令和5年度兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所水防活動要綱より抜粋〕

(資料 2 - 1 - 3) 重点監視区間

1 重点監視区間の目的

堤防の浸透・浸食が堤防の決壊等の重大な被害につながるおそれがあることから、堤防機能に支障を及ぼす変状が生ずる可能性が相対的に高い区間を重点監視区間として設定する。

重点水防箇所番号	河川名	延長 (m)	地点	理由	基準水位局
30	(二) 千種川	300	赤穂郡上郡町與井新 (左岸)	漏水	上郡

2 重点監視区間の監視

重点監視区間を受け持ち区間内に含む上郡水位局を重点監視基準水位局として定め、重点監視基準水位局の水位が氾濫注意水位 (3.4m) に到達した段階で、重点監視に出動する。

重点監視水位局の水位が、避難判断水位 (3.8m) を下回り、その後の水位上昇が見込まれないと判断される場合に重点監視を終了する。

なお、監視員が重点監視を行った時は、変状の有無に関わらず、その都度電話等で河川管理者 (土木事務所) へ報告する。

〔※出典：令和5年度兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所水防活動要綱より抜粋〕

Ⅶ 資料 編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(資料2-2-1) 砂防指定地

番号	河 川 名				溪流名	所 在 地	指 年 月 日	告 示 番 号
	幹流	支流	小支流	小小支流				
1	千種川	高田川			高田川	佐用谷字奥山ほか	S29.7.2	建告1220号
2	千種川	高田川			高田川	奥字老ヶ谷ほか	S37.2.5	建告199号
3	千種川	高田川			高田川	奥字右丘谷ほか	S39.9.18	建告2686号
4	千種川				高田川	佐用谷字奥山ほか	S47.5.9	建告925号
5	千種川				大谷川 中ノ谷川	宇野山字大谷	S46.8.25	建告1459号
6	千種川	安室川			作り道川	小野豆字作り道	S46.8.25	建告1459号
7	千種川				右丘谷川	小野豆から奥	S48.5.22	建告1106号
8	千種川	安室川			安室川	皆取字平倉ほか	S27.9.11	建告1207号
9	千種川				安室川	八保字大谷ほか	S59.12.4	建告1608号
10	千種川				山田川	竹万字甲乙谷	S47.5.9	建告925号
11	千種川	安室川	梨ヶ原川		上栗原川	栗原字大谷	S50.1.31	建告72号
12	千種川				広畑川	落地字馬廻ほか	S47.5.9	建告925号
13	千種川	安室川	梨ヶ原川	栗川	小要谷川	梨ヶ原字小要	S25.10.16	建告1109号
14	千種川	安室川	梨ヶ原川	栗川	夫婦谷川	梨ヶ原字米山	S25.10.16	建告1109号
15	千種川	安室川	梨ヶ原川	栗川	一谷川	梨ヶ原字米山	S25.10.16	建告1109号
16	千種川	安室川			丸山寺川	高山字奥小屋	S50.1.31	建告72号
17	千種川	安室川			横谷川	行頭字松尾	S62.3.16	建告668号
18	千種川	安室川			横谷川	行頭字上ノ山	S63.3.18	建告802号
19	千種川	安室川			横谷川	行頭字上ノ山ほか	S63.10.31	建告2110号
20	千種川	安室川	新垣内川		新垣内川	八保字新垣内ほか	S45.6.19	建告949号
21	千種川	羽山谷川			羽山谷川	山野里字羽山ほか	S39.9.16	建告2686号
22	千種川				鞍居川	金出地字市ヶ成	S37.4.28	建告1197号
23	千種川				東谷川	大富字石ヶ坪	S44.3.31	建告823号
24	千種川	鞍居川			東谷川	大富字亀谷	S49.10.9	建告1263号
25	千種川				西谷川 及び支川	大富字流れ尾	S44.3.31	建告823号
26	千種川	鞍居川			土井川	尾長谷字大平	S63.10.1	建告2110号
27	千種川	鞍居川	三軒谷川		三軒谷川	野桑字三軒谷	S25.10.16	建告1109号
28	千種川	鞍居川	三軒谷川		三軒谷川	野桑字ツツラ	S25.10.16	建告1109号
29	千種川	鞍居川	三軒谷川		三軒谷川 右1号谷川	野桑字木谷東	S25.10.16	建告1109号
30	千種川	鞍居川	三軒谷川		三軒谷川 左1号谷川	野桑字木谷西	S25.10.16	建告1109号
31	千種川	鞍居川			西ノ谷川	金出地字西ノ谷	S54.1.27	建告94号
32	千種川	鞍居川			阿曾川	金出地字服峯ほか	S55.3.22	建告370号
33	千種川	鞍居川	杉尾川		杉尾川	金出地字本村奥	S21.5.25	内告71号
34	千種川	鞍居川			杉尾川	金出地	S50.1.31	建告72号
35	千種川	鞍居川	杉尾川		カチシ川	金出地字カチシほか	S56.7.9	建告1261号
36	千種川				奥山谷川	大枝字奥山	S63.3.18	建告802号
37	千種川				岩木川	旭日字滝ノ口	S42.3.22	建告704号
38	千種川	岩木川	船谷川		船谷川	岩木	S52.4.23	建告745号
39	千種川				才坂川	岩木	S47.5.9	建告925号
40	千種川				倉尾川	岩木	S47.5.9	建告925号
41	千種川	岩木川			不生谷川	岩木	S37.2.5	建告199号
42	千種川	細野川			細野川	細野	S22.12.15	内告383号
43	千種川				白旗谷川	細野	S37.4.8	建告1196号
44	千種川	楠川			楠川	楠	S27.11.15	建告1379号
45	千種川				国光川	金出地	H3.3.30	建告935号
46	千種川				惣尻川	尾長谷	H5.3.25	建告952号
47	千種川				戸谷川	金出地	H7.2.23	建告281号
48	千種川				九ノ谷川	梨ヶ原	H9.6.23	建告1361号
49	千種川	鞍居川			井谷川	船坂	H11.2.17	建告222号

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

番号	河川名				溪流名	所在地	指 定 告 示 年 月 日 番 号
	幹流	支流	小支流	小小支流			
50					柏野川	柏野	H24.2.2 国告131号
51					尾曾ヶ谷川		H15.3.14 国告第222号
52					大正川	細野	H27.11.18 国告第1151号
53					宮ノ谷川	細野	H27.11.18 国告第1151号
54					井垣谷川	大枝	H28.5.20 国告第765号
55					新田川1	山野里	H28.6.22 国告第834号
56					飯坂川1 新田川2	山野里	H28.6.22 国告第834号
57					飯坂川2	山野里	H28.6.22 国告第834号
58					楠川	楠	H28.11.28 国告第1366号
59					繁養寺川	野桑	H29.12.1 国告第46号
60					釜ヶ谷川 湯ノ脇川	船坂	H29.12.1 国告第46号
61					石生谷川		H30.4.5 国告第586号

※上郡町建設課

資料2-2-2) 土石流危険溪流等

令和2年4月1日

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
千-上郡-I1	千種川	千種川	楠川	楠	128	83	15
千-上郡-I2	千種川	千種川	新奥谷	矢野町榊	27	17	12
千-上郡-I3	千種川	細野川	細野川	細野	137	75	12
千-上郡-I4	千種川	細野川	細野2	細野	132	34	12
千-上郡-I5	千種川	細野川	細野1	細野	48	18	12
千-上郡-I6	千種川	千種川	柏野	柏野	129	69	10
千-上郡-I7	千種川	千種川	石生谷川	苔縄観音寺	84	56	10
千-上郡-I8	千種川	岩木川	石戸	岩木丙石戸	6	12	20
千-上郡-I9	千種川	岩木川	細念	岩木丙細念	79	34	15
千-上郡-I10	千種川	岩木川	不生谷川	岩木乙倉尾	117	48	12
千-上郡-I11	千種川	岩木川	倉尾川	岩木乙倉尾	158	120	10
千-上郡-I12	千種川	岩木川	才坂	岩木甲才坂	38	32	12
千-上郡-I13	千種川	岩木川	船谷台地	岩木甲船谷台地	111	52	8
千-上郡-I14	千種川	千種川	イブキ谷川	大枝馬坂	26	11	15
千-上郡-I15	千種川	千種川	奥山谷川	大枝馬坂	172	54	10
千-上郡-I16	千種川	鞍居川	国光川	金出地国光	45	18	20
千-上郡-I17	千種川	杉尾川	本金出地	金出地本金出地	28	9	10
千-上郡-I18	千種川	鞍居川	戸谷	金出地戸谷	42	10	20
千-上郡-I19	千種川	鞍居川	阿曾川	金出地阿曾	210	161	8
千-上郡-I20	千種川	鞍居川	高谷	金出地高谷	18	8	12
千-上郡-I21	千種川	鞍居川	尾畠ノ谷川	野桑中村	22	10	20
千-上郡-I22	千種川	大富川	東谷1	大富東谷	28	5	31
千-上郡-I23	千種川	鞍居川	細畑	野桑細畑	33	9	20
千-上郡-I24	千種川	鞍居川	日原谷	野桑本村	174	91	8
千-上郡-I25	千種川	鞍居川	野桑今川	野桑今川	211	136	8
千-上郡-I26	千種川	鞍居川	小山	尾長谷小山	87	18	20
千-上郡-I27	千種川	鞍居川	土井川	尾長谷土井	119	34	15
千-上郡-I28	千種川	鞍居川	土井の内2	尾長谷土井の内	12	6	12
千-上郡-I29	千種川	鞍居川	星尾川	尾長谷	47	13	20
千-上郡-I30	千種川	鞍居川	大富沢	尾長谷	165	81	12
千-上郡-I31	千種川	鞍居川	惣尻川	尾長谷惣尻	187	57	10
千-上郡-I32	千種川	千種川	羽山谷川	山野里羽山	59	49	4
千-上郡-I33	千種川	千種川	東町1	上郡東町	95	51	6

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険個所 関係

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
千-上郡-I 34	千種川	千種川	東町2	上郡東町	82	25	12
千-上郡-I 35	千種川	安室川	横谷川	行頭延野	24	7	12
千-上郡-I 36	千種川	安室川	行頭小谷川	行頭行頭	50	14	12
千-上郡-I 37	千種川	安室川	播磨自然高原1	播磨自然高原	18	7	15
千-上郡-I 38	千種川	安室川	大石川	高山大石	128	64	7
千-上郡-I 39	千種川	安室川	高山大谷	高山別所原	83	31	15
千-上郡-I 40	千種川	安室川	別所原川	高山別所原	24	11	12
千-上郡-I 41	千種川	安室川	太山寺川	高山奥小屋	94	42	12
千-上郡-I 42	千種川	安室川	一ノ木谷川	高山山脇	27	11	12
千-上郡-I 43	千種川	安室川	皆坂1	八保丙皆坂	8	4	15
千-上郡-I 44	千種川	安室川	皆坂2	八保丙皆坂	19	5	20
千-上郡-I 45	千種川	安室川	上ノ池谷川1	八保乙岡	35	19	15
千-上郡-I 46	千種川	安室川	上ノ池谷川2	八保乙岡	50	19	12
千-上郡-I 47	千種川	安室川	東岡谷川	八保乙岡	25	9	31
千-上郡-I 48	千種川	梨ヶ原川	藪	梨ヶ原藪	17	3	5
千-上郡-I 49	千種川	梨ヶ原川	落地2	落地	7	2	20
千-上郡-I 50	千種川	安室川	釜谷	八保甲釜谷	39	20	12
千-上郡-I 51	千種川	安室川	飯坂1	山野里飯坂	10	2	8
千-上郡-I 52	千種川	安室川	飯坂2	山野里飯坂	3	2	7
千-上郡-I 53	千種川	安室川	第二井谷川	船坂井谷	40	13	6
千-上郡-I 54	千種川	安室川	第一井谷川	船坂井谷	45	15	12
千-上郡-I 55	千種川	安室川	釜ヶ谷1	船坂釜ヶ谷	18	12	7
千-上郡-I 56	千種川	安室川	釜ヶ谷2	船坂湯ノ脇	19	13	7
千-上郡-I 57	千種川	安室川	湯ノ脇川1	船坂湯ノ脇	31	7	20
千-上郡-I 58	千種川	安室川	湯ノ脇川2	船坂湯ノ脇	45	19	7
千-上郡-I 59	千種川	安室川	山野里川	山野里丹西	31	5	15
千-上郡-I 60	千種川	安室川	木目川	山野里木ノ目	39	16	15
千-上郡-I 61	千種川	安室川	中ノ谷川	山野里平野	63	21	8
千-上郡-I 62	千種川	安室川	宮ノ谷川	山野里平野	47	14	15
千-上郡-I 63	千種川	安室川	竹万1	竹万竹万	16	5	15
千-上郡-I 64	千種川	安室川	竹万2	竹万竹万	29	6	15
千-上郡-I 65	千種川	千種川	高田台	高田台一丁目	40	18	15
千-上郡-I 66	千種川	高田川	高田川	奥甲	112	70	12
千-上郡-I 67	千種川	高田川	杓谷川	奥甲	43	23	20
千-上郡-I 68	千種川	高田川	小野豆川	小野豆	29	6	20
千-上郡-I 69	千種川	高田川	小野豆	小野豆	61	12	10
千-上郡-I 70	千種川	高田川	宇野山下2	宇野山宇野山下	3	3	20
千-上郡-I 71	千種川	高田川	奥休治川	休治中土井	111	54	12
千-上郡-I 72	千種川	高田川	中庄川	休治西庄	63	29	12
千-上郡-I 73	千種川	高田川	西庄	休治西庄	33	9	10
千-上郡-I 74	千種川	高田川	板屋谷1	中野板屋谷	36	7	12
千-上郡-I 75	千種川	高田川	板屋谷2	中野板屋谷	64	10	12
千-上郡-I 76	千種川	高田川	正福寺1	正福寺	68	42	7
千-上郡-I 77	千種川	高田川	正福寺2	正福寺	37	14	7
千-上郡-I 78	千種川	高田川	釜島	釜島	35	10	12
千-上郡-II 1	千種川	千種川	二ツ道	楠	60	20	15
千-上郡-II 2	千種川	千種川	轟川	赤松	320	357	6
千-上郡-II 3	千種川	岩木川	田ノ尻	岩木甲田ノ尻	83	22	20
千-上郡-II 4	千種川	岩木川	鍛冶	岩木甲鍛冶	114	27	15
千-上郡-II 5	千種川	鞍居川	戸谷川	金出地戸谷	99	38	10
千-上郡-II 6	千種川	梅谷川	梅谷	野桑梅谷	40	19	7
千-上郡-II 7	千種川	鞍居川	三軒谷川	野桑広根	71	184	20

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況		
					溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均 勾配(度)
千-上郡-Ⅱ8	千種川	鞍居川	広根1	野桑広根	52	17	20
千-上郡-Ⅱ9	千種川	鞍居川	広根2	野桑広根	34	14	10
千-上郡-Ⅱ10	千種川	鞍居川	イカキ谷川	野桑中村	17	13	15
千-上郡-Ⅱ11	千種川	大富川	鍋倉	大富鍋倉	10	1	15
千-上郡-Ⅱ12	千種川	大富川	西谷	大富鍋倉	78	38	15
千-上郡-Ⅱ13	千種川	大富川	大杉野1	大富大杉野	13	3	31
千-上郡-Ⅱ14	千種川	大富川	大杉野2	大富大杉野	44	22	12
千-上郡-Ⅱ15	千種川	大富川	東谷2	大富東谷	19	16	15
千-上郡-Ⅱ16	千種川	大富川	本村	野桑本村	9	4	12
千-上郡-Ⅱ17	千種川	鞍居川	土井の内1	尾長谷土井の内	135	94	7
千-上郡-Ⅱ18	千種川	千種川	東町川	上郡東町	49	13	15
千-上郡-Ⅱ19	千種川	安室川	延野	行頭延野	55	15	15
千-上郡-Ⅱ20	千種川	安室川	中野1	行頭中野	80	19	10
千-上郡-Ⅱ21	千種川	安室川	中野2	行頭中野	21	8	12
千-上郡-Ⅱ22	千種川	安室川	播磨自然高原2	播磨自然高原	24	3	12
千-上郡-Ⅱ23	千種川	安室川	播磨自然高原3	播磨自然高原	9	1	10
千-上郡-Ⅱ24	千種川	安室川	小谷	高山小谷	59	15	15
千-上郡-Ⅱ25	千種川	安室川	山脇	高山山脇	16	4	12
千-上郡-Ⅱ26	千種川	安室川	安室川	八保丙皆坂	79	36	7
千-上郡-Ⅱ27	千種川	安室川	新垣内	八保甲新垣内	43	24	8
千-上郡-Ⅱ28	千種川	梨ヶ原川	上宿	梨ヶ原上宿	130	91	8
千-上郡-Ⅱ29	千種川	梨ヶ原川	落地1	落地	24	7	7
千-上郡-Ⅱ30	千種川	梨ヶ原川	下栗原	栗原下栗原	29	10	8
千-上郡-Ⅱ31	千種川	安室川	新田1	山野里新田	33	8	10
千-上郡-Ⅱ32	千種川	安室川	新田2	山野里新田	33	10	20
千-上郡-Ⅱ33	千種川	安室川	木ノ目	山野里木ノ目	19	4	12
千-上郡-Ⅱ34	千種川	安室川	平野	山野里平野	68	41	4
千-上郡-Ⅱ35	千種川	安室川	山田	竹万山田	56	23	15
千-上郡-Ⅱ36	千種川	高田川	大谷川	宇野山宇野山上	85	39	12
千-上郡-Ⅱ37	千種川	高田川	宇野山下1	宇野山宇野山下	18	7	15
千-上郡-Ⅱ38	千種川	高田川	宇野山下3	宇野山宇野山下	17	2	15
千-上郡-Ⅱ39	千種川	高田川	板屋谷3	中野板屋谷	61	16	8

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
市町土石流危険溪流等より抜粋〕

Ⅶ 資料 編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(資料2-2-3) 急傾斜地崩壊危険箇所

令和2年4月1日

I：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	1	国光	金出地国光	30	150	75
自然	2	戸谷(1)	金出地戸谷	38	150	80
自然	3	戸谷(2)	金出地戸谷	43	60	70
自然	4	大富	大富	35	230	102
自然	5	稗田	野桑	31	240	60
自然	6	中村(1)	野桑中村	36	115	90
自然	7	大杉野	大富大杉野	39	170	65
自然	8	東谷	大富東谷	40	240	64
自然	9	尾長谷(1)	尾長谷	34	158	78
自然	10	惣尻(1)	尾長谷惣尻	33	206	99
自然	11	惣尻(2)	尾長谷惣尻	30	137	54
自然	12	霞ヶ丘	尾長谷	30	190	137
自然	13	東町(2)	上郡東町	40	740	60
自然	14	東町(1)	上郡東町	37	90	90
自然	15	甲	奥甲	31	235	97
自然	16	正福寺	正福寺	31	270	30
自然	17	大枝(1)	大枝新大枝	32	490	104
自然	18	細野(3)	細野	31	195	76
自然	19	細野(1)	細野	31	280	61
自然	20	細野(2)	細野	37	188	85
自然	21	赤松(2)	赤松	32	64	50
自然	22	赤松(1)	赤松	39	190	70
自然	23	河野原	河野原	31	316	130
自然	24	観音寺(1)	苔縄観音寺	30	135	129
自然	25	石堂(1)	岩木丙石堂	30	228	172
自然	26	細念	岩木丙細念	35	216	113
自然	27	倉尾	岩木丙倉尾	36	176	90
自然	28	井上	井上井上	40	380	92
自然	29	大持	大持	41	180	38
自然	30	丹東(1)	山野里丹東	35	92	70
自然	31	丹東(2)	山野里丹東	30	365	67
自然	32	平野	山野里平野	30	250	60
自然	33	西田	山野里西田	30	140	84
自然	34	飯坂(1)	落地飯坂	33	147	66
自然	35	八保甲	八保甲	33	206	46
自然	36	皆坂	八保丙皆坂	40	100	20
自然	37	延野	延野延野	32	117	70
自然	38	宗末	高山宗末	32	244	165
自然	39	別所原	高山別所原	30	130	40
自然	40	光都	光都三丁目	40	270	45
自然	41	戸谷(3)	金出地戸谷	40	58	30
自然	42	高谷	金出地高谷	38	227	60
自然	43	中村(2)	野桑中村	30	190	120
自然	44	土井の内	尾長谷土井の内	30	48	42
自然	45	尾長谷(2)	尾長谷	33	60	28
自然	46	尾長谷(3)	尾長谷	30	90	63
自然	47	上郡	上郡	33	197	38
自然	48	細野(4)	細野	31	36	32

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	49	苔縄(1)	苔縄	31	108	113
自然	50	苔縄(2)	苔縄	30	29	10
自然	51	観音寺(2)	苔縄観音寺	34	47	98
自然	52	石堂(2)	岩木丙石堂	32	38	70
自然	53	岩木甲(1)	岩木甲	38	80	125
自然	54	岩木甲(2)	岩木甲	30	200	138
自然	55	岩木甲(3)	岩木甲	30	133	34
自然	56	岩木甲(4)	岩木甲	39	108	160
自然	57	大枝(2)	大枝	38	125	164
自然	58	馬坂	大枝馬坂	30	214	54
自然	59	丹東(3)	山野里丹東	34	77	86
自然	60	谷	与井谷	31	210	180
自然	61	小野豆	小野豆	37	125	26
自然	62	宇野山下	宇野山宇野山下	30	340	26
自然	63	高田台(1)	高田台二丁目	42	66	18
自然	64	山田	竹万山田	62	87	13
自然	65	大酒	山野里大酒	33	48	23
自然	66	名村	八保甲名村	38	50	26
自然	67	八保丙	八保丙	35	50	70
自然	68	中野	行頭中野	30	40	25
自然	69	下栗原	栗原下栗原	32	137	44
自然	70	飯坂(2)	山野里飯坂	30	65	24
自然	71	宮谷	落地宮谷	43	97	38
自然	72	藪	落地藪	37	95	52
人工	73	光都(1)	光都三丁目	39	120	30
人工	74	光都(2)	光都三丁目	32	130	10
人工	75	光都(3)	光都三丁目	37	53	22
人工	76	光都(4)	光都三丁目	45	165	13
人工	77	柏野	柏野	34	100	47
人工	78	高田台(2)	高田台六丁目	45	495	20
人工	79	高田台(3)	高田台四丁目	35	120	14
人工	80	高田台(4)	高田台五丁目	40	125	14
人工	81	高田台(5)	高田台四丁目	40	90	19
人工	82	山野里(2)	山野里	37	40	26

Ⅱ：人家1～4戸の箇所

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	1	梅谷(1)	野桑梅谷	45	170	60
自然	2	戸谷	金出地戸谷	34	75	50
自然	3	阿層	金出地阿層	32	160	55
自然	4	須時	金出地須時	40	118	116
自然	5	西谷(1)	金出地西谷	34	104	110
自然	6	梅谷(2)	野桑梅谷	30	80	40
自然	7	梅谷(3)	野桑梅谷	36	140	100
自然	8	梅谷(4)	野桑梅谷	39	185	80
自然	9	梅谷(5)	野桑梅谷	41	130	60
自然	10	広根(1)	野桑広根	35	50	40
自然	11	広根(2)	野桑広根	35	52	40
自然	12	中村	野桑中村	35	50	55

Ⅶ 資料 編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	13	鍋倉(1)	大富鍋倉	39	25	40
自然	14	鍋倉(2)	大富鍋倉	37	70	30
自然	15	奥村(1)	大富奥村	35	60	57
自然	16	奥村(2)	大富奥村	40	85	82
自然	17	東谷	大富東谷	39	32	20
自然	18	西谷(2)	大富西谷	33	43	50
自然	19	本村	野桑本村	36	88	88
自然	20	細畑	野桑細畑	34	90	60
自然	21	鯉ヶ谷(1)	尾長谷鯉ヶ谷	32	54	96
自然	22	鯉ヶ谷(2)	尾長谷鯉ヶ谷	31	60	90
自然	23	今川	野桑今川	30	25	26
自然	24	尾長谷(1)	尾長谷	37	70	55
自然	25	尾長谷(2)	尾長谷	35	99	90
自然	26	尾長谷(3)	尾長谷	40	95	74
自然	27	楠	楠	33	60	40
自然	28	河野原	河野原	30	120	60
自然	29	赤松	赤松	40	62	90
自然	30	横山	赤松横山	45	37	20
自然	31	柏野	柏野	34	50	38
自然	32	黒石(1)	旭日乙黒石	30	67	22
自然	33	黒石(2)	旭日乙黒石	37	106	20
自然	34	市原	岩木丙市原	31	108	23
自然	35	旭日甲(1)	旭日甲	30	58	52
自然	36	旭日甲(2)	旭日甲	32	16	10
自然	37	石堂(1)	岩木丙石堂	34	78	50
自然	38	石堂(2)	岩木丙石堂	41	33	110
自然	39	石堂(3)	岩木丙石堂	41	80	73
自然	40	中畑念	岩木丙中畑念	35	100	63
自然	41	岩木甲(1)	岩木甲	30	110	44
自然	42	岩木甲(2)	岩木甲	36	68	68
自然	43	大枝	大枝	39	60	56
自然	44	井上	井上井上	41	60	100
自然	45	羽山	山野里羽山	45	36	6
自然	46	東町(1)	上郡東町	44	57	34
自然	47	東町(2)	上郡東町	43	47	84
自然	48	谷	与井谷	32	30	22
自然	49	小野豆(1)	小野豆	41	66	22
自然	50	小野豆(2)	小野豆	31	65	27
自然	51	小野豆(3)	小野豆	43	34	23
自然	52	佐用谷	佐用谷佐用谷	41	47	6
自然	53	宇野山下(1)	宇野山宇野山下	48	43	11
自然	54	宇野山下(2)	宇野山宇野山下	35	82	58
自然	55	宇野山下(3)	宇野山宇野山下	30	147	76
自然	56	甲(1)	奥甲	31	19	28
自然	57	甲(2)	奥甲	40	70	18
自然	58	中山(1)	西野山中山	37	23	9
自然	59	中山(2)	西野山中山	34	35	10
自然	60	浪屋	西野山浪屋	30	40	13
自然	61	正福寺	正福寺	34	50	20
自然	62	西野山	西野山	31	40	21
自然	63	寺前(1)	与井寺前	47	45	16
自然	64	寺前(2)	与井寺前	36	83	24

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	65	西脇	与井西脇	35	60	19
自然	66	山田	竹万山田	42	70	8
自然	67	大酒	山野里大酒	30	45	30
自然	68	平野(1)	山野里平野	32	46	46
自然	69	平野(2)	山野里平野	35	90	67
自然	70	井谷	船坂井谷	34	27	18
自然	71	津原	船坂津原	34	45	44
自然	72	名村	八保甲名村	33	73	34
自然	73	皆坂(1)	八保丙皆坂	45	102	20
自然	74	皆坂(2)	八保丙皆坂	41	47	40
自然	75	皆坂(3)	八保丙皆坂	48	60	30
自然	76	山脇	高山山脇	39	207	48
自然	77	行頭	行頭	31	65	80
自然	78	中野(1)	行頭中野	30	86	80
自然	79	中野(2)	行頭中野	36	48	45
自然	80	下栗原	栗原下栗原	34	123	36
自然	81	落地	落地	35	43	22
自然	82	宮谷(1)	落地宮谷	39	45	42
自然	83	宮谷(2)	落地宮谷	35	140	82
自然	84	梨ヶ原	梨ヶ原	32	80	50
人工	85	横山	赤松横山	38	76	85

Ⅲ：人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	1	国光	金出地国光	38	140	100
自然	2	本金出地	金出地本金出地	43	170	150
自然	3	野尻	金出地野尻	41	190	70
自然	4	稗田(1)	野桑稗田	41	180	60
自然	5	稗田(2)	野桑稗田	32	160	70
自然	6	中村(1)	野桑中村	38	420	110
自然	7	中村(2)	野桑中村	34	120	80
自然	8	本村	野桑本村	32	150	50
自然	9	細畑(1)	野桑細畑	35	150	110
自然	10	細畑(2)	野桑細畑	34	150	100
自然	11	鯉谷	尾長谷鯉谷	36	470	220
自然	12	今川	尾長谷今川	50	210	60
自然	13	土井	尾長谷土井	36	160	50
自然	14	新井(1)	尾長谷新井	36	250	140
自然	15	新井(2)	尾長谷新井	41	170	60
自然	16	新井(3)	尾長谷新井	36	190	50
自然	17	霞ヶ丘	尾長谷霞ヶ丘	36	180	140
自然	18	国見	河野原国見	34	120	100
自然	19	横山	赤松横山	42	210	90
自然	20	柏野	苔縄柏野	31	140	30
自然	21	苔縄	苔縄苔縄	45	180	140
自然	22	観音寺	苔縄観音寺	41	150	150
自然	23	大枝(1)	大枝	48	180	190
自然	24	大枝(2)	大枝	33	130	130
自然	25	井上	大持井上	31	100	60

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字名	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)
自然	26	細念(1)	岩木細念	39	300	200
自然	27	細念(2)	岩木細念	40	250	100
自然	28	岩木	岩木岩木	34	140	80
自然	29	小野豆	小野豆	37	100	30
自然	30	佐用谷(1)	佐用谷	30	155	100
自然	31	佐用谷(2)	佐用谷	37	650	60
自然	32	佐用谷(3)	佐用谷	41	110	30
自然	33	宇野山(1)	宇野山	31	100	90
自然	34	宇野山(2)	宇野山	30	100	20
自然	35	休治	休治	30	120	14
自然	36	西野山	西野山	32	150	25
自然	37	正福寺	正福寺	31	100	30
自然	38	釜島(1)	釜島	34	145	20
自然	39	釜島(2)	釜島	32	100	50
自然	40	山田	竹万山田	37	120	150
自然	41	宿東	山野里宿東	34	110	60
自然	42	平野	山野里平野	30	340	90
自然	43	木ノ目(1)	山野里木ノ目	36	100	50
自然	44	木ノ目(2)	山野里木ノ目	30	140	40
自然	45	大酒	山野里大酒	30	140	70
自然	46	井谷	船坂井谷	40	120	50
自然	47	湯ノ脇	船坂湯ノ脇	38	100	60
自然	48	釜ヶ谷	船坂釜ヶ谷	34	130	60
自然	49	釜谷	八保釜谷	34	170	10
自然	50	八保(1)	八保	40	270	170
自然	51	八保(2)	八保	38	130	100
自然	52	皆坂	旭日甲皆坂	39	100	40
自然	53	山脇(1)	高山山脇	40	250	100
自然	54	山脇(2)	高山山脇	45	150	90
自然	55	大石	高山大石	55	120	50
自然	56	下栗原	栗原下栗原	39	210	90
自然	57	上栗原(1)	栗原上栗原	37	120	60
自然	58	上栗原(2)	栗原上栗原	38	280	100
自然	59	飯坂(1)	山野里飯坂	62	100	110
自然	60	落地(1)	落地	39	340	90
自然	61	飯坂(2)	落地飯坂	34	150	60
自然	62	落地(2)	落地	32	100	50
自然	63	落地(3)	落地	45	100	40
自然	64	落地(4)	落地	37	150	30
自然	65	藪(1)	梨ヶ原藪	35	230	55
自然	66	藪(2)	梨ヶ原藪	39	100	40
自然	67	土地谷	梨ヶ原土地谷	36	160	50
自然	68	梨ヶ原(1)	梨ヶ原梨ヶ原	31	150	30
自然	69	梨ヶ原(2)	梨ヶ原梨ヶ原	45	240	50
自然	70	梨ヶ原(3)	梨ヶ原梨ヶ原	39	250	60
人工	71	大酒	山野里大酒	32	140	70

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
急傾斜地崩壊危険箇所より抜粋〕

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(資料2-2-4) 急傾斜地崩壊危険区域

令和2年4月1日

区域名	所在地			面積 (ha)	指定年月日	告示番号
	郡市名	区町名	大字名			
井上	赤穂郡	上郡町	井上	2.99	平14年6月11日	県告第839号
尾長谷(3)	〃	〃	尾長谷	0.65	平27年11月20日	県告第942号
大持	〃	〃	井上、山野里	0.42	平30年2月6日	県告第98号
戸谷	〃	〃	金出地	0.86	平30年8月21日	県告第766号
丹東(2)	〃	〃	山野里	1.26	令和元年8月23日	県告第328号

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
急傾斜地崩壊危険区域①急傾斜地崩壊危険区域(特例措置を除く)より抜粋〕

(資料2-2-5) 地すべり危険箇所

(国土交通省所管)

整理 番号	箇所名	河川名			位置			面積 (ha)
		水系名	幹川名	溪流名	郡市	区町	大字	
481-1	佐用谷	千種川	高田川	高田川	赤穂郡	上郡町	佐用谷	26.1
2	奥	〃	〃	〃	〃	〃	奥	36.9
3	釜島	〃	〃	釜島川	〃	〃	釜島	19.6
4	黒石	〃	岩木川	-	〃	〃	旭日	10.4

※ 過去の災害、現地の活動の兆候、地形等から地すべりの発生の可能性があり、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある箇所を登録した。

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
地すべり危険区域、地滑り危険箇所・④地すべり危険箇所より抜粋〕

(資料2-2-6) 土砂災害警戒区等

令和4年10月14日

市町名	地区名等	箇所数		内訳						指定年月日	告示番号
				急傾斜地		土石流		地滑り			
		Y	R	Y	R	Y	R	Y	R		
上郡町 (たつの市)	たつの市とまたがる区域	2	0	2	0	0	0	0	0	H22.3.30	県告第398号
上郡町	上郡町東部	129	0	88	0	41	0	0	0	H22.3.30	県告第402号
上郡町 (赤穂市)	赤穂市とまたがる区域	3	0	2	0	0	0	0	0	H23.1.14	県告第35号
上郡町	上郡町西部	206	0	133	73	0	0	0	0	H23.1.14	県告第36号
上郡町	上郡町	5	0	0	0	1	0	4	0	H26.3.11	県告第199号
上郡町	上郡町	2	0	2	0	0	0	0	0	H29.2.28	県告第177号
上郡町	上郡町	0	64	0	50	0	14	0	0	H29.2.28	県告第194号
上郡町	上郡町	1	0	1	0	0	0	0	0	H30.3.30	県告第333号
上郡町	上郡町	1	0	1	0	0	0	0	0	H30.3.30	県告第334号
上郡町	上郡町	0	62	0	48	0	14	0	0	H30.3.30	県告第355号
上郡町	上郡町	0	109	0	86	0	23	0	0	H30.3.30	県告第356号

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

市町名	地区名等	箇所数		内訳						指定年月日	告示番号
				急傾斜地		土石流		地滑り			
		Y	R	Y	R	Y	R	Y	R		
上郡町 (赤穂市)	赤穂市とまたがる区域	0	2	0	2	0	0	0	0	R3.3.30	県告第387号
上郡町	上郡町	0	-1	0	0	0	-1	0	0	R4.7.26	県告第913号

※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
土砂災害警戒区域等より抜粋

Ⅶ 資料 編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(資料 2 - 2 - 7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

兵庫県告示第 398 号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 22 年 3 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
光都 I (138000032)	たつの市新宮町光都 3 丁目 赤穂郡上郡町光都 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(1) I (138000033)	たつの市新宮町光都 3 丁目 赤穂郡上郡町光都 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 2 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 402 号 (告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のように指定する。

平成 22 年 3 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類
楠 II (13800001)	赤穂郡上郡町楠 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤松(2) I (13800002)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤松(1) I (13800003)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤松 II (13800004)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊
横山(1) II (13800005)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊
横山(2) II (13800006)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊
国見 III (13800007)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊
横山 III (13800008)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊
苔縄 III (13800009)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細野(3) I (13800010)	赤穂郡上郡町細野 (別図 10 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細野(1) I (138000011)	赤穂郡上郡町細野 (別図 11 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細野(2) I (138000012)	赤穂郡上郡町細野 (別図 12 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細野(4) I (138000013)	赤穂郡上郡町細野 (別図 13 のとおり)	急傾斜地の崩壊
柏野 I (138000014)	赤穂郡上郡町柏野 (別図 14 のとおり)	急傾斜地の崩壊
柏野 II (138000015)	赤穂郡上郡町柏野 (別図 15 のとおり)	急傾斜地の崩壊
柏野 III (138000016)	赤穂郡上郡町柏野 (別図 16 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大枝(1) I (138000017)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 17 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大枝(2) I (138000018)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 18 のとおり)	急傾斜地の崩壊
馬坂 I (138000019)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 19 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大枝 II (138000020)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 20 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大枝(1) III (138000021)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 21 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大枝(2) III (138000022)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 22 のとおり)	急傾斜地の崩壊
高谷(1) I (138000023)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 23 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大杉野 I (138000024)	赤穂郡上郡町大富 (別図 24 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東谷 I (138000025)	赤穂郡上郡町大富 (別図 25 のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍋倉(1) II (138000026)	赤穂郡上郡町大富 (別図 26 のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍋倉(2) II (138000027)	赤穂郡上郡町大富 (別図 27 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥村(1) II (138000028)	赤穂郡上郡町大富 (別図 28 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥村(2) II (138000029)	赤穂郡上郡町大富 (別図 29 のとおり)	急傾斜地の崩壊

Ⅶ 資料 編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
東谷Ⅱ (138000030)	赤穂郡上郡町大富 (別図 30 のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(2)Ⅱ (138000031)	赤穂郡上郡町大富 (別図 31 のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(2)Ⅰ (138000034)	赤穂郡上郡町光都 (別図 32 のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(3)Ⅰ (138000035)	赤穂郡上郡町光都 (別図 33 のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(4)Ⅰ (138000036)	赤穂郡上郡町光都 (別図 34 のとおり)	急傾斜地の崩壊
国光Ⅰ (138000037)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 35 のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸谷(1)Ⅰ (138000038)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 36 のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸谷(2)Ⅰ (138000039)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 37 のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸谷(3)Ⅰ (138000040)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 38 のとおり)	急傾斜地の崩壊
高谷(2)Ⅰ (138000041)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 39 のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸谷Ⅱ (138000042)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 40 のとおり)	急傾斜地の崩壊
阿層Ⅱ (138000043)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 41 のとおり)	急傾斜地の崩壊
須時Ⅱ (138000044)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 42 のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(1)Ⅱ (138000045)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 43 のとおり)	急傾斜地の崩壊
野尻Ⅲ (138000046)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 44 のとおり)	急傾斜地の崩壊
稗田Ⅰ (138000047)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 45 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(1)Ⅰ (138000048)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 46 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(2)Ⅰ (138000049)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 47 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅谷(1)Ⅱ (138000050)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 48 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅谷(2)Ⅱ (138000051)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 49 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅谷(3)Ⅱ (138000052)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 50 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅谷(4)Ⅱ (138000053)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 51 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅谷(5)Ⅱ (138000054)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 52 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村Ⅱ (138000055)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 53 のとおり)	急傾斜地の崩壊
本村Ⅱ (138000056)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 54 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細畑Ⅱ (138000057)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 55 のとおり)	急傾斜地の崩壊
今川Ⅱ (138000058)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 56 のとおり)	急傾斜地の崩壊
稗田(1)Ⅲ (138000059)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 57 のとおり)	急傾斜地の崩壊
稗田(2)Ⅲ (138000060)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 58 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(1)Ⅲ (138000061)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 59 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(2)Ⅲ (138000062)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 60 のとおり)	急傾斜地の崩壊
本村Ⅲ (138000063)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 61 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細畑(1)Ⅲ (138000064)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 62 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細畑(2)Ⅲ (138000065)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 63 のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾長谷(1)Ⅰ (138000066)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 64 のとおり)	急傾斜地の崩壊
惣尻(1)Ⅰ (138000067)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 65 のとおり)	急傾斜地の崩壊
惣尻(2)Ⅰ (138000068)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 66 のとおり)	急傾斜地の崩壊
霞ヶ丘Ⅰ (138000069)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 67 のとおり)	急傾斜地の崩壊
土井の内Ⅰ (138000070)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 68 のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾長谷(2)Ⅰ (138000071)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 69 のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾長谷(3)Ⅰ (138000072)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 70 のとおり)	急傾斜地の崩壊
鯉ヶ谷(1)Ⅱ (138000073)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 71 のとおり)	急傾斜地の崩壊
鯉ヶ谷(2)Ⅱ (138000074)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 72 のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾長谷(1)Ⅱ (138000075)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 73 のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾長谷(2)Ⅱ (138000076)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 74 のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾長谷(3)Ⅱ (138000077)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 75 のとおり)	急傾斜地の崩壊
鯉谷Ⅲ (138000078)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 76 のとおり)	急傾斜地の崩壊
今川Ⅲ (138000079)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 77 のとおり)	急傾斜地の崩壊
土井Ⅲ (138000080)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 78 のとおり)	急傾斜地の崩壊
新井(1)Ⅲ (138000081)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 79 のとおり)	急傾斜地の崩壊

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
新井(2)Ⅲ (138000082)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 80 のとおり)	急傾斜地の崩壊
新井(3)Ⅲ (138000083)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 81 のとおり)	急傾斜地の崩壊
霞ヶ丘Ⅲ (138000084)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 82 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東町(2)Ⅰ (138000085)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 83 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東町(1)Ⅰ (138000086)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 84 のとおり)	急傾斜地の崩壊
上郡Ⅰ (138000087)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 85 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東町(1)Ⅱ (138000088)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 86 のとおり)	急傾斜地の崩壊
甲Ⅰ (138000089)	赤穂郡上郡町奥 (別図 87 のとおり)	急傾斜地の崩壊
甲(2)Ⅱ (138000090)	赤穂郡上郡町奥 (別図 88 のとおり)	急傾斜地の崩壊
楠川Ⅰ (238000001)	赤穂郡上郡町楠 (別図 89 のとおり)	土石流
二ツ道Ⅱ (238000002)	赤穂郡上郡町楠 (別図 90 のとおり)	土石流
新奥谷Ⅰ (238000003)	赤穂郡上郡町赤松 (別図 91 のとおり)	土石流
細野川Ⅰ (238000004)	赤穂郡上郡町細野 (別図 92 のとおり)	土石流
宮ノ谷川Ⅰ (238000005)	赤穂郡上郡町細野 (別図 93 のとおり)	土石流
大正川Ⅰ (238000006)	赤穂郡上郡町細野 (別図 94 のとおり)	土石流
柏野Ⅰ (238000007)	赤穂郡上郡町柏野 (別図 95 のとおり)	土石流
イブキ谷川Ⅰ (238000008)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 96 のとおり)	土石流
奥山谷川Ⅰ (238000009)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 97 のとおり)	土石流
西谷Ⅱ (238000010)	赤穂郡上郡町大富 (別図 98 のとおり)	土石流
大杉野 1Ⅱ (238000011)	赤穂郡上郡町大富 (別図 99 のとおり)	土石流
大杉野 2Ⅱ (238000012)	赤穂郡上郡町大富 (別図 100 のとおり)	土石流
東谷 2Ⅱ (238000013)	赤穂郡上郡町大富 (別図 101 のとおり)	土石流
国光川Ⅰ (238000014)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 102 のとおり)	土石流
本金出地Ⅰ (238000015)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 103 のとおり)	土石流
戸谷Ⅰ (238000016)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 104 のとおり)	土石流
阿曾川Ⅰ (238000017)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 105 のとおり)	土石流
高谷Ⅰ (238000018)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 106 のとおり)	土石流
戸谷川Ⅰ (238000019)	赤穂郡上郡町金出地 (別図 107 のとおり)	土石流
尾畠ノ谷川Ⅰ (238000020)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 108 のとおり)	土石流
細畑Ⅰ (238000021)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 109 のとおり)	土石流
日原谷Ⅰ (238000022)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 110 のとおり)	土石流
野桑今川Ⅱ (238000023)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 111 のとおり)	土石流
梅谷Ⅱ (238000024)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 112 のとおり)	土石流
三軒谷川Ⅱ (238000025)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 113 のとおり)	土石流
広根 1Ⅱ (238000026)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 114 のとおり)	土石流
広根 2Ⅱ (238000027)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 115 のとおり)	土石流
イカキ谷川Ⅱ (238000028)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 116 のとおり)	土石流
本村Ⅱ (238000029)	赤穂郡上郡町野桑 (別図 117 のとおり)	土石流
小山Ⅰ (238000030)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 118 のとおり)	土石流
土井川Ⅰ (238000031)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 119 のとおり)	土石流
土井の内 2Ⅰ (238000032)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 120 のとおり)	土石流
星尾川Ⅰ (238000033)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 121 のとおり)	土石流
大富沢Ⅰ (238000034)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 122 のとおり)	土石流
惣尻川Ⅰ (238000035)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 123 のとおり)	土石流
土井の内 1Ⅱ (238000036)	赤穂郡上郡町尾長谷 (別図 124 のとおり)	土石流
東町 1Ⅰ (238000037)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 125 のとおり)	土石流
東町 2Ⅰ (238000038)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 126 のとおり)	土石流
東町川Ⅱ (238000039)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 127 のとおり)	土石流
高田川Ⅰ (238000040)	赤穂郡上郡町奥 (別図 128 のとおり)	土石流
杓谷川Ⅰ (238000041)	赤穂郡上郡町奥 (別図 129 のとおり)	土石流

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(別図1から別図129までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第36号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のように指定する。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
小野豆 I (138000091)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野豆(1) II (138000092)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野豆(2) II (138000093)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野豆(3) II (138000094)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野豆Ⅲ (138000095)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐用谷 II (138000096)	赤穂郡上郡町佐用谷 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐用谷(2)Ⅲ (138000097)	赤穂郡上郡町佐用谷 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐用谷(3)Ⅲ (138000098)	赤穂郡上郡町奥 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野山下 I (138000099)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野山下(1) II (138000100)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野山下(2) II (138000101)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野山下(3) II (138000102)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野山下(1)Ⅲ (138000103)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
休治Ⅲ (138000104)	赤穂郡上郡町休治 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
高田台(1) I (138000105)	赤穂郡上郡町高田台2丁目 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
高田台(2) I (138000106)	赤穂郡上郡町高田台6丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
高田台(3) I (138000107)	赤穂郡上郡町高田台4丁目 (別17のとおり)	急傾斜地の崩壊
高田台(4) I (138000108)	赤穂郡上郡町高田台5丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
高田台(5) I (138000109)	赤穂郡上郡町高田台4丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷 I (138000110)	赤穂郡上郡町与井 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷 II (138000111)	赤穂郡上郡町与井 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺前(1) II (138000112)	赤穂郡上郡町与井 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺前(2) II (138000113)	赤穂郡上郡町与井 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
西脇 II (138000114)	赤穂郡上郡町与井 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山(1) II (138000115)	赤穂郡上郡町中野 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山(2) II (138000116)	赤穂郡上郡町西野山 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野山Ⅲ (138000117)	赤穂郡上郡町西野山 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
正福寺 I (138000118)	赤穂郡上郡町正福寺 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
正福寺 II (138000119)	赤穂郡上郡町正福寺 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜島(1)Ⅲ (138000120)	赤穂郡上郡町釜島 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野山 II (138000121)	赤穂郡上郡町釜島 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜島(2)Ⅲ (138000122)	赤穂郡上郡町釜島 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
河野原 I (138000123)	赤穂郡上郡町河野原 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
河野原 II (138000124)	赤穂郡上郡町河野原 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
観音寺(1) I (138000125)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
苔縄(1) I (138000126)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
苔縄(2) I (138000127)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
観音寺(2) II (138000128)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
観音寺Ⅲ (138000129)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(1) II (138000130)	赤穂郡上郡町旭日 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(2) II (138000131)	赤穂郡上郡町旭日 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
市原Ⅱ (138000132)	赤穂郡上郡町旭日 (別図 42 のとおり)	急傾斜地の崩壊
旭日甲(1)Ⅱ (138000133)	赤穂郡上郡町旭日 (別図 43 のとおり)	急傾斜地の崩壊
旭日甲(2)Ⅱ (138000134)	赤穂郡上郡町旭日 (別図 44 のとおり)	急傾斜地の崩壊
石堂(1)Ⅰ (138000135)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 45 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細念Ⅰ (138000136)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 46 のとおり)	急傾斜地の崩壊
倉尾Ⅰ (138000137)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 47 のとおり)	急傾斜地の崩壊
石堂(2)Ⅰ (138000138)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 48 のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩木甲(1)Ⅰ (138000139)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 49 のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩木甲(2)Ⅰ (138000140)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 50 のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩木甲(3)Ⅰ (138000141)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 51 のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩木甲(4)Ⅰ (138000142)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 52 のとおり)	急傾斜地の崩壊
石堂(1)Ⅱ (138000143)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 53 のとおり)	急傾斜地の崩壊
石堂(2)Ⅱ (138000144)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 54 のとおり)	急傾斜地の崩壊
石堂(3)Ⅱ (138000145)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 55 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中畑念Ⅱ (138000146)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 56 のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩木甲(1)Ⅱ (138000147)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 57 のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩木甲(2)Ⅱ (138000148)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 58 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細念(1)Ⅲ (138000149)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 59 のとおり)	急傾斜地の崩壊
細念(2)Ⅲ (138000150)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 60 のとおり)	急傾斜地の崩壊
井上Ⅰ (138000151)	赤穂郡上郡町井上 (別図 61 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大持Ⅰ (138000152)	赤穂郡上郡町井上 (別図 62 のとおり)	急傾斜地の崩壊
井上Ⅲ (138000153)	赤穂郡上郡町井上 (別図 63 のとおり)	急傾斜地の崩壊
井上Ⅱ (138000154)	赤穂郡上郡町大枝 (別図 64 のとおり)	急傾斜地の崩壊
丹東(1)Ⅰ (138000155)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 65 のとおり)	急傾斜地の崩壊
丹東(2)Ⅰ (138000156)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 66 のとおり)	急傾斜地の崩壊
西田Ⅰ (138000157)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 67 のとおり)	急傾斜地の崩壊
丹東(3)Ⅰ (138000158)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 68 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒Ⅰ (138000159)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 69 のとおり)	急傾斜地の崩壊
飯坂(2)Ⅰ (138000160)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 70 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山野里(2)Ⅰ (138000161)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 71 のとおり)	急傾斜地の崩壊
羽山Ⅱ (138000162)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 72 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒Ⅱ (138000163)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 73 のとおり)	急傾斜地の崩壊
平野(1)Ⅱ (138000164)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 74 のとおり)	急傾斜地の崩壊
平野(2)Ⅱ (138000165)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 75 のとおり)	急傾斜地の崩壊
平野Ⅲ (138000166)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 76 のとおり)	急傾斜地の崩壊
木ノ目(1)Ⅲ (138000167)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 77 のとおり)	急傾斜地の崩壊
木ノ目(2)Ⅲ (138000168)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 78 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(1)Ⅲ (138000169)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 79 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(2)Ⅲ (138000170)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 80 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田Ⅰ (138000171)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 81 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田Ⅱ (138000172)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 82 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田Ⅲ (138000173)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 83 のとおり)	急傾斜地の崩壊
宿東Ⅲ (138000174)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 84 のとおり)	急傾斜地の崩壊
井谷Ⅱ (138000175)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 85 のとおり)	急傾斜地の崩壊
津原Ⅱ (138000176)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 86 のとおり)	急傾斜地の崩壊
井谷Ⅲ (138000177)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 87 のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯ノ脇Ⅲ (138000178)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 88 のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜ヶ谷Ⅲ (138000179)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 89 のとおり)	急傾斜地の崩壊
八保甲Ⅰ (138000180)	赤穂郡上郡町八保 (別図 90 のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆坂Ⅰ (138000181)	赤穂郡上郡町八保 (別図 91 のとおり)	急傾斜地の崩壊

Ⅶ 資料 編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
名村Ⅰ (138000182)	赤穂郡上郡町八保 (別図 92 のとおり)	急傾斜地の崩壊
八保丙Ⅰ (138000183)	赤穂郡上郡町八保 (別図 93 のとおり)	急傾斜地の崩壊
名村Ⅱ (138000184)	赤穂郡上郡町八保 (別図 94 のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆坂(1)Ⅱ (138000185)	赤穂郡上郡町八保 (別図 95 のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆坂(2)Ⅱ (138000186)	赤穂郡上郡町八保 (別図 96 のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆坂(3)Ⅱ (138000187)	赤穂郡上郡町八保 (別図 97 のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜谷Ⅲ (138000188)	赤穂郡上郡町八保 (別図 98 のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆坂Ⅲ (138000189)	赤穂郡上郡町八保 (別図 99 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山脇(1)Ⅲ (138000190)	赤穂郡上郡町八保 (別図 100 のとおり)	急傾斜地の崩壊
宗末Ⅰ (138000191)	赤穂郡上郡町高山 (別図 101 のとおり)	急傾斜地の崩壊
別所原Ⅰ (138000192)	赤穂郡上郡町高山 (別図 102 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山脇Ⅱ (138000193)	赤穂郡上郡町高山 (別図 103 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山脇(2)Ⅲ (138000194)	赤穂郡上郡町高山 (別図 104 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大石Ⅲ (138000195)	赤穂郡上郡町高山 (別図 105 のとおり)	急傾斜地の崩壊
延野Ⅰ (138000196)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 106 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野Ⅰ (138000197)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 107 のとおり)	急傾斜地の崩壊
行頭Ⅱ (138000198)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 108 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野(1)Ⅱ (138000199)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 109 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野(2)Ⅱ (138000200)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 110 のとおり)	急傾斜地の崩壊
八保(2)Ⅲ (138000201)	赤穂郡上郡町行名 (別図 111 のとおり)	急傾斜地の崩壊
下栗原Ⅰ (138000202)	赤穂郡上郡町栗原 (別図 112 のとおり)	急傾斜地の崩壊
下栗原Ⅱ (138000203)	赤穂郡上郡町栗原 (別図 113 のとおり)	急傾斜地の崩壊
下栗原Ⅲ (138000204)	赤穂郡上郡町栗原 (別図 114 のとおり)	急傾斜地の崩壊
上栗原(1)Ⅲ (138000205)	赤穂郡上郡町栗原 (別図 115 のとおり)	急傾斜地の崩壊
上栗原(2)Ⅲ (138000206)	赤穂郡上郡町栗原 (別図 116 のとおり)	急傾斜地の崩壊
飯坂(1)Ⅰ (138000207)	赤穂郡上郡町落地 (別図 117 のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮谷Ⅰ (138000208)	赤穂郡上郡町落地 (別図 118 のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮谷(1)Ⅱ (138000210)	赤穂郡上郡町落地 (別図 119 のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮谷(2)Ⅱ (138000211)	赤穂郡上郡町落地 (別図 120 のとおり)	急傾斜地の崩壊
落地(1)Ⅲ (138000213)	赤穂郡上郡町落地 (別図 121 のとおり)	急傾斜地の崩壊
飯坂(2)Ⅲ (138000214)	赤穂郡上郡町落地 (別図 122 のとおり)	急傾斜地の崩壊
落地(2)Ⅲ (138000215)	赤穂郡上郡町落地 (別図 123 のとおり)	急傾斜地の崩壊
落地(3)Ⅲ (138000216)	赤穂郡上郡町落地 (別図 124 のとおり)	急傾斜地の崩壊
落地(4)Ⅲ (138000217)	赤穂郡上郡町落地 (別図 125 のとおり)	急傾斜地の崩壊
藪Ⅰ (138000218)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 126 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梨ヶ原Ⅱ (138000219)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 127 のとおり)	急傾斜地の崩壊
藪(1)Ⅲ (138000220)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 128 のとおり)	急傾斜地の崩壊
藪(2)Ⅲ (138000221)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 129 のとおり)	急傾斜地の崩壊
土地谷Ⅲ (138000222)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 130 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梨ヶ原(1)Ⅲ (138000223)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 131 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梨ヶ原(2)Ⅲ (138000224)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 132 のとおり)	急傾斜地の崩壊
梨ヶ原(3)Ⅲ (138000225)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 133 のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野豆川Ⅰ (238000042)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図 134 のとおり)	土石流
小野豆Ⅰ (238000043)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図 135 のとおり)	土石流
宇野山下2Ⅰ (238000044)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図 136 のとおり)	土石流
大谷川Ⅱ (238000045)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図 137 のとおり)	土石流
宇野山下1Ⅱ (238000046)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図 138 のとおり)	土石流
宇野山下3Ⅱ (238000047)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図 139 のとおり)	土石流
奥休治川Ⅰ (238000048)	赤穂郡上郡町休治 (別図 140 のとおり)	土石流
中庄川Ⅰ (238000049)	赤穂郡上郡町休治 (別図 141 のとおり)	土石流

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
西庄Ⅰ (238000050)	赤穂郡上郡町休治 (別図 142 のとおり)	土石流
板屋谷 1 Ⅰ (238000051)	赤穂郡上郡町中野 (別図 143 のとおり)	土石流
板屋谷 2 Ⅰ (238000052)	赤穂郡上郡町中野 (別図 144 のとおり)	土石流
板屋谷 3 Ⅱ (238000053)	赤穂郡上郡町中野 (別図 145 のとおり)	土石流
高田台Ⅰ (238000054)	赤穂郡上郡町高田台 1 丁目 (別図 146 のとおり)	土石流
正福寺 1 Ⅰ (238000055)	赤穂郡上郡町正福寺 (別図 147 のとおり)	土石流
正福寺 2 Ⅰ (238000056)	赤穂郡上郡町正福寺 (別図 148 のとおり)	土石流
釜島Ⅰ (238000057)	赤穂郡上郡町釜島 (別図 149 のとおり)	土石流
石生谷川Ⅰ (238000058)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図 150 のとおり)	土石流
轟川Ⅱ (238000059)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図 151 のとおり)	土石流
石戸Ⅰ (238000060)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 152 のとおり)	土石流
細念Ⅰ (238000061)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 153 のとおり)	土石流
不生谷川Ⅰ (238000062)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 154 のとおり)	土石流
倉尾川Ⅰ (238000063)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 155 のとおり)	土石流
才坂Ⅰ (238000064)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 156 のとおり)	土石流
船谷大地Ⅰ (238000065)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 157 のとおり)	土石流
田ノ尻Ⅱ (238000066)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 158 のとおり)	土石流
鍛冶Ⅱ (238000067)	赤穂郡上郡町岩木 (別図 159 のとおり)	土石流
羽山谷川Ⅰ (238000068)	赤穂郡上郡町井上 (別図 160 のとおり)	土石流
飯坂 1 Ⅰ (238000069)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 161 のとおり)	土石流
飯坂 2 Ⅰ (238000070)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 162 のとおり)	土石流
山野里川Ⅰ (238000071)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 163 のとおり)	土石流
木目川Ⅰ (238000072)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 164 のとおり)	土石流
中ノ谷川Ⅰ (238000073)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 165 のとおり)	土石流
宮ノ谷川Ⅰ (238000074)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 166 のとおり)	土石流
新田 1 Ⅱ (238000075)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 167 のとおり)	土石流
新田 2 Ⅱ (238000076)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 168 のとおり)	土石流
木ノ目Ⅱ (238000077)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 169 のとおり)	土石流
平野Ⅱ (238000078)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 170 のとおり)	土石流
竹万 1 Ⅰ (238000079)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 171 のとおり)	土石流
竹万 2 Ⅰ (238000080)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 172 のとおり)	土石流
山田Ⅱ (238000081)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 173 のとおり)	土石流
第二井谷川Ⅰ (238000082)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 174 のとおり)	土石流
第一井谷川Ⅰ (238000083)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 175 のとおり)	土石流
釜ヶ谷 1 Ⅰ (238000084)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 176 のとおり)	土石流
釜ヶ谷 2 Ⅰ (238000085)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 177 のとおり)	土石流
湯ノ脇川 1 Ⅰ (238000086)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 178 のとおり)	土石流
湯ノ脇川 2 Ⅰ (238000087)	赤穂郡上郡町船坂 (別図 179 のとおり)	土石流
皆坂Ⅰ (238000088)	赤穂郡上郡町八保 (別図 180 のとおり)	土石流
谷保丙皆坂 1 Ⅰ (238000089)	赤穂郡上郡町八保 (別図 181 のとおり)	土石流
上ノ池谷川 1 Ⅰ (238000090)	赤穂郡上郡町八保 (別図 182 のとおり)	土石流
上ノ池谷川 2 Ⅰ (238000091)	赤穂郡上郡町八保 (別図 183 のとおり)	土石流
東岡谷川Ⅰ (238000092)	赤穂郡上郡町八保 (別図 184 のとおり)	土石流
釜谷Ⅰ (238000093)	赤穂郡上郡町八保 (別図 185 のとおり)	土石流
安室川Ⅱ (238000094)	赤穂郡上郡町八保 (別図 186 のとおり)	土石流
新垣内Ⅱ (238000095)	赤穂郡上郡町八保 (別図 187 のとおり)	土石流
播磨自然高原Ⅰ (238000096)	赤穂郡上郡町高山 (別図 188 のとおり)	土石流
大石川Ⅰ (238000097)	赤穂郡上郡町高山 (別図 189 のとおり)	土石流
高山大谷Ⅰ (238000098)	赤穂郡上郡町高山 (別図 190 のとおり)	土石流
別所原川Ⅰ (238000099)	赤穂郡上郡町高山 (別図 191 のとおり)	土石流

Ⅶ 資料 編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
太山寺川Ⅰ (238000100)	赤穂郡上郡町高山 (別図 192 のとおり)	土石流
一ノ木谷川Ⅰ (238000101)	赤穂郡上郡町高山 (別図 193 のとおり)	土石流
播磨自然高原 Ⅱ (238000102)	赤穂郡上郡町高山 (別図 194 のとおり)	土石流
小谷Ⅱ (238000103)	赤穂郡上郡町高山 (別図 195 のとおり)	土石流
山脇Ⅱ (238000104)	赤穂郡上郡町高山 (別図 196 のとおり)	土石流
横谷川Ⅰ (238000105)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 197 のとおり)	土石流
行頭小谷川Ⅰ (238000106)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 198 のとおり)	土石流
延野Ⅱ (238000107)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 199 のとおり)	土石流
中野 Ⅰ Ⅱ (238000108)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 200 のとおり)	土石流
中野 Ⅰ Ⅱ (238000109)	赤穂郡上郡町行頭 (別図 201 のとおり)	土石流
下栗原Ⅱ (238000110)	赤穂郡上郡町栗原 (別図 202 のとおり)	土石流
落地 Ⅱ Ⅰ (238000111)	赤穂郡上郡町落地 (別図 203 のとおり)	土石流
藪Ⅰ (238000113)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 204 のとおり)	土石流
播磨自然高原 Ⅲ Ⅱ (238000114)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 205 のとおり)	土石流
上宿Ⅱ (238000115)	赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図 206 のとおり)	土石流

(別図 1 から別図 206 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 35 号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 23 年 1 月 14 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
落地Ⅱ (138000209)	赤穂市西有年 赤穂市上郡町落地 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
飯坂(1)Ⅲ (138000212)	赤穂市西有年 赤穂市上郡町落地 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊
落地 Ⅰ Ⅱ (238000112)	赤穂市西有年 赤穂市上郡町落地 (別図 3 のとおり)	土石流

(別図 1 から別図 3 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 199 号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 26 年 3 月 11 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
佐用谷 (338000001)	赤穂郡上郡町佐用谷 (別図 1 のとおり)	地滑り
奥 (338000002)	赤穂郡上郡町奥 (別図 2 のとおり)	地滑り
釜島 (338000003)	赤穂郡上郡町釜島 (別図 3 のとおり)	地滑り
黒石 (338000004)	赤穂郡上郡町旭日 (別図 4 のとおり)	地滑り
新田 Ⅲ (238000116)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 4 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

兵庫県告示第177号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
国光(2)Ⅰ(138000226)	赤穂郡上郡町金出地(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
野尻池Ⅱ(138000227)	赤穂郡上郡町金出地(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第185号(告示写)

平成22年兵庫県告示第402号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。
なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。
平成29年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

阿曾Ⅱ(13800043)の項中別図41、新井(3)Ⅲ(138000083)の項中別図81、大杉野2Ⅱ(238000012)の項中別図100、細畑Ⅰ(238000021)の項中別図109を改める。

兵庫県告示第194号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
大杉野Ⅰ(138000024)	赤穂郡上郡町大富(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東谷Ⅰ(138000025)	赤穂郡上郡町大富(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥村(2)Ⅱ(138000029)	赤穂郡上郡町大富(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東谷Ⅱ(138000030)	赤穂郡上郡町大富(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西谷(2)Ⅱ(138000031)	赤穂郡上郡町大富(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
光都(3)Ⅰ(138000035)	赤穂郡上郡町光都(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
尾長谷(1)Ⅰ(138000066)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
惣尻(2)Ⅰ(138000068)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
尾長谷(2)Ⅰ(138000071)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
尾長谷(3)Ⅰ(138000072)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
鯉ヶ谷(1)Ⅱ(138000073)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
鯉ヶ谷(2)Ⅱ(138000074)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
尾長谷(2)Ⅱ(138000076)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
尾長谷(3)Ⅱ(138000077)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鯉ヶ谷Ⅲ(138000078)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
今川Ⅲ(138000079)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
土井Ⅲ(138000080)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
新井(1)Ⅲ(138000081)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
新井(2)Ⅲ(138000082)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
新井(3)Ⅲ(138000083)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
霞ヶ丘Ⅲ(138000084)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
高谷(1)Ⅰ(138000023)	赤穂郡上郡町金出地(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
国光Ⅰ(138000037)	赤穂郡上郡町金出地(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
戸谷(3)Ⅰ(138000040)	赤穂郡上郡町金出地(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高谷(2)Ⅰ(138000041)	赤穂郡上郡町金出地(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
戸谷Ⅱ(138000042)	赤穂郡上郡町金出地(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
阿層Ⅱ(138000043)	赤穂郡上郡町金出地(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
須時Ⅱ(138000044)	赤穂郡上郡町金出地(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
西谷(1)Ⅱ(138000045)	赤穂郡上郡町金出地(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
野尻Ⅲ(138000046)	赤穂郡上郡町金出地(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
稗田Ⅰ(138000047)	赤穂郡上郡町野桑(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
中村(1)Ⅰ(138000048)	赤穂郡上郡町野桑(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中村(2)Ⅰ(138000049)	赤穂郡上郡町野桑(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
梅谷(1)Ⅱ(138000050)	赤穂郡上郡町野桑(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
梅谷(2)Ⅱ(138000051)	赤穂郡上郡町野桑(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
梅谷(3)Ⅱ(138000052)	赤穂郡上郡町野桑(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
梅谷(4)Ⅱ(138000053)	赤穂郡上郡町野桑(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
梅谷(5)Ⅱ(138000054)	赤穂郡上郡町野桑(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
中村Ⅱ(138000055)	赤穂郡上郡町野桑(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
本村Ⅱ(138000056)	赤穂郡上郡町野桑(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
細畑Ⅱ(138000057)	赤穂郡上郡町野桑(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
今川Ⅱ(138000058)	赤穂郡上郡町野桑(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
稗田(1)Ⅲ(138000059)	赤穂郡上郡町野桑(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
稗田(2)Ⅲ(138000060)	赤穂郡上郡町野桑(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
中村(1)Ⅲ(138000061)	赤穂郡上郡町野桑(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
本村Ⅲ(138000063)	赤穂郡上郡町野桑(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
細畑(1)Ⅲ(138000064)	赤穂郡上郡町野桑(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
細畑(2)Ⅲ(138000065)	赤穂郡上郡町野桑(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
国光(2)Ⅰ(138000226)	赤穂郡上郡町金出地(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
野尻池Ⅱ(138000227)	赤穂郡上郡町金出地(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
西谷Ⅱ(23800010)	赤穂郡上郡町大富(別図51のとおり)	土石流	別図51のとおり
大杉野2Ⅱ(238000012)	赤穂郡上郡町大富(別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
東谷2Ⅱ(238000013)	赤穂郡上郡町大富(別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
小山Ⅰ(238000030)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
星尾川Ⅰ(238000033)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
大富沢Ⅰ(238000034)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
土井の内1Ⅱ(238000036)	赤穂郡上郡町尾長谷(別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
細畑Ⅰ(238000021)	赤穂郡上郡町野桑(別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
日原谷Ⅰ(238000022)	赤穂郡上郡町野桑(別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
野桑今川Ⅱ(238000023)	赤穂郡上郡町野桑(別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
梅谷Ⅱ(238000024)	赤穂郡上郡町野桑(別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり
三軒谷川Ⅱ(238000025)	赤穂郡上郡町野桑(別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
広根1Ⅱ(238000026)	赤穂郡上郡町野桑(別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり
イカキ谷川Ⅱ(238000028)	赤穂郡上郡町野桑(別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり

(別図1から別図64までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第333号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

平成 30 年 3 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
井上(2) I (138000229)	赤穂郡上郡町井上 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 334 号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 30 年 3 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類
岩木甲(3) II (138000228)	赤穂郡上郡町岩木甲 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 355 号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 30 年 3 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
東町(2) I (138000085)	赤穂郡上郡町上郡 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
東町(1) I (138000086)	赤穂郡上郡町上郡 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上郡 I (138000087)	赤穂郡上郡町上郡 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東町(1) II (138000088)	赤穂郡上郡町上郡 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
甲(2) II (138000090)	赤穂郡上郡町奥 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小野豆 I (138000091)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小野豆(1) II (138000092)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小野豆(2) II (138000093)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小野豆(3) II (138000094)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小野豆Ⅲ (138000095)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
佐用谷 II (138000096)	赤穂郡上郡町佐用谷 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
佐用谷(2) III (138000097)	赤穂郡上郡町佐用谷 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
佐用谷(3) III (138000098)	赤穂郡上郡町奥 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
宇野山下 I (138000099)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
宇野山下(1) II (138000100)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
宇野山下(2) (138000101)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
宇野山(1) III (138000103)	赤穂郡上郡町宇野山 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
休治Ⅲ (138000104)	赤穂郡上郡町休治 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
高田台(5) I (138000109)	赤穂郡上郡町高田台 4 丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
谷 I (138000110)	赤穂郡上郡町与井 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
谷 II (138000111)	赤穂郡上郡町与井 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
寺前(1) II (138000112)	赤穂郡上郡町与井 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
寺前(2) II (138000113)	赤穂郡上郡町与井 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
西脇 II (138000114)	赤穂郡上郡町与井 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
中山(1)Ⅱ (138000115)	赤穂郡上郡町中野 (別図 25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 25 のとおり
西野山Ⅲ (138000117)	赤穂郡上郡町西野山 (別図 26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 26 のとおり
正福寺Ⅰ (138000118)	赤穂郡上郡町正福寺 (別図 27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 27 のとおり
正福寺Ⅱ (138000119)	赤穂郡上郡町正福寺 (別図 28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 28 のとおり
西野山Ⅱ (138000121)	赤穂郡上郡町釜島 (別図 29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 29 のとおり
井上Ⅰ (138000151)	赤穂郡上郡町井上 (別図 30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 30 のとおり
井上Ⅲ (138000153)	赤穂郡上郡町井上 (別図 31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 31 のとおり
丹東(1)Ⅰ (138000155)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 32 のとおり
丹東(2)Ⅰ (138000156)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 33 のとおり
西田Ⅰ (138000157)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 34 のとおり
丹東(3)Ⅰ (138000158)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 35 のとおり
大酒Ⅰ (138000159)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 36 のとおり
飯坂(2)Ⅰ (138000160)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 37 のとおり
羽山Ⅱ (138000162)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 38 のとおり
大酒Ⅱ (138000163)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
平野Ⅲ (138000166)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり
木ノ目(1)Ⅲ (138000167)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 41 のとおり
木ノ目(2)Ⅲ (138000168)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 42 のとおり
大酒(1)Ⅲ (138000169)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 43 のとおり
大酒(2)Ⅲ (138000170)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 44 のとおり
山田Ⅰ (138000171)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 45 のとおり
山田Ⅱ (138000172)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 46 のとおり
山田Ⅲ (138000173)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり
宿東Ⅲ (138000174)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 48 のとおり
東町1Ⅰ (238000037)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 49 のとおり)	土石流	別図 49 のとおり
東町Ⅱ (238000039)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 50 のとおり)	土石流	別図 50 のとおり
杓谷川Ⅰ (238000041)	赤穂郡上郡町奥 (別図 51 のとおり)	土石流	別図 51 のとおり
小野豆川Ⅰ (238000042)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図 52 のとおり)	土石流	別図 52 のとおり
小野豆Ⅰ (238000043)	赤穂郡上郡町小野豆 (別図 53 のとおり)	土石流	別図 53 のとおり
奥休治川Ⅰ (238000048)	赤穂郡上郡町休治 (別図 54 のとおり)	土石流	別図 54 のとおり
中庄川Ⅰ (238000049)	赤穂郡上郡町休治 (別図 55 のとおり)	土石流	別図 55 のとおり
板屋谷2Ⅰ (238000052)	赤穂郡上郡町中野 (別図 56 のとおり)	土石流	別図 56 のとおり
高田台Ⅰ (238000054)	赤穂郡上郡町高田台1丁目 (別図 57 のとおり)	土石流	別図 57 のとおり
正福寺2Ⅰ (238000056)	赤穂郡上郡町正福寺 (別図 58 のとおり)	土石流	別図 58 のとおり
釜島Ⅰ (238000057)	赤穂郡上郡町釜島 (別図 59 のとおり)	土石流	別図 59 のとおり
山野里川Ⅰ (238000071)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 60 のとおり)	土石流	別図 60 のとおり
宮ノ谷川Ⅰ (238000074)	赤穂郡上郡町山野里 (別図 61 のとおり)	土石流	別図 61 のとおり
山田Ⅱ (238000081)	赤穂郡上郡町竹万 (別図 62 のとおり)	土石流	別図 62 のとおり

(別図1から別図62までは省略し、兵庫県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第356号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
楠Ⅱ (138000001)	赤穂郡上郡町楠 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
赤松(2)Ⅰ (138000002)	赤穂郡上郡町赤松 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
赤松(1)Ⅰ (138000003)	赤穂郡上郡町赤松 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
赤松Ⅱ (138000004)	赤穂郡上郡町細野 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
横山(1)Ⅱ (138000005)	赤穂郡上郡町赤松 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
横山(2)Ⅱ (138000006)	赤穂郡上郡町赤松 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
国見Ⅲ (138000007)	赤穂郡上郡町赤松 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
横山Ⅲ (138000008)	赤穂郡上郡町赤松 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
苔Ⅲ (138000009)	赤穂郡上郡町柏野 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
細野(3)Ⅰ (138000010)	赤穂郡上郡町細野 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
細野(1)Ⅰ (138000011)	赤穂郡上郡町細野 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
細野(2)Ⅰ (138000012)	赤穂郡上郡町細野 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
細野(4)Ⅰ (138000013)	赤穂郡上郡町細野 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
柏野Ⅰ (138000014)	赤穂郡上郡町柏野 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
柏野Ⅱ (138000015)	赤穂郡上郡町柏野 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
柏野Ⅲ (138000016)	赤穂郡上郡町柏野 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大枝(1)Ⅰ (138000017)	赤穂郡上郡町大枝 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
馬坂Ⅰ (138000019)	赤穂郡上郡町大枝 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大枝Ⅱ (138000020)	赤穂郡上郡町大枝 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
河野原Ⅰ (138000123)	赤穂郡上郡町河野原 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
観音寺(1)Ⅰ (138000125)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
苔縄(1)Ⅰ (138000126)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
苔縄(2)Ⅰ (138000127)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
観音寺(2)Ⅰ (138000128)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
観音寺Ⅲ (138000129)	赤穂郡上郡町苔縄 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
黒石(1)Ⅱ (138000130)	赤穂郡上郡町旭日 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
黒石(2)Ⅱ (138000131)	赤穂郡上郡町旭日 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
市原Ⅱ (138000132)	赤穂郡上郡町旭日 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
旭日甲(1)Ⅱ (138000133)	赤穂郡上郡町旭日 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
旭日甲(2)Ⅱ (138000134)	赤穂郡上郡町旭日 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
石堂(1)Ⅰ (138000135)	赤穂郡上郡町岩木 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
細念Ⅰ (138000136)	赤穂郡上郡町岩木 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
倉尾Ⅰ (138000137)	赤穂郡上郡町岩木 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
石堂(2)Ⅰ (138000138)	赤穂郡上郡町岩木 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
岩木甲(1)Ⅰ (138000139)	赤穂郡上郡町岩木 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
岩木甲(2)Ⅰ (138000140)	赤穂郡上郡町岩木 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
岩木甲(3)Ⅰ (138000141)	赤穂郡上郡町岩木 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
岩木甲(4)Ⅰ (138000142)	赤穂郡上郡町岩木 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
石堂(1)Ⅱ (138000143)	赤穂郡上郡町岩木 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
石堂(2)Ⅱ (138000144)	赤穂郡上郡町岩木 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中畑念Ⅱ (138000146)	赤穂郡上郡町岩木 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
岩木甲(1)Ⅱ (138000147)	赤穂郡上郡町岩木 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
岩木甲(2)Ⅱ (138000148)	赤穂郡上郡町岩木 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
細念(2)Ⅲ (138000150)	赤穂郡上郡町岩木 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
井谷Ⅱ (138000175)	赤穂郡上郡町船坂 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
津原Ⅱ (138000176)	赤穂郡上郡町船坂 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
井谷Ⅲ (138000177)	赤穂郡上郡町船坂 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
湯ノ脇Ⅲ (138000178)	赤穂郡上郡町船坂 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
釜ヶ谷Ⅲ (138000179)	赤穂郡上郡町船坂 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
八保甲Ⅰ(138000180)	赤穂郡上郡町八保(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
皆坂Ⅰ(138000181)	赤穂郡上郡町八保(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
名村Ⅰ(138000182)	赤穂郡上郡町八保(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
八保丙Ⅰ(138000183)	赤穂郡上郡町八保(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
名村Ⅱ(138000184)	赤穂郡上郡町八保(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
皆坂(1)Ⅱ(138000185)	赤穂郡上郡町八保(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
皆坂(2)Ⅱ(138000186)	赤穂郡上郡町八保(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
皆坂(3)Ⅱ(138000187)	赤穂郡上郡町八保(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
釜谷Ⅲ(138000188)	赤穂郡上郡町八保(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
皆坂Ⅲ(138000189)	赤穂郡上郡町八保(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
山脇(1)Ⅲ(138000190)	赤穂郡上郡町八保(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
宗末Ⅰ(138000191)	赤穂郡上郡町高山(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
別所原Ⅰ(138000192)	赤穂郡上郡町高山(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
山脇Ⅱ(138000193)	赤穂郡上郡町高山(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
山脇(2)Ⅲ(138000194)	赤穂郡上郡町高山(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
大石Ⅲ(138000195)	赤穂郡上郡町高山(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
延野Ⅰ(138000196)	赤穂郡上郡町行頭(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
中野Ⅰ(138000197)	赤穂郡上郡町行頭(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
行頭Ⅱ(138000198)	赤穂郡上郡町行頭(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
中野(1)Ⅱ(138000199)	赤穂郡上郡町行頭(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
中野(2)Ⅱ(138000200)	赤穂郡上郡町行頭(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
八保(2)Ⅲ(138000201)	赤穂郡上郡町別名(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
下栗原Ⅲ(138000204)	赤穂郡上郡町栗原(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
飯坂(1)Ⅰ(138000207)	赤穂郡上郡町落地(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
宮谷Ⅰ(138000208)	赤穂郡上郡町落地(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
落地(1)Ⅲ(138000213)	赤穂郡上郡町落地(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
落地(3)Ⅲ(138000216)	赤穂郡上郡町落地(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
落地(4)Ⅲ(138000217)	赤穂郡上郡町落地(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
藪Ⅰ(138000218)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
梨ヶ原Ⅱ(138000219)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
藪(1)Ⅲ(138000220)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
藪(2)Ⅲ(138000221)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
土地谷Ⅲ(138000222)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
梨ヶ原(1)Ⅲ(138000223)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
梨ヶ原(2)Ⅲ(138000224)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
梨ヶ原(3)Ⅲ(138000225)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
岩木甲(3)Ⅱ(138000228)	赤穂郡上郡町岩木甲(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
石戸Ⅰ(238000060)	赤穂郡上郡町岩木(別図87のとおり)	土石流	別図87のとおり
細念Ⅰ(238000061)	赤穂郡上郡町岩木(別図88のとおり)	土石流	別図88のとおり
倉尾川Ⅰ(238000063)	赤穂郡上郡町岩木(別図89のとおり)	土石流	別図89のとおり
船谷大地Ⅰ(238000065)	赤穂郡上郡町岩木(別図90のとおり)	土石流	別図90のとおり
田ノ尻Ⅱ(238000066)	赤穂郡上郡町岩木(別図91のとおり)	土石流	別図91のとおり
鍛冶Ⅱ(238000067)	赤穂郡上郡町岩木(別図92のとおり)	土石流	別図92のとおり
釜ヶ谷1Ⅰ(238000084)	赤穂郡上郡町船坂(別図93のとおり)	土石流	別図93のとおり
皆坂Ⅰ(238000088)	赤穂郡上郡町八保(別図94のとおり)	土石流	別図94のとおり
上ノ池谷川1Ⅰ(238000090)	赤穂郡上郡町八保(別図95のとおり)	土石流	別図95のとおり
東岡谷川Ⅰ(238000092)	赤穂郡上郡町八保(別図96のとおり)	土石流	別図96のとおり
釜谷Ⅰ(238000093)	赤穂郡上郡町八保(別図97のとおり)	土石流	別図97のとおり
播磨自然高原Ⅰ(238000096)	赤穂郡上郡町高山(別図98のとおり)	土石流	別図98のとおり

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
大石川Ⅰ(238000097)	赤穂郡上郡町高山(別図99のとおり)	土石流	別図99のとおり
高山大谷Ⅰ(238000098)	赤穂郡上郡町高山(別図100のとおり)	土石流	別図100のとおり
別所原川Ⅰ(238000099)	赤穂郡上郡町高山(別図101のとおり)	土石流	別図101のとおり
一ノ木谷川Ⅰ(238000101)	赤穂郡上郡町高山(別図102のとおり)	土石流	別図102のとおり
播磨自然高原2Ⅱ(238000102)	赤穂郡上郡町高山(別図103のとおり)	土石流	別図103のとおり
小谷Ⅱ(238000103)	赤穂郡上郡町高山(別図104のとおり)	土石流	別図104のとおり
行頭小谷川Ⅰ(238000106)	赤穂郡上郡町行頭(別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり
延野Ⅱ(238000107)	赤穂郡上郡町行頭(別図106のとおり)	土石流	別図106のとおり
中野1Ⅱ(238000108)	赤穂郡上郡町行頭(別図107のとおり)	土石流	別図107のとおり
中野2Ⅱ(238000109)	赤穂郡上郡町行頭(別図108のとおり)	土石流	別図108のとおり
上宿Ⅱ(238000115)	赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図109のとおり)	土石流	別図109のとおり

(別図1から別図109までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第387号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
落地Ⅱ(138000209)	赤穂市西有年 赤穂郡上郡町落地(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
飯坂(1)Ⅰ(138000212)	赤穂市西有年 赤穂郡上郡町落地(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所、赤穂市役所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第913号(告示写)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然災害の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
板屋谷21(238000052)	赤穂郡上郡町中野(別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(資料2-3-1) 山腹崩壊危険地区

令和5年4月1日

箇所番号	地区名	市町村名 (区入り)	大字	字	危険地区面積
481-001	天王山	上郡町	山野里	天王山	1.0
481-002	飯坂	上郡町	落地	飯坂	3.0
481-003	宗末	上郡町	高山	宗末	1.0
481-004	山ノ神	上郡町	高山	山ノ神	3.0
481-005	コウゲ山	上郡町	山野里	コウゲ山	1.0
481-006	西山 I	上郡町	井上	西山	3.0
481-007	中山	上郡町	岩木	中山	9.0
481-008	石塔	上郡町	岩木	石塔	1.0
481-009	上ノ山 (上郡町)	上郡町	苔繩	上ノ山	12.0
481-010	一ノ奥	上郡町	河野原	一ノ奥	1.0
481-011	宮ノ向	上郡町	野桑	宮ノ向	1.0
481-012	中尾	上郡町	野桑	中尾	6.0
481-013	丸尾上	上郡町	上郡	丸尾上	1.0
481-014	西山	上郡町	与井	西山	11.0
481-015	東岡	上郡町	小野豆	東岡	1.0
481-016	東之平	上郡町	旭日	東之平	2.0
481-017	奥ノ山	上郡町	上郡	奥ノ山	1.0
481-018	中畑	上郡町	尾長谷	中畑	1.0
481-019	尾曾ヶ谷Ⅱ	上郡町	野桑	尾曾ヶ谷	2.0
481-020	井垣谷	上郡町	大枝	井垣谷	8.0
481-021	カヤバタ	上郡町	岩木	カヤバタ	1.0
481-022	宮谷山	上郡町	梨ヶ原	宮谷山	3.0
481-023	丙木ノ目	上郡町	山野里	丙木ノ目	8.0
481-024	行頭	上郡町	行頭	上ノ山	1.0
481-025	大富 1	上郡町	大富	衛門ギ尾	1.0
481-026	河野原	上郡町	河野原	塔ノ谷	2.0
481-027	尾長谷	上郡町	尾長谷	星尾	2.0
481-028	大富 2	上郡町	大富	河原谷	1.0
481-029	金出地	上郡町	金出地	国光	3.0
481-030	細野	上郡町	細野	丸尾	1.0
481-031	奥 4	上郡町	奥	大平ラ甲	1.0
481-032	赤松	上郡町	赤松	東山	4.0
481-033	山野里	上郡町	山野里	工ヶ山	1.0
481-034	大枝	上郡町	大枝	奥山	2.0
481-035	金出地	上郡町	金出地	須時	11.0

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
山腹崩壊危険地区より抜粋〕

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

(資料2-3-2) 崩壊土砂流出危険地区

令和5年4月1日

箇所番号	地区名	市町村 (区入り)	大字	字	危険地区 面積
481-001	木の目谷	上郡町	竹万	木の目谷	0.57
481-002	オバガ谷	上郡町	竹万	オバガ谷	0.14
481-003	堂ノ奥	上郡町	竹万	堂ノ奥	0.15
481-004	中ノ谷	上郡町	山野里	中ノ谷	0.94
481-005	平野	上郡町	山野里	平野	0.56
481-007	宗末	上郡町	高山	宗末	0.06
481-008	平倉	上郡町	八保	平倉	1.12
481-009	肥谷	上郡町	高山	肥谷	0.30
481-010	大谷(2)	上郡町	高山	大谷	0.49
481-011	一ノ木谷	上郡町	高山	一ノ木谷	0.32
481-012	長尾	上郡町	八保	長尾	0.28
481-013	宮ノ尾	上郡町	八保	宮ノ尾	0.48
481-014	釜ヶ谷	上郡町	船坂	釜ヶ谷	0.24
481-015	湯ノ脇上	上郡町	船坂	湯ノ脇上	0.17
481-016	羽山	上郡町	山野里	羽山	0.78
481-017	大谷	上郡町	岩木	大谷	1.81
481-018	カゲノコシ	上郡町	岩木	カゲノコシ	3.20
481-019	カヤバタ	上郡町	岩木	カヤバタ	0.21
481-020	ハタ谷	上郡町	岩木	ハタ谷	0.34
481-021	塔ノ谷	上郡町	河野原	塔ノ谷	0.09
481-022	星尾	上郡町	尾長谷	星尾	0.23
481-023	イガキダニ	上郡町	野桑	イガキダニ	0.31
481-024	尾曾ヶ谷	上郡町	野桑	尾曾ヶ谷	0.17
481-025	丸尾	上郡町	上郡	丸尾	0.09
481-026	本谷	上郡町	上郡	本谷	1.32
481-027	下ノ谷	上郡町	上郡	下ノ谷	0.41
481-028	前ノ山	上郡町	休治	前ノ山	0.74
481-029	橋ヶ谷	上郡町	上郡	橋ヶ谷	0.22
481-030	飯坂(1)	上郡町	山野里	飯坂	0.08
481-031	飯坂(2)	上郡町	山野里	飯坂	0.08
481-032	飯坂(3)	上郡町	山野里	飯坂	0.36
481-033	西山	上郡町	山野里	西山	0.06
481-034	水呑湯	上郡町	中野	水呑湯	0.13
481-035	猪山	上郡町	尾長谷	猪山	0.09
481-036	赤松	上郡町	赤松	ウエノ山	0.25
481-037	大枝	上郡町	大枝	奥山	0.13
481-038	栗原	上郡町	栗原	成星谷	0.23
481-039	尾長谷1	上郡町	尾長谷	赤嶽	0.18
481-040	高山2	上郡町	高山	金鑄谷	0.87
481-041	細野1	上郡町	細野	葛谷	1.49
481-042	上土井1	上郡町	上土井	荷谷	0.78
481-043	上土井2	上郡町	上土井	釜ヶ谷	0.66
481-044	正福寺1	上郡町	正福寺	東山田	0.33
481-045	宇野山1	上郡町	宇野山	青木	0.15
481-046	宇野山2	上郡町	宇野山	青木	0.15
481-047	山野里	上郡町	山野里	飯坂	0.35

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険個所 関係

481-048	細野2	上郡町	細野	葛谷	0.43
481-049	金出地1	上郡町	金出地	国光	0.35
481-050	小河3	上郡町	小河	北峯	2.87
481-051	尾長谷2	上郡町	尾長谷	笹ヶ谷	1.51
481-052	野桑1	上郡町	野桑	宮ノ向	0.16
481-053	尾長谷3	上郡町	尾長谷	廣コヲゲ	1.66
481-054	野桑2	上郡町	野桑	宮ノ向	0.12
481-055	大富1	上郡町	大富	棕ノ窪	0.17
481-056	大富2	上郡町	大富	棕ノ窪	0.67
481-057	細野3	上郡町	細野	篠目谷	0.18
481-058	野桑3	上郡町	野桑	新林	0.45
481-059	野桑4	上郡町	野桑	極楽寺	0.81
481-060	大富3	上郡町	大富	兼要畑ノ上	0.67
481-061	野桑5	上郡町	野桑	梅本谷	0.45
481-062	正福寺2	上郡町	正福寺	東山田	0.42
481-063	宇野山3	上郡町	宇野山	青木	0.16
481-064	野桑6	上郡町	野桑	塩田谷	2.25
481-065	竹万	上郡町	竹万	向山	0.49
481-067	落地	上郡町	落地	東宝地	0.24
481-068	高山3	上郡町	高山	大石谷	0.59
481-069	赤松1	上郡町	赤松	白旗	0.32
481-070	大富4	上郡町	大富	河原谷	0.21
481-071	野桑7	上郡町	野桑	中尾	0.22
481-072	瓜生2	上郡町	瓜生	鍛冶屋谷奥山	3.39
481-073	金出地2	上郡町	金出地	戸谷奥	0.16
481-074	金出地3	上郡町	金出地	国光	0.18
481-075	苔縄	上郡町	苔縄	向イ山	0.34
481-076	岩木1	上郡町	岩木	小舟谷	1.43
481-077	岩木2	上郡町	岩木	堂ノ奥	1.38
481-078	旭日1	上郡町	旭日	向イ山	0.18
481-079	赤松2	上郡町	赤松	琵琶首	1.10
481-080	細野4	上郡町	細野	退山獄	0.16
481-081	細野5	上郡町	細野	昇尾	0.32
481-083	旭日2	上郡町	旭日	東田	7.95
481-084	井谷下	上郡町	船坂	井谷下	0.60
481-085	奥山	上郡町	大枝	奥山	0.54
481-086	北山	上郡町	與井	北山	0.43
481-087	石戸	上郡町	山野里	石戸	1.15
481-088	丑谷	上郡町	栗原	丑谷	0.32
481-089	一ノ木谷2	上郡町	高山	一ノ木谷	0.12
481-090	ミヤウ谷	上郡町	岩木	ミヤウ谷	1.97
481-091	鍋倉	上郡町	大富	鍋倉	0.16
481-092	キハタン谷	上郡町	野桑	キハタン谷	1.47
481-093	東岡ノ上	上郡町	八保	東岡ノ上	0.15
481-094	塩田谷	上郡町	野桑	塩田谷	3.29
481-095	木ノ目	上郡町	山野里	乙木ノ目	0.40
481-096	応神山	上郡町	梨ヶ原	応神山	0.27
481-097	湯口	上郡町	八保	湯口	0.15
481-098	塩田谷	上郡町	野桑	塩田谷	0.18
481-099	細畑ヶ上	上郡町	野桑	細畑ヶ上	0.40
481-100	石生谷	上郡町	苔縄	石生谷	1.13

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

481-101	一谷甲	上郡町	八保	一谷甲	0.28
481-102	小谷丙	上郡町	八保	小谷丙	0.84
481-103	小谷	上郡町	高山	小谷	0.12
481-104	才ヶ峠	上郡町	行頭	才ヶ峠	0.49
481-105	大谷甲	上郡町	岩木	大谷甲	0.81
481-106	東岡	上郡町	小野豆	東岡	0.33
481-107	西山甲	上郡町	奥	西山甲	0.16
481-108	釜ヶ谷2	上郡町	船坂	釜ヶ谷	0.31
481-109	釜ヶ谷	上郡町	八保	釜ヶ谷	0.64
481-110	上ノ山	上郡町	八保	上ノ山	0.15
481-111	太山寺	上郡町	高山	太山寺	1.06
481-112	西山	上郡町	竹万	西山	0.25
481-113	松尾	上郡町	行頭	松尾	0.63
481-114	惣尻奥	上郡町	尾長谷	惣尻奥	0.13
481-115	本林	上郡町	尾長谷	本林	0.44

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
崩壊土砂流出危険地区より抜粋〕

(資料2-3-3) 地すべり危険地区

令和3年4月1日

箇所番号	地区名	市町村名 (区入り)	大字	字	危険地区面積
481-001	坂	上郡町	楠	坂	53
481-002	上ノ山(Ⅱ)	上郡町	赤松	上ノ山	33
481-003	平尾	上郡町	休治	平尾	38
481-004	南山田	上郡町	釜島	南山田	87

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・地盤災害の防止施設等の整備
地すべり危険地区より抜粋〕

(資料2-4-1) ダム一覧

ダム名	水系名 (河川名)	位置	目的	流域 面積 (k m ²)	規模			治水効果 (ダム地点)		完成
					堤高	堤頂長	総貯水容量 (有効貯水容量)	調節前 (m ³ /s)	調節前 (m ³ /s)	
安室ダム	千種川 (安室川)	赤穂郡 上郡町 行頭	治水・ 不特定 ・上水	6.4	50.0	172.0	4,300,000 (4,100,000)	100	15	平成3年度
金出地ダム	千種川 (鞍居川)	赤穂郡 上郡町 金出地	治水・ 不特定	11.5	62.3	184.0	4,700,000 (4,400,000)	250	31	平成30年度

〔※出典：兵庫県地域防災計画(資料編)・公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進
臨時点検対象利水ダム一覧より抜粋〕

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険個所 関係

(資料2-4-2) ため池一覧

	ため池名称	水系名 河川名	所在地	堤高 (m)	貯水量 (m ³)	ため池 ハザードマップ
1	山田池	千種川(梨ヶ原川)	赤穂市西有年	5.9	10,000	
2	向山池	千種川(梨ヶ原川)	赤穂市西有年	6.2	5,000	
3	要下池	千種川(梨ヶ原川)	赤穂市西有年	7.2	30,000	○
4	要上池	千種川(梨ヶ原川)	赤穂市西有年	12.5	127,000	○
5	論気上池	千種川(梨ヶ原川)	赤穂市西有年	8.4	11,000	
6	梅谷池	千種川(鞍居川)	上郡町野桑	8.9	8,000	
7	阿曾池	千種川(鞍居川)	上郡町金出地	7.6	13,000	
8	野尻池	千種川(鞍居川)	上郡町金出地	5.8	10,000	○
9	三軒谷池	千種川(鞍居川)	上郡町野桑	12.3	160,000	○
10	大成池	千種川(鞍居川)	上郡町野桑	14.2	80,000	○
11	横谷池	千種川(鞍居川)	上郡町野桑	4.7	4,000	
12	笹ヶ谷池	千種川(鞍居川)	上郡町尾長谷	7.3	32,000	
13	星尾池	千種川(鞍居川)	上郡町尾長谷	8.3	13,000	○
14	兼要畑池	千種川(鞍居川)	上郡町大富	14.3	57,000	○
15	ソシロガイチ池	千種川(高田川)	上郡町小野豆	6.0	3,000	
16	下池	千種川(高田川)	上郡町佐用谷	5.0	15,000	○
17	中ノ谷池	千種川(高田川)	上郡町宇野山	9.1	4,800	
18	北谷池	千種川(高田川)	上郡町宇野山	9.0	3,000	
19	岩ノ元池	千種川(高田川)	上郡町休治	5.0	16,000	○
20	滝池	千種川(高田川)	上郡町休治	11.0	30,000	○
21	上岩ノ元小池	千種川(高田川)	上郡町休治	3.1	800	○
22	口無池	千種川(高田川)	上郡町休治	9.2	7,000	
23	正福寺中池	千種川(高田川)	上郡町正福寺	8.2	7,000	
24	正福寺上池	千種川(高田川)	上郡町正福寺	6.6	3,000	
25	正福寺下池	千種川(高田川)	上郡町正福寺	6.9	6,000	
26	新若宮池	千種川(高田川)	上郡町中野	2.5	2,000	
27	中野谷池	千種川(高田川)	上郡町中野	6.2	11,000	
28	中野前池	千種川(高田川)	上郡町宿	2.5	8,000	
29	立藁池	千種川(高田川)	上郡町宇治山	4.5	5,000	
30	岡鼻池	千種川(高田川)	上郡町奥	4.5	2,000	
31	抜石池	千種川(高田川)	上郡町奥	7.9	4,500	
32	杓谷池	千種川(高田川)	上郡町奥	7.9	8,000	
33	新山寺池	千種川(高田川)	上郡町奥	8.5	6,000	
34	右近谷池	千種川(高田川)	上郡町奥	12.6	58,000	○
35	日和田池	千種川(高田川)	上郡町奥	5.6	1,000	
36	尾鼻池	千種川(高田川)	上郡町奥	6.6	52,000	○
37	新池	千種川(高田川)	上郡町神明寺	6.6	4,000	
38	木戸池	千種川(高田川)	上郡町神明寺	5.6	9,000	
39	穴口池	千種川(高田川)	上郡町神明寺	6.9	5,200	
40	西高下池	千種川(高田川)	上郡町神明寺	5.2	12,000	
41	大神池	千種川(高田川)	上郡町神明寺	4.3	3,000	
42	中山大池	千種川(高田川)	上郡町西野山	4.5	15,000	
43	釜島下池	千種川(高田川)	上郡町釜島	7.8	8,000	○
44	釜島中池	千種川(高田川)	上郡町釜島	11.7	6,000	○
45	木ノ目池	千種川(安室川)	上郡町山野里	4.2	4,000	

Ⅶ 資料編

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

46	木ノ目下池	千種川(安室川)	上郡町山野里	7.5	7,000	
47	石戸新池	千種川(安室川)	上郡町山野里	7.6	10,000	○
48	石戸池	千種川(安室川)	上郡町山野里	10.0	47,000	○
49	大池	千種川(安室川)	上郡町山野里	9.4	350,000	○
50	宮谷池	千種川(梨ヶ原川)	上郡町落地	6.7	33,000	○
51	奥の山池	千種川(梨ヶ原川)	上郡町落地	10.3	102,000	○
52	三代上池	千種川(梨ヶ原川)	上郡町梨ヶ原	4.7	9,000	
53	三代下池	千種川(梨ヶ原川)	上郡町梨ヶ原	9.6	4,000	
54	論気下池	千種川(梨ヶ原川)	上郡町梨ヶ原	8.1	12,000	
55	名尻池	千種川(梨ヶ原川)	上郡町梨ヶ原	9.9	84,000	○
56	西佐古田池	千種川(安室川)	上郡町高山	4.1	4,000	
57	東佐古田池	千種川(安室川)	上郡町高山	2.6	1,000	
58	高山山田池	千種川(安室川)	上郡町高山	7.4	106,000	○
59	別所原新池	千種川(安室川)	上郡町高山	9.8	21,000	
60	鍋谷池	千種川(安室川)	上郡町高山	15.0	117,000	○
61	東岡池	千種川(安室川)	上郡町八保	6.4	20,000	
62	西岡池	千種川(安室川)	上郡町八保	6.6	42,000	
63	堂ノ奥池	千種川(安室川)	上郡町八保	6.5	9,000	
64	新垣内池	千種川(安室川)	上郡町八保	7.5	55,000	○
65	新垣内新池	千種川(安室川)	上郡町八保	7.9	10,000	○
66	鳳宮池	千種川(安室川)	上郡町八保	15.5	750,000	○
67	池谷下池	千種川(岩木川)	上郡町岩木	8.9	18,000	○
68	池谷上池	千種川(岩木川)	上郡町岩木	13.6	21,000	○
69	船谷池	千種川(岩木川)	上郡町岩木	10.7	91,300	○
70	峰尾池	千種川(岩木川)	上郡町岩木	15.6	100,000	
71	大正池	千種川(千種川)	上郡町細野	9.1	8,200	○
72	東小池	千種川(千種川)	上郡町細野	4.2	4,500	
73	東大池	千種川(千種川)	上郡町細野	8.6	23,000	
74	西ノ池	千種川(千種川)	上郡町細野	8.3	7,000	
75	宮ノ下池	千種川(千種川)	上郡町與井	2.3	100	
76	釜島上池	千種川(高田川)	上郡町釜島	3.8	700	
77	正福寺前池	千種川(高田川)	上郡町正福寺	4.4	400	
78	山田池	千種川(安室川)	上郡町竹万	5.7	12,600	○
79	新田池	千種川(安室川)	上郡町山野里	3.7	5,500	
80	米森上池	千種川(高田川)	上郡町休治	6.2	2,300	
81	中野新池	千種川(高田川)	上郡町中野	4.0	700	
82	米森下池	千種川(高田川)	上郡町休治	4.4	1,200	
83	休治沢田池	千種川(高田川)	上郡町休治	3.2	900	
84	前池	千種川(高田川)	上郡町宇野山	4.5	1,000	
85	宇治山西新池	千種川(高田川)	上郡町宇治山	5.2	1,100	
86	新池	千種川(安室川)	上郡町八保	6.0	600	
87	小野尻池	千種川(鞍居川)	上郡町金出地	1.9	100	
88	本谷筋池	千種川(千種川)	上郡町上郡	8.8	5,200	
89	羽山池	千種川(千種川)	上郡町山野里	3.8	1,600	
90	尾ノ前池	千種川(鞍居川)	上郡町尾長谷	2.4	400	
91	惣尻池	千種川(鞍居川)	上郡町尾長谷	11.0	17,600	
92	柏野池	千種川(千種川)	上郡町柏野	6.6	8,900	
93	西ノ奥池	千種川(安室川)	上郡町八保	4.6	500	

【※出典：農林振興課作成】

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

第3部 地震規模及び被害想定 関係

(資料3-1-1) 上郡町における地震の被害想定

平成22年兵庫県

想定地震の概要

想定地震	想定震源地	想定規模	想定震度
有馬高槻構造線 ～六甲断層帯地震	有馬高槻構造線 ～六甲断層帯	M7.7	4以下
山崎断層地震	山崎断層	M8.0	4以下～5強
中央構造線地震	淡路南緑断層帯付近	M7.9	4以下
南海道地震	紀伊半島沖	—	6弱

建物被害及び避難者数

町最大想定地震	木造建物 全壊数	木造建物 半壊数	非木造建 物 全壊数	非木造建物 半壊数	避難者数
山崎断層地震	103	585	0	0	902

地震火災（山崎断層地震）

季節	時間帯	炎上出火件数	延焼件数	焼失棟数
冬 秋・冬 夏	3～4時	1	0	1
	8～9時	1	0	1
	10～11時	1	0	1
	12～13時	1	0	1
	16～17時	1	0	1
	18～19時	1	0	1

人的被害（山崎断層地震）

季節	時間帯	建物被害		火災延焼		鉄道事故		合 計	
		死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
冬 秋・冬 夏	3～4時	5	99	0	0	0	0	5	99
	8～9時	4	74	0	0	1	10	5	84
	10～11時	4	68	0	0	0	3	4	71
	12～13時	4	75	0	0	0	2	4	77
	16～17時	4	69	0	0	1	5	5	74
	18～19時	4	79	0	0	1	9	5	88

第2部 災害が発生するおそれのある危険箇所 関係

第4部 相互応援協定 関係

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-1-1) 市町村ほか相互応援協定締結状況一覧表

区分	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
国・県・市町村	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	姫路市・相生市 たつの市・赤穂市 宍粟市・神河町・市川町 福崎町・太子町・佐用町	平成8年 4月1日	・資機材及び物資の斡旋又は提供 ・職員の派遣 ・被災者の受け入れ
	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	赤穂市・佐用町 宍粟市・備前市 美作市・西粟倉村	平成8年 7月1日	・物資・資機材の提供 ・職員の派遣 ・被災者の受け入れ
	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、神戸市ほか 41市町	平成10年 3月16日	・物資・資機材の提供 ・給水、復旧工事
	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、兵庫県下29市12町	平成18年 11月1日	・資機材、物資及び施設の斡旋または提供 ・職員等の派遣 ・被災者の受け入れ
	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	平成24年 10月12日	・情報の収集・提供 ・職員等の派遣 ・車両、災害対策用機器等の貸し出し ・通信機器等の貸し出し及び操作員の派遣 ・通行規制等の措置
	播磨広域防災連携協定	姫路市・加古川市、 相生市・小野市・明石市 赤穂市・西脇市・三木市 高砂市・加西市・宍粟市 加東市・たつの市 多可町・稲美町・播磨町 市川町・福崎町・神河町 太子町・佐用町	平成26年 4月22日	・物資、資機材の斡旋または提供 ・職員等の派遣 ・被災者の受け入れ
	兵庫・岡山・鳥取三県境隣市町村災害相互支援に関する協定書	宍粟市・佐用町・美作市・ 西粟倉村・智頭町	令和2年 9月1日	・資機材、物資及び施設提供 ・職員等の派遣 ・被災者の受け入れ
指定公共機関	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携協力に関する協定	播磨広域連携協議会構成 市町 12市9町 日本郵便(株)	平成25年 5月31日	・災害時における相互協力 ・地域見守り支援 ・不法投棄の情報提供 ・道路等の危険個所の情報提供 ・地域の活性化、住民サービスの向上
	災害時における上郡町と上郡町内郵便局との協力に関する協定	上郡町内郵便局代表者 上郡郵便局長	平成29年 2月21日	・郵便業務に係る災害特別事務及び援護対策 ・預金非常払いと生命保険非常取扱 ・避難所への郵便箱の設置 ・被害情報の提供

Ⅶ 資料編

第4部 相互応援協定 関係

区分	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
指定地方公共機関	災害等発生時相互協力に関する協定	智頭急行沿線市町村 智頭急行(株)	平成28年 5月12日	・物資、避難住民等の緊急輸送 ・避難所としての鉄道施設の利用 ・飲料、毛布、暖房等の提供 ・資機材及び物資の提供 ・鉄道運行情報の提供
	災害時における道路啓開や電機設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社 兵庫支社	令和4年 5月26日	・道路啓開等の協力
民間団体	緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合 コープこうば	平成14年 6月14日	・食料品の調達先、調達可能数量の確保
	防災活動への協力に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	平成19年 6月28日	・生活必需品の調達先、調達可能数量の確保
	災害時における飲料の提供協力に関する協定	近畿コカ・コーラボトリング株式会社	平成20年 3月12日	・災害対応型自動販売機による飲料水の提供
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年 11月9日	・町ホームページのアクセス緩和やダウン対応の実施 ・災害ブログの利用 ・避難勧告等の緊急情報の配信
	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	一般社団法人兵庫県LPガス協会・西播磨支部 上郡地区	平成26年 3月13日	・避難所等へのLPガス及び燃焼機器等の機材提供 ・被害情報の提供
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	泉心学園 愛心園 ほうらいの里 野桑の里 高嶺の郷	平成26年 8月21日	・福祉避難所の開設及び管理運営
	災害時における対策業務に関する協定	兵庫県電気工事工業組合 西播支部相生地区	平成27年 7月15日	・被害状況等の情報収集 ・感電災害または漏電災害の防止 ・仮設電気工事又は応急復旧工事の実施
	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	播磨広域連携協議会構成 市町 12市9町 兵庫県行政書士会	平成28年 10月1日	・被災者支援相談窓口の設置 ・被災市町への行政書士の派遣
	上郡町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人上郡町社会福祉協議会	平成30年 8月7日	・ボランティアセンターの設置
	災害時における非常食料品の供給に関する協定	ナニワフード株式会社	平成31年 2月15日	・非常食料品の供給
災害発生時における避難所用マットの調達に関する協定	新光ナイロン株式会社	令和元年 5月29日	・避難所用マットの優先供給	
民間団体	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定	一般社団法人兵庫県水質保全センター	令和元年 8月6日	・住民への相談対応 ・応急復旧作業 ・被害情報の提供

Ⅶ 資料編

第4部 相互応援協定 関係

区分	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和元年 11月11日	・物資の供給
	災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定	一般社団法人兵庫県トラック協会	令和3年 2月15日	・物資の輸送、保管仕分け及び資機材の提供
	災害時における食事提供協定書	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店	令和5年 2月14日	・調理業務の提供

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-1-2) 消防相互応援協定締結状況一覧表

市 町 村 名	協定締結年月日	協定実施年月日	摘 要
相生市・赤穂市・上郡町	昭和31年 4月20日	昭和31年 4月20日	相生市・赤穂市・上郡町消防相互応援協定
相生市・赤穂市・たつの市・宍粟市・上郡町・太子町・佐用町	昭和44年 12月10日	昭和44年 12月10日	西播磨地区相互応援協定 (3市14町)
兵庫県 赤穂市・宍粟市・上郡町・佐用町 岡山県 備前市・美作市・西粟倉村	昭和45年 3月10日	昭和45年 4月1日	兵庫・岡山両県境市町村地域振興協議会 (2市8町2村)

(資料4-1-3) 水道災害相互応援協定等締結状況一覧表

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
兵庫水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、県内各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会	平成10年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び連絡調整 ・応急給水作業 ・応急復旧工事 ・必要な資機材、車両等の抛出 ・工事業者の斡旋
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部、大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部	平成9年 7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・応援活動 ・飲料水の供給 ・施設の応援復旧等に必要な物資の提供
災害時における水道応急対策の協力に関する協定	上郡町上下水道工事業協同組合	平成27年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・配給水管及びその他の水道施設の応急復旧 ・道路漏水、水源地における流出水等の事故対応 ・応急拾水 ・水道用材料等、工事用機器類の提供 ・物資等の運搬及び人員の派遣

(資料4-1-4) 兵庫県相互応援協定締結状況一覧表(抜粋)

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	近畿2府7県 (2府4県+福井、三重県、徳島)+広域連合	平成24年 10月25日	飲料、飲料水及び生活必需品の提供、資機材及び物資の提供など
災害時の相互応援に関する協定	岡山県	平成8年 5月31日	飲料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供など
	鳥取県	平成8年 5月31日	
	新潟県	平成17年 10月23日	
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	平成30年 11月9日	資機材、物資及び施設の提供や人的・物的支援など
災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局、近畿2府4県+福井県	平成17年 6月14日	被害情報の収集、災害応急復旧等
災害時の支援活動等における相互協力に関する協定	県石油商業組合	平成20年 5月12日	石油燃料等の供給他
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	コンビニエンスストア 外食事業者26社 ^{※1}	平成27年 3月17日	帰宅困難者に対する支援

※1 味の民芸フードサービス株式会社、株式会社杏番屋、株式会社アイデアプラス、株式会社オートバックスセブン、株式会社サガミチェーン、サトフードサービス株式会社、株式会社スギ薬局、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社第一興商、株式会社ダスキン、チムニー株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社モスフードサービス、山崎製パン株式会社、株式会社ユタカファーマシー、株式会社吉野家、ロイヤルホールディングス株式会社、株式会社ローソン、ワタミ株式会社、損害保険ジャパン株式会社、AIR オートクラブ、ケアパートナー株式会社

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-2-1) 西播磨地域災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西播磨地域4市21町(以下「締結市町」という。)が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町(以下「被応援市町」という。)は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出勤等)

第6条 応援をする市町(以下「応援市町」という。)は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災計画の策定)

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法(昭和22年法律第226

号) 第21項第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年(1996年)4月1日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証として本協定書を25通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年(1996年)4月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-2-2) 兵庫県西播磨地域災害時等相互応援に関する協定実施細目

1 趣旨

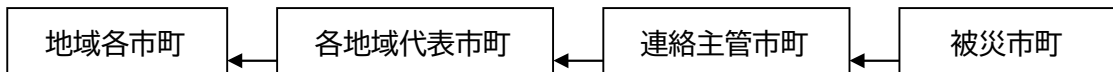
この実施細目は、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」(以下「協定」という)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 連絡主管市町及び連絡体制

(1) 応援活動を円滑に実施するため、次表のとおり連絡主管市町及び地域代表市町を定める。

被災市町		連絡体制	
地域	地域市町	連絡主管市町	地域代表市町
姫路地域	姫路市	赤穂市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
揖龍・相生地域	相生市・たつの市・太子町	宍粟市	姫路市・赤穂市・神河町・佐用町
赤穂地域	赤穂市・上郡町	姫路市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
神崎地域	市川町・福崎町・神河町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・佐用町
宍粟地域	宍粟市	姫路市	相生市・赤穂市・神河町・佐用町
佐用地域	佐用町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・神河町

(2) 連絡及び応援要請等の連絡体制



- ① 災害が発生した場合は、被災市町は速やかに連絡主管市町に被害状況等を文書(別紙様式1)により連絡し、連絡を受けた連絡主管市町は、被災市町の被害状況等を各地域代表市町へ連絡する。
- ② 各地域代表市町は、連絡主管市町からの連絡を地域各市町へ連絡する。
- ③ 連絡主管市町は、所管の被災市町が甚大な被害を被り、被災状況等を連絡できないときには、独自に調査の上、各地域代表市町へ連絡する。
- ④ 文書により連絡するいとまがない場合には、口頭又は電話等により連絡する。

(3) 連絡主管市町の業務

- ① 被災市町の情報収集と状況把握
- ② 災害応急活動等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- ③ 被害状況及び応援要請内容の連絡調整
- ④ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- ⑤ 応援活動等に関する県との連絡調整
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

(4) 応援要請及び調整

- ① 被災市町は、連絡主管市町に対し、応援要請書(別紙様式2)により可能な限り内容を明記して、応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- ② 要請を受けた連絡主管市町は、速やかに他の市町と調整の上、応援内容を決定し、被災市町に連絡する。
- ③ 被災市町以外の市町は、連絡主管市町から被災市町への応援を要請された場合、被災市町から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

(5) 応援の自主出動の連絡

応援要請を待たずに自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援する場合は、連絡主管市町に連絡する。

3 応援経費の負担等

(1) 応援職員の派遣に要する経費の負担等については、次のとおりとする。

- ① 被災市町が負担する経費の額は、被災市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- ② 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態と

なった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市町が、被応援市町への往復途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。

④ その他応援職員の派遣に要する経費については、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(2) 応援市町は、応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被応援市町に請求する。

① 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

② 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3) 請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して被応援市町の長に請求する。

(4) 前記により難いときは、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(5) 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、この規定を準用する。

4 応援の実施

(1) 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

(2) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(3) 被応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。

5 資料・情報等の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

(1) 災害時の連絡窓口（連絡担当部課名、電話番号）、担当責任者及び同補助者の職氏名及びその他連絡に必要な事項（別紙 連絡担当者表）

(2) 緊急物資及び資機材の保有状況

(3) その他必要と考えられる事項

6 防災担当者会議の設置

別に定める要綱により西播磨地域防災担当事務主管者会議を設置し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

(1) 広域防災体制及び防災協力体制の整備並びに広域防災計画の策定

(2) その他協定に基づく次の活動

① 連絡会の開催

② 地域防災計画その他必要な資料の相互交換

③ 防災訓練及び住民の啓発等

④ 救援に必要な物資等の備蓄

⑤ その他災害時の相互応援に必要な事項

7 施行

この実施細目は平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

第4部 相互応援協定 関係

(別紙様式1)

被害状況報告書

市町名		災害対策 本部の 設置状況等	設 置	年	月	日	
報告日時				時 分			
担当課名			職員配備 状況	月	日	時	分
連絡先				人			

区分		被害状況	
人的被害	死 者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者	重症	人
		軽傷	人
住家被害	全 壊	棟 世帯	
	大規模半壊	棟 世帯	
	半 壊	棟 世帯	
	一部損壊	棟 世帯	
非住家被害	全 壊	棟	
	半 壊	棟	
	一部損壊	棟	
道路被害	国 道	通行止め 箇所	
	主要地方道	通行止め 箇所	
	橋りょう等	通行止め 箇所	

区分		被害状況
	河 川	堤防決壊 箇所
	崖(山)崩れ	箇所
ライフライン被害	水 道	断水 戸
	電 気	停電 戸
	ガ ス	停止 戸
	電 話	不通 回線
	下 水 道	延長 km
その他	工業用水道	断水 事業所
	鉄道不通	箇所
	港湾施設	箇所
	り災世帯	世帯
	り災者数	人
	火 災	件

被害集中地域	
主な活動内容	

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

連絡主管市町長 あて

被応援市町長名

担当課・係名
担当者名
電話番号
FAX番号

応援要請書

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 応援要請内容

(1) 要請物資・資機材等

必要時期	品 目	数量	輸送場所

※ 輸送場所については、地図等を添付のこと。

輸送路に係る情報

第4部 相互応援協定 関係

(2) 職員派遣等

職種	活動内容	人員	期間	場所

※ 派遣場所については、地図等を添付のこと。

交通手段に係る情報

(3) その他応援要請事項及び内容

交通手段に係る情報

(資料4-2-3) 兵庫県・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

兵庫県赤穂市、兵庫県赤穂郡上郡町、兵庫県佐用郡佐用町、兵庫県佐用郡上月町、兵庫県宍粟郡千種町、岡山県備前市、岡山県和気郡日生町、岡山県和気郡吉永町、岡山県英田郡作東町、岡山県英田郡大原町、岡山県英田郡東粟倉村、岡山県英田郡西粟倉村（以下「協定市町村」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、兵庫県及び岡山県の県境に隣接する協定市町村の区域内において災害が発生し、被災市町村では、十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町村の応急対策を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定市町村は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応援対策に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応援対策に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第4条 応援を受けようとする市町村（以下「被応援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、他の協定市町村に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等に要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 協定市町村は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（応援の自主出動等）

第6条 応援をする市町村（以下「応援市町村」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町村と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町村長等の指揮の下に活動する。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町村の負担とする。

2 被応援市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町村から要請があった場合には、応援市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（地域防災計画その他必要な資料等の交換）

第9条 協定市町村は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料、情報等を相互に交換するものとする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、協定市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（実施の細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、協定市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

（補則）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、協定市町村が協議のうえ、決定するものとする。

第4部 相互応援協定 関係

付 則

この協定は、平成8年8月1日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため本書12通を作成し、締結市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

(資料4-2-4) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県(以下「県」という。)及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「被応援市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町(以下「応援市町」という。)は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第4部 相互応援協定 関係

- 第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

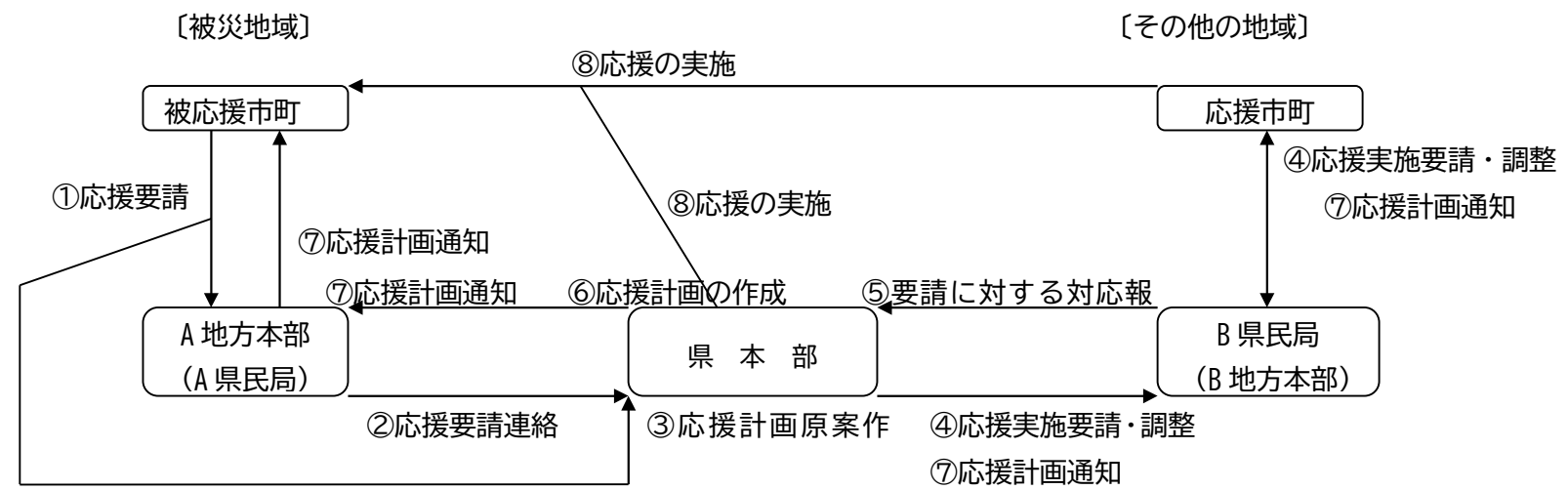
(以下、協定締結者名等は省略)

<別紙> 応援要請の手続き

1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）

- ① 被応援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
- ② 被応援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
- ③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
- ④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じ、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
- ⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
- ⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
- ⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被応援市町に通知する。
- ⑧ 応援計画に基づき、県又は応援市町がそれぞれ応援を行う。

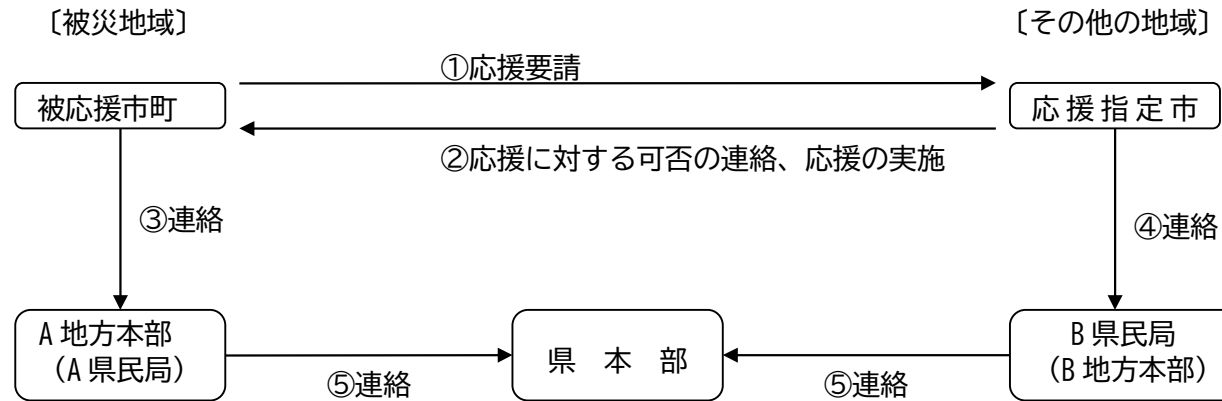
※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被応援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



※1

2 応援指定市町に直接要請する場合（協定第4条関係）

- ① 緊急を要する場合、被応援市町は、直接、地域外の特定の市町（応援指定市町）に応援を要請することができる。
- ② 要請を受けた応援指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被応援市町に連絡し、応援を実施する。
- ③ 被応援市町は、応援指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。
（応援指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請）
- ④ 要請を受けた応援指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。
- ⑤ ③及び④の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3 自主的情報収集による応援（協定第5条関係）

- ① 被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が判明しないときは、地方本部は、自主的に情報収集を行う。
- ② 被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。
地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づく応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。
- ③ 県本部に伝達された後の手続きは、1 ③以降と同じ。

(資料4-2-5) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等

(2) 資機材給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等

(3) 施設避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等

(4) 派遣職員県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被災市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被災市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被災市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被災市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被災市町が負担する。

(1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

(2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費

(3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被災市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被災市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。

4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被災市町に請求するものとする。

5 前各項により難しい場合については、被災市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

第4部 相互応援協定 関係

(様式1号)

第 号
年 月 日(要請市町長名)

応 援 要 請 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由（被害の状況等）

2 応援項目

(1) 物品等の品目・数量

(2) 職員の職種及び人員

3 添付書類

4 連絡先

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX 番号 NTT

衛星通信

(様式2号)

第 号
年 月 日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

応 援 計 画 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、別紙のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 応援市町名及び応援要請理由

2 添付書類

3 県連絡先（応援計画作成担当）

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX 番号 NTT

衛星通信

第4部 相互応援協定 関係

(様式3号)

第 号
年 月 日(被応援市町長名)(応援市町長名等)

応援活動報告書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援活動を報告します。

記

- 1 要請受理日時または災害認知日時
- 2 応援活動場所
- 3 応援活動期間
- 4 応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）
- 5 応援活動の内容
- 6 使用器材及び消費物品等
- 7 その他参考事項

8 連絡先

担当課・係名

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX番号 NTT

衛星通信

(資料4-2-6) 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と上郡町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 上郡町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年10月12日

（以下、協定締結者名等は省略）

第4部 相互応援協定 関係

(資料 4 - 2 - 7) 播磨広域防災連携協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出勤等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

(以下、協定締結者名等は省略)

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-2-8) 兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定書

三県境地域創生会議を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）は、大規模災害又は新型インフルエンザ特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症並びにこれに準ずる感染症等が発生し、被害を受けた構成市町村（以下「被災市町村」という。）において、被災市町村の住民生活に多大な被害が生じた場合に、相互扶助の精神に基づき相互に支援し、被災市町村の住民生活の復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(支援の種類)

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動等に必要な職員の派遣
- (4) 医薬品などの消耗資材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(支援要請の手続)

第2条 支援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにし、第6条に定める担当窓口へ電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる支援に要する品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる職員の人員数
- (4) 前条第4号に掲げる収容を要する被災者の状況及び人数
- (5) 支援隊の集結場所及びその経路
- (6) 支援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(支援の実施)

第3条 支援の要請を受けた市町村は、正当な理由がないかぎり、極力これに応ずるものとする。

2 被災市町村以外の構成市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前条の要請を待ついとまがないと認めるときは、前条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合は、前条の要請があったものとみなす。

(派遣職員の指揮及び資器材等の維持管理)

第4条 支援のため派遣された職員は、概ね一週間を目途に、被災市町村長等の指揮の下に活動する。

2 支援のために要請した資機材等の維持管理については、被災市町村が行うものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条の業務実施及び前条第2項の維持管理に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。ただし、特別な事情により費用が生じた場合は、当事者間において協議のうえ負担割合を決定するものとする。

(担当窓口及び業務)

第6条 相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るため、担当窓口を置く。

2 構成市町村は、毎年度4月に担当窓口の連絡先を相互に交換することとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、構成市町村が別に締結した災害時相互応援協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、構成市町村の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

(資料4-3-1) 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
- (2) 地域見守り支援に関すること。
- (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
- (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

（以下、協定締結者名等は省略）

第4部 相互応援協定 関係

(資料 4 - 3 - 2) 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

(趣 旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書(以下「協定書」という。)第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会(以下「甲」という。)は、協定書第2条に列記する甲の構成市町(以下「市町」という。)ごと及び協定書第3条第1項で定める事項(以下「協力事項」という。)ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト(本人同意の上で作成したもの)及び災害時避難行動要支援者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

(ア) 不法投棄の発見及び通報に関すること。

(イ) 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩壊や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(免責)

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかつた場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

(補則)

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-3-3) 災害発生時における上郡町と上郡町内郵便局の協力に関する協定

兵庫県上郡町(以下「甲」という。)と上郡町内郵便局(以下「乙」という。)は、上郡町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、平成25年5月31日に締結した「播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定」に加え、次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、上郡町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (3) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む必要な事項
- (4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 上郡町 防災担当主管課長
- 乙 日本郵便株式会社 上郡郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年2月21日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

(旧協定の失効)

第10条 この協定の締結をもって、平成13年4月2日に甲乙の間で締結した災害時における上郡町と上郡町内郵便局との相互協力に関する協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月21日

(以下、協定締結者名等は省略)

(資料4-4-1) 災害等発生時相互協力に関する協定

兵庫県赤穂郡上郡町、兵庫県佐用郡佐用町、岡山県美作市、岡山県英田郡西粟倉村、鳥取県八頭郡智頭町（以下「甲」という。）及び智頭急行株式会社（以下「乙」という。）は、災害等発生時における相互協力（以下「災害等発生時相互協力」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

（相互連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害等の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を別表により定めるものとする。

（相互協力の内容）

第3条 甲が乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 鉄道の不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送

(2) 鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用

(3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の利用

(4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供

(5) 災害情報等の提供

(6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供

(7) その他相互協力する者が協議により定める事項

2 乙が甲に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 災害発生時における物資・避難住民等の緊急輸送

(2) 住民の避難所としての鉄道施設等の利用

(3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供

(4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供

(5) 災害情報及び災害発生時の鉄道運行情報等の提供

(6) 保有資機材等に関する情報提供

(7) その他相互協力する者が協議により定める事項

（協力要請）

第4条 災害等発生時相互協力を要請する者（以下「要請者」という。）は、前条第1項又は第2項各号に掲げる事項について、電話その他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた者は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により災害等発生時相互協力ができない場合は、この限りではない。

3 甲は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いにその内容を報告するものとする。
（情報の目的外利用の禁止及び秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき相手方から知り得た情報を第1条の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りではない。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく災害等発生時相互協りに要した経費については、原則として、要請者が負担する。

（疑義の決定等）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第8条 この協定は、平成28年5月12日から適用する。

上記のとおり協定の協定を締結した証とし、本書6通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年5月12日

（以下、協定締結者名等は省略）

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-4-2) 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書

上郡町（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

（運用方法）

第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置（以下「移動作業」という。）は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

（損失補償）

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

2 第3条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

（意見交換）

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月26日

（以下、協定締結者名等は省略）

(資料4-5-1) 緊急時における生活物資確保に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、上郡町内の生活物資の確保及び町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲、乙協議のうえ、甲が行うものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。ただし、必要に応じて甲、乙協議のうえ、追加指定できるものとする。

（緊急時の体制）

第5条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、生活物資の適切な確保及び供給を図るため、別表第2に掲げる乙の店舗において特別監視体制をとるものとする。

（生活物資の確保）

第6条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における生活物資調達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続き等については、別に定めるものとする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を町民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成14年6月14日

（以下、協定締結者名等は省略）

別表第1（第4条関係）

生活物資

小	麦	粉	醤	油	上	白	糖
食	用	油	育	ク	灯		油
ちり紙及びトイレトーパー			見	ク	パ		ン
ハ		ム	一	ク			
容	入	ク	ト	ブ	魚	肉	缶
器	飲	ク	ン	ッ	鮎	リ	バ
入	料	ク	スタ	ク	池	懐	ケ
飲	水	ク	ン	ク	懐	中	ツ
料	洗	ク	ト	ク	池	電	灯
用	剤	ク	ン	ク	袋		
ポ	及	ク	ト	ク	ラ		
リ	び	ク	ン	ク	ッ		
タ	石	ク	ト	ク	ッ		
ン	鹸	ク	ン	ク	ッ		
ク	池	ク	ト	ク	ッ		
カ	懐	ク	ン	ク	ッ		
セ	中	ク	ト	ク	ッ		
ツ	電	ク	ン	ク	ッ		
式	袋	ク	ト	ク	ッ		
ガ	ラ	ク	ン	ク	ッ		
ス	ッ	ク	ト	ク	ッ		
コ	ッ	ク	ン	ク	ッ		
ン	ッ	ク	ト	ク	ッ		
ソ	ッ	ク	ン	ク	ッ		
ク	ッ	ク	ト	ク	ッ		
軍	ッ	ク	ン	ク	ッ		
手	ッ	ク	ト	ク	ッ		
運	ッ	ク	ン	ク	ッ		
動	ッ	ク	ト	ク	ッ		
靴	ッ	ク	ン	ク	ッ		
紙	ッ	ク	ト	ク	ッ		
お	ッ	ク	ン	ク	ッ		
む	ッ	ク	ト	ク	ッ		
つ	ッ	ク	ン	ク	ッ		
布	ッ	ク	ト	ク	ッ		
肌	ッ	ク	ン	ク	ッ		

第4部 相互応援協定 関係(資料4-5-2) 緊急時における生活物資確保に関する覚書

上郡町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資確保に関する協定（平成14年6月14日締結。以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、応援の実施に関して必要な手続き等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第6条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲、乙協議のうえ定めるものとし、甲が当該場所において乙の提出する緊急物資調達確認書（様式第2）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。
2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払い）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払いは、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（改正及び廃止）

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手方に通告しなければならない。

（その他）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成14年6月14日

（以下、協定締結者名等は省略）

様式第2号（第3条関係）

緊急物資調達確認書

行政担当者 _____ 印

コープこうべ担当者 _____ 印

日時	納入先	担当者	商品名	規格	数量	単価	金額	納品日	調達依頼先	担当者

(資料4-5-3) 防災活動への協力に関する協定書

上郡町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、防災活動への協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、町内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに乙の保有する物資等を供給すること。
- (2) 乙の店舗であるマックスバリュ上郡南店の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用の負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受理したときは内容を確認し、遅延なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ遠隔に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成19年6月28日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第1条(2)で掲げる店舗が閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月28日

（以下、協定締結者名等は省略）

第4部 相互応援協定 関係

様式第1号

年 月 日

マックスバリュ上郡南店様

上 郡 町 長

災害時における物資等の供給要請書

防災活動への協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担当 上郡町災害対策本部

課

担当者

印

様式第2号

物資等納品書

年 月 日付け、災害時における物資等の供給要請書により、次の物資等を納品したことを確認いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

年 月 日

マックスバリュ西日本株式会社
担当者 印

上 郡 町
担当者 印

第4部 相互応援協定 関係

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
(2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

(資料4-5-4) 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

上郡町（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型・バッテリー搭載型・フリーバンド対応型）による飲料の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対応本部から飲料の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型・バッテリー搭載型・フリーバンド対応型）の現有機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援飲料提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（連絡担当部署）

第4条 緊急時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部署を相互に明らかにしておくものとする（別紙参照）。

（無償提供の設定）

第5条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を無償提供できる状態への設定は、甲が遠隔操作するものとする。

2 災害対応型自動販売機（バッテリー搭載型・フリーバンド対応型）の機内在庫の製品を無償提供できる状態への設定は、甲がキースイッチを操作するものとする。

（メッセージボードの操作）

第6条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）のメッセージボードの活用については、甲が必要に応じて操作し、災害情報等の情報を表示させるものとする。

2 平常時は、乙において時事ニュース等を表示するものとし、甲は必要に応じ、行政情報提供等に活用するものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定の解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成20年3月12日

（以下、協定締結者名等は省略）

(資料4-5-5) 災害に係る情報発信等に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、上郡町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 乙が、上郡町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、上郡町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の上郡町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、上郡町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 甲が、上郡町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成し、公表する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成することができること。

2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙の両者の協議により決定するものとする。
3. 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年11月9日

（以下、協定締結者名等は省略）

第4部 相互応援協定 関係(資料4-5-6) 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

上郡町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県LPガス協会・西播西支部・上郡地区会（以下「乙」という。）は、上郡町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次の通り協定を締結する。

（協力体制の確保）

第1条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行う為、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受け必要な協力体制を確立するものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲がLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）を必要とする時は、甲は乙に対して要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けた時は、LPガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引き渡し）

第3条 LPガスの引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第4条 乙はLPガスを供給する時には、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前における適正な価格を基準として、甲は乙と協議の上決定するものとする。

（災害時の情報提供）

第6条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手側に報告し、災害が発生した時は速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。

(2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手側に通知するものとする。

（防災意識の向上）

第9条 乙は、協会活動を通じて日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応の整備等、会員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 3月 13日

（以下、協定締結者名等は省略）

(資料4-5-7) 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上郡町において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合、甲が乙に対して福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対して福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要援護者の受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを乙に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者に必要な処遇の協議等は、甲と乙が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者を介助する者又は甲が行う。この場合において、乙は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲、乙が協議のうえ延長することができるものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

3 前項の当直者を乙が配置できない場合については、甲は適切である者を選定し、その職にあたらせるものとする。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第6条 甲は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、前項に定める物資の調達について、甲と連携のうえ、可能な範囲で協力するものとする。

3 乙は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙に対し福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（意見交換等）

第8条 甲と乙は、必要に応じ本協定の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

第4部 相互応援協定 関係

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 8月21日

(以下、協定締結者名等は省略)

(資料4-5-8) 災害時における応急対策業務に関する協定書

上郡町（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合西播支部相生地区（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上郡町所管の災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙並びに乙に属する会員（以下「会員」という。）が組織的な協力活動を行うための必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、業務のために乙並びに会員が所有する資機材及び技能、人員（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における被害状況等の情報収集
- (2) 災害時における感電災害又は漏電災害の防止
- (3) 災害時における仮設電気工事又は応急復旧工事
- (4) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、上郡町消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）の規定によりその損害を補償する。

（災害発生時の情報提供）

第9条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては兵庫県電気工事工業組合西播支部相生地区長とする。

（平時における情報提供）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

- (1) 甲が乙に提供する情報は、町の防災体制等に関する情報とする。
- (2) 乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な資機材等に関する情報とする。

（協定の効果及び更新）

第12条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第4部 相互応援協定 関係

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年7月15日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月15日

(以下、協定締結者名等は省略)

(資料4-5-9) 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

播磨地域の13市9町で構成する播磨広域連携協議会（本協定については、明石市を除く。以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 各市町において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、該当の市町（以下「被災市町」という。）は乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第2条 前条の規定による被災市町の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 被災市町への乙の会員の派遣
- (3) その他被災市町が必要と認める業務

（要請手続等）

第3条 第1条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を被災市町に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、被災市町の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第1条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第6条 被災市町の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 被災市町の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかけ、又は死亡した場合における災害補償については、被災市町は負担を負わないものとする。

（情報交換及び協議）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年（2016年）10月 1日

（以下、協定締結者名等は省略）

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-5-10) 上郡町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）と社会福祉法人上郡町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、上郡町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上郡町地域防災計画に基づき乙が設置する上郡町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

- (1) 災害発災後、甲が乙にセンターの設置を要請したとき。
- (2) 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき。

2 センターの閉鎖は災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、センターを上郡町役場第3庁舎及び同駐車場内に設置するものとする。ただし、上郡町役場第3庁舎及び同駐車場内に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、場所を決定する。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害発災後の復旧に向けた、災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受け入れ及び派遣に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動を支援するための支援募金活動に関すること。
- (3) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

（設置の要請内容）

第5条 甲は、乙にセンター設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により報告し、後日報告することができるものとする。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び関係団体と情報交換、防災訓練等を行い、平常時からこれら団体等との連携に努めなければならない。

（資機材の確保）

第7条 甲と乙は、協力してセンター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な経費は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

（損害賠償等）

第9条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動開始時に参加者をボランティア保険に加入させるものとする。

3 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

（報告）

第10条 甲及び乙は、センターの運営状況及び運営に係る情報等について相互に報告を求めることができる。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月7日

（以下、協定締結者名等は省略）

(資料 4 - 5 - 11) 災害時における非常食料品の供給に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）とナニワフード株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における非常食料品（以下「物資」という）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を必要とする場合は、乙に対し物資の供給を要請することができる。

(2) 上郡町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合

(2) 上郡町域外の災害について、災害が広域的なものであり、町域外の災害救助のため、兵庫県又は関係市町村等から物資の供給を要請された場合

（物資の種類）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料品

（要請の方法）

第4条 甲は、この協定による要請を行う時は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話またはその他の方法をもって要請し、その他速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けた時は、甲に対し食料物資の供給を行うものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 食料物資の引き渡し場所及び引き渡し日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は原則として乙または乙が指定するものが行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は避難所運営責任者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき乙が供給した物資の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。w2q

（有効期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成 31 年 2 月 15 日

（以下、協定締結者名等は省略）

(資料 4 - 5 - 12) 災害発生時における避難所用マットの調達に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）と新光ナイロン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等における避難所用マットの調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上郡町内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合において、避難所用マットの調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第4部 相互応援協定 関係

第2条 甲は、災害時に避難所用マットの調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合、避難所用マットの優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて協力を行うものとする。

（手続等）

第3条 乙は、甲の指定する場所に避難所用マットを搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された避難所用マットの費用および避難所用マットの運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害発生時の直前（平常時）における価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲および乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲および乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

（協議事項）

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年5月29日

（以下、協定締結者名等は省略）

(資料4-5-13) 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、上郡町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で上郡町で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害とする。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

(応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により、乙に対し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

(1) 責任者の所属及び氏名

(2) 応援要請の内容

(3) その他必要な事項

(応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次の各号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

(1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

(2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応

(3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

(経費負担)

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書（様式第2号及び様式第3号）で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、応援業務に従事する乙の職員及び会員については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険に加入した者を充て、応援業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、又は後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあっては上郡町住民課、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときは、前項に規定する甲の事務の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

第4部 相互応援協定 関係

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年8月6日

(以下、協定締結者名等は省略)

(資料 4 - 5 - 14) 災害時における物資供給に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 上郡町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 上郡町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を上郡町長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第 9 条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上郡町防災担当課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第 12 条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第 13 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

第4部 相互応援協定 関係

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年11月11日

(以下、協定締結者名等は省略)

(資料4-5-15) 災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定

上郡町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、支援物資等（以下「物資等」とい

う。）の輸送、一時保管、仕分け等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、物資等の輸送、一時保管、仕分け等のため、乙の所属会員の有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）、及び倉庫、フォークリフト、パレット等の資機材（以下「必要資機材」という。）並びに労力の提供が必要と認めるときは、乙に対し、物資等の輸送、一時保管、仕分け等協力要請書（様式第1号）により、協力を要請する業務の内容と必要事項を明らかにし、要請するものとする。この場合において、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請する業務（以下「災害業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (2) 乙の所属会員が所有する倉庫における物資等の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (3) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等での仕分け（物流専門家等の派遣を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する業務

（協力）

第3条 乙は、災害業務の提供の要請があったときは、特別の理由がない限り、当該災害業務を乙の所属会員をもって提供させるものとする。

（報告）

第4条 乙は、災害業務を提供したときは、物資等の輸送、一時保管、仕分け等実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。この場合において、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害業務を提供した事業所名
- (2) 災害業務内容（従事場所、期間、輸送先、輸送した物資等、事業用自動車・必要資機材、人員等）
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 災害業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の一時保管に要した費用の額は、甲、乙が協議して決定する。

3 物資等の輸送に要した費用の額は、乙の所属会員の届出運賃・料金を基準として、甲、乙が協議して決定する。

4 物資等の仕分けに要した費用の額は、甲、乙が協議して決定する。

（事故等）

第6条 乙は、災害業務において使用する事業用自動車及び必要資機材が故障その他の理由により使用できなくなったため災害業務を中断したときは、速やかに当該事業用自動車及び必要資機材を交換して災害業務を継続するよう、当該災害業務を提供する乙の所属会員に指示しなければならない。

2 乙は、災害業務の提供に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 災害業務の提供により生じた損害の負担については、甲、乙が協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 災害業務に従事した者が、当該災害業務において負傷、または病気にかかった場合の災害補償等については甲、乙が協議して、適切な措置を講じるものとする。

（情報等連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

第4部 相互応援協定 関係

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に関し、あらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月15日

(以下、協定締結者名等は省略)

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

一般社団法人兵庫県トラック協会
会長 様

上郡町長

物資等の輸送、一時保管、仕分け等 協力要請書

「災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定書」に基づき、下記のとおり災害業務の提供を要請します。

記

- 1 協力を必要とする災害業務内容 ※（ ）内に○印
 （ ） 物資等の輸送
 （ ） 物資等の一時保管及び輸送
 （ ） 物資等の仕分け（物流専門家等の派遣を含む。）

2 必要事項

・物資等の輸送

集合場所	輸送先	輸送物資等 (量)	事業用自動車 (種類・台数)	従事人員 (人)

・物資等の一時保管及び輸送（輸送時は別途要請する）

・物資等の仕分け

・物流専門家等の派遣

派遣場所	従事内容	従事人員 (人)	期間

3 その他必要な事項

（町担当者 所属 担当者氏名 印 電話

第4部 相互応援協定 関係

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

上郡町長 様

一般社団法人兵庫県トラック協会
会 長

物資等の輸送、一時保管、仕分け等 実施報告書

下記のとおり災害業務を提供しましたので報告します。

記

1 提供した事業所名

2 災害業務内容等

業務内容	従事場所	期間	輸送先	輸送した 物資等	事業用自動車・ 必要資機材	人員
輸送						
一時保管・ 輸送						
仕分け						
物流専門家等 の派遣						

3 その他必要な事項

兵庫県トラック協会
（事業所名
電話

）

担当者氏名

印

(資料4-5-16) 災害時における食事提供協定書

上郡町（以下「甲」という。）とシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店（以下「乙」という。）は、災害時等における食事等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に際し、被災町民等に対する食事等（以下「食事等」という。）を提供するため、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、食事等の提供の必要が生じた場合は、災害時における調理業務等の協力要請書（様式第1号）により乙に食事等の提供及び、調理施設、調理器具等の使用を要請することができるものとする。

但し、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に災害時における調理業務等の協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（調理従事者の確保）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、速やかに、調理従事者に連絡をとり、人員の確保に努めるものとする。

（連絡責任者）

第4条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲及び乙は、事前に連絡責任者を定めるとともに、食事等の提供の必要が生じた場合は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

又、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲及び乙は互いに報告するものとする。

（献立及び食数）

第5条 甲は、災害時等における被災町民等と食材確保の状況により、乙と協議のうえ、献立及び食数を決定するものとする。

（調理及び提供の実施）

第6条 乙は、甲から第2条の要請を受けた場合は、甲が所有する給食施設・設備を使用して、調理及び配食のうえ、被災町民等に提供するものとする。

（衛生管理）

第7条 乙は、被災町民等に対する食事等の調理工程において、厚生労働省「大量調理衛生管理マニュアル」を遵守した衛生管理に配慮するものとする。

（食事等提供の場所、期間、方法）

第8条 食事等提供の場所、期間及び方法は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（費用の負担）

第9条 費用の負担については、提供日数及び食数等を踏まえ甲乙協議の上、定めるものとする。

（報告）

第10条 乙は、業務終了後、災害時における調理業務等の実施報告書（様式第2号）に基づき、甲に報告するものとする。

（効力）

第11号 この協定の効力は、甲と乙が締結している学校給食調理等業務委託の履行期間内とするものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月14日

（以下、協定締結者名等は省略）

第4部 相互応援協定 関係(資料 4 - 6 - 1) 相生市、赤穂市、上郡町消防相互応援協定

相生市、赤穂市、上郡町は、その相互間の消防応援に関して下記の通り協定する。
昭和31年4月20日

相生市長 岡田源吾
赤穂市長 小幡栄亮
上郡町長 下川己之進

記

- 第1条 この協定は、相生市、赤穂市、上郡町の消防相互応援に関して定めるものとする。
- 第2条 相生市、赤穂市、上郡町は各市町の隣接地区内の火災防御示のため、下に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。
- (1) 消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合には、状況により1隊を派遣すること。
 - (2) 応援の要請があったときは、要請隊数
- 2 前項の規定にかかわらず各消防機関は、火災の状況に応じて協定区域外又は規定隊数以上の応援隊を派遣することができる。
- 第3条 応援隊の指揮は、下に掲げる方法によるものとする。
- (1) 受援地の消防団長が指揮すること。
 - (2) 指揮は応援隊の長に対して行うこと。
- 第4条 応援に要した費用は、下に掲げる方法によって処理するものとする。
- (1) 応援に際し、受援地において発生した機械器具の破損に要する修理費及び隊員の死傷による補償費は、各所属側において支弁すること。
 - (2) 応援に際し、受援地において発生した建物施設に対する事故による補償費及び一般人の死傷による補償費は、受援地側の負担とすること。
 - (3) 応援に際し、その途中において事故を生じた場合の費用は、その事故を生じた側の負担とする。
 - (4) 応援が長期にわたる時の食糧、燃料に要する費用は、受援地側の負担とすること。
 - (5) 前各号以外の費用に関しては、当事者間においてその都度協議決定するものとする。
- (附則)
この協定は、昭和31年4月20日から施行する。

(資料4-6-2) 消防相互応援に関する協定書(西播磨地区相互応援協定)

相生市・赤穂市・龍野市・揖保川町・御津町・太子町・新宮町・上郡町・佐用町・三日月町・上月町・南光町・山崎町・一宮町・安富町・波賀町・千種町

昭和44年12月10日

(目的)

第1条 この協定は、協定市町の区域内において火災、救急又は水害等(以下「火災等」という。)が発生した際、協定市町相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の区域)

第2条 協定市町は、その区域内において火災等が発生した場合相互に応援するものとする。

(応援の方法)

第3条 前条の規定に基づき、火災等発生地の市・町長(消防本部を置く市・町にあっては消防長。以下同じ。)から応援の要請があったときは、当該要請を受けた協定市町は、消防業務に特に支障がない限り出動するものとする。

2 協定市町のうち、火災等発生地の市・町長から要請がない場合においても、自発的に相互応援をする必要があると認める市町は、応援のため出動することができる。このときもこの協定によって出動したものとする。

(応援の要請)

第4条 協定市町は、火災等が発生して応援を求めようとするときは、要請先の市・町長に対し消防隊の派遣を要請するものとする。

2 前項による要請は、電話又はその他の方法により行ない、次の事項を明示するものとする。

- (1) 火災等の概要並びに場所
- (2) 誘導員配置の有無及びその場所
- (3) 必要とする人員、機械装備等

3 警察その他関係者より出動の要請を受けた場合も第1項による要請があったものとみなす。

(応援措置の履行)

第5条 協定市町は、その応援措置を的確かつ円滑に行なうよう努めなければならない。

(指揮)

第6条 応援する消防隊は、火災等発生地の指揮者の所轄のもとに行動するものとする。

(応援の経費)

第7条 前条に基づき現場において火災等の応援活動に従事中発生した事項のうち、次に掲げる経費については被応援市町が負担するものとする。

- (1) 建築物、工作物又は土地等に対する補償費
- (2) 応援市町の消防職員並びに消防団員(以下「職団員等」という。)及び一般人の死傷に伴なう災害補償費(団員については基金法による支給額をこえるもの)、弔慰金並びに賞じゅつ金、その他これに類する給付金
- (3) その他応援のために特別に必要とする諸経費

2 前項第2号の応援の職団員等に対する災害補償費等は応援市町の定める条例、規則等により負担するものとする。

3 第1項各号以外の経費の分担については、別に定めるものとする。

(経過規定)

第8条 この協定施行前、協定市町の間において消防相互応援に関する協定を締結しているものについては、当該協定市町間においては、この協定にかかわらず従前の協定によることができる。

(委任)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、関係市町において協議のうえ、別に定めることができる。

(実施期日)

第10条 この協定は、昭和44年12月10日から実施する。

上記協定の成立を証するため、この協定書17通を作成し、協定市町各1通を保有する。

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-6-3) 消防相互応援協定書(兵庫・岡山両県境市町村地域振興協議会)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、下記の市町村(以下「市町村」という。)は、消防の相互応援について、次のとおり協定する。

兵庫県赤穂市	岡山県和気郡日生町
兵庫県赤穂郡上郡町	岡山県備前市
兵庫県佐用郡佐用町	岡山県和気郡吉永町
兵庫県佐用郡上月町	岡山県英田郡大原町
兵庫県宍粟郡千種町	岡山県英田郡作東町
	岡山県英田郡東粟倉村
	岡山県英田郡西粟倉村

(目的)

第1条 この協定は、兵庫県及び岡山県の県境に隣接する市町村の区域内における水火災その他の災害(以下「火災等」という。)の発生に際し、その防除のための応急対策活動にかかる応援協力を必要とする場合の応援要請及び応援活動に関する必要な事項を定め、もって消防活動の万全を図るものとする。

(応援の要請)

第2条 市町村の長(消防本部を置く市町村にあつては消防長。以下「市町村長」という。)は、当該市町村の区域内に火災等が発生したときは、相手県側(当該市町村が兵庫県に属しているときは岡山県側を、岡山県に属しているときは兵庫県側をいう。以下同じ。)の市町村長に対して火災等の防除のための応援を要請することができる。

2 前項の応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 発生した火災等の概要
- (2) 必要とする人員及び機械器具等の数量
- (3) 誘導員配置の有無及びその場所

(要請による応援隊の派遣)

第3条 前条の規定による応援の要請を受けた市町村長は、自己の消防業務に特に支障がない限り、直ちに所要の応援隊を当該応援を要請した市町村に派遣するものとする。ただし、要請を受けた人員等と異なる応援隊を派遣するとき、又、応援隊を派遣することができないときは、直ちにその旨を当該応援を要請した市町村長に通報しなければならない。

(覚知による応援隊の派遣)

第4条 市町村長は、第2条の規定による応援の要請がない場合であっても、相手県側の市町村の区域内に火災等が発生したことを覚知し、その事態が重大であつて、かつ、応援の必要があると認めるときは、所要の応援隊を当該市町村に派遣することができる。この場合において応援隊を派遣する市町村長は、直ちにその旨を当該火災等の発生地を管轄する市町村長に通報しなければならない。

2 前項の応援隊は、第2条の要請による応援隊とみなす。

(応援隊の指揮)

第5条 第2条の規定により出動した応援隊は、当該火災等の発生地を管轄する市町村(以下「被災市町村」という。)の消防隊の指揮者の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条の規定による応援隊にあつては、当該被災市町村の消防隊が到着するまでは、当該応援隊長がその指揮に当たるものとする。

2 前項本文の場合において、当該応援隊に対する指揮は、当該被災市町村の消防隊の指揮者が当該応援隊長に対して行うものとする。

(応援の経費)

第6条 応援に要した経費は、次の各号に定めるところにより、それぞれ負担するものとする。

- (1) 応援のために要した出動手当、旅費、燃料、機械器具の破損に対する修理費等は、応援隊を派遣した市町村(以下「応援市町村」という。)の負担とする。ただし、化学消火のために要した薬剤並びに応援が長時間にわたる場合の当該応援隊の食糧及び燃料の補給については、応援隊の派遣を受けた市町村(以下「受援市町村」という。)の負担とする。
- (2) 応援隊員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合に、当該第三者に対する補償に要する経費(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある部分を除く。)は、受援市町村の負担とする。ただし、応援隊員の重大な過失による場合又は応援の往復途上に生じた交通事故等による場合にあつては、応援市町村の負担とする。
- (3) 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費は、受援市町村の負担とする。ただし、応援隊員の重大な過失による場合は、当該受援市町村と当該応援市町村とが協議のうえ決定するものとする。

(公務災害補償)

第7条 応援隊員が応援活動により災害を受けた場合における当該公務災害の補償は、当該応援市町村が行うものとする。

(賞じゅつ金)

第8条 応援活動によって死傷した応援隊員にかかる賞じゅつ金については、当該応援市町村が定めた賞じゅつ金の支給に関する条例の規定に基づき支給した額を受援市町村が負担するものとする。ただし、当該支給額が、市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付国家消防本部長通達。以下「準則」という。）に規定する功労の程度及び障害の等級によるそれぞれの額を超える場合には、その超える額は、応援市町村が負担するものとする。

2 準則が改正された場合における当該改正規定の適用については、その改定の日から3箇月を経過した日から適用する。

3 死傷した応援隊員に、第1項に定める賞じゅつ金の支給ができない場合における措置については、当該応援市町村と当該受援市町村とが協議のうえ決定するものとする。

(その他の経費)

第9条 第3条に規定する経費以外の経費については、そのつど当該受援市町村と当該応援市町村とが協議のうえ負担区分を定めるものとする。

(求償権の取得)

第10条 第三者の行為によって応援隊が損害を受けた場合において、当該損害を填補するための経費を受援市町村が負担したときは、応援市町村が第三者に対して有する損害賠償の請求権を受援市町村が取得するものとする。

(情報の交換)

第11条 市町村は、この協定の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項を相互に通知し、かつ、その内容に変更が生じたときは、直ちに連絡するものとする。

- (1) 消防機関の編成
- (2) 消防施設の配置
- (3) 地利及び水利の状況

(関係市町村の協議)

第12条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施につき疑義を生じたときは、そのつど関係市町村が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は、昭和45年4月1日から施行する。

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-7-1) 兵庫水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧工事

(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等からの応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。
(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。
(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責任に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。
(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団体企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名、押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

(以下、協定締結者名等は省略)

第4部 相互応援協定 関係

(資料4-7-2) 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第1章 平常時の活動

(用語)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

(地方支部長の活動)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

(地方支部長の活動)

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下府県支部内会員）という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

(連絡担当部課等の指定)

第4条 地方支部長及び府県支部長は、この協定に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

(応援幹事支部長の指定)

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の会員（以下「地支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

(地震発生時における応援活動体制等)

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表2のとおり定める。

(物資等の調査)

第8条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

(物資の相互保管体制)

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡大するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

(調達可能な物資の調査)

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

(物資の規格の統一等)

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄につ

いて十分に配慮する

(施設等の状況に関する情報の把握)

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道施設の位置
- (2) 災害発生時における応急給水の予定場所
- (3) 使用している資機材の規格
- (4) その他必要な防災関係施設の状況
(応急対策マニュアルの把握)

第13条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。)に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第2章 災害発生時の活動

(地方支部長の活動)

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(府県支部長の活動)

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務

(連絡担当部課間の情報交換)

第16条 地方支部長及び府県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(応援幹事支部長の活動)

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部員の派遣
- (4) その他災害発生時において必要な業務

(被害状況の早期把握)

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害の発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

(応援要請の実施)

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員

第4部 相互応援協定 関係

- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
 (6) 応援活動の期間
 (7) その他応援活動に必要な事項
- 4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。
 (応援要請への対応)
- 第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代って、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。
- 2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。
- 3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。
 (応援本部の設置)
- 第21条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。
- 2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。
 (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
 (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
 (3) 応援受入体制の支援
 (4) その他応援活動に必要な業務
- 3 前各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。
- 4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。
 (応援本部の解散)
- 第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。
- 2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第3章 補 則

(指 針)

- 第23条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に定める。
- 2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。
 (実施細目)
- 第24条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。
 (協 議)
- 第25条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

この協定は、平成9年7月10日から適用する。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、各府県支部長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月10日

(以下、協定締結者名等は省略)

別表1 (第6条関係)

災害を受けた府県支部の長	応援幹事支部長	
	第1順位	第2順位
大阪府支部	兵庫県支部長	和歌山県支部長
京都府支部	滋賀県支部長	奈良県支部長
兵庫県支部	大阪府支部長	滋賀県支部長
奈良県支部	和歌山県支部長	京都府支部長
滋賀県支部	京都府支部長	兵庫県支部長
和歌山県支部	奈良県支部長	大阪府支部長

注) 第1順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第2順位の応援幹事支部長が第1順位の応援幹事支部長に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。

別表2 (第7条関係)

種 別	発令の時期	体 制
注意体制	震度5(弱)の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度5(強)の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出勤できる体制とする。
非常体制	震度6(弱)の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救助活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに出勤できる体制とする。

(震度階級は気象庁の「計測震度」による。)

第4部 相互応援協定 関係(資料4-7-3) 災害時における水道応急対策の協力に関する協定

上郡町水道事業（以下「甲」と言う。）と上郡町上下水道工事業協同組合（以下「乙」と言う）とは、上郡町内において地震、風水害、その他による災害（以下「災害」と言う。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、甲が所管する施設の給水機能の維持、回復を図るため、水道施設に対する緊急措置、応急給水及び応急復旧作業等、甲が行う応急対策の実施に対する乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙が協力する応急対策の事項は次のとおりとする。

- (1) 配給水管及びその他の水道施設の応急復旧に関する事
- (2) 道路漏水、水源地における流出水等の事故に対する対応に関する事
- (3) 応急拾水に関する事
- (4) 水道用材料等、工事用機器類の提供に関する事
- (5) 物資等の運搬及び人員の派遣に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項に関する事

（協力要請及び協力）

第2条 甲は、前条に掲げる事項について乙の協力を必要とするときは、これを要請することができるものとする。

2 乙は、甲の協力要請を受けたときは、これに応ずるものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、応急対策について乙の協力を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し文書により協力要請を行うものとする。ただし、急を要する場合には、口頭又は電話等により要請を行い、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 第1条に掲げる応急対策の種類
- (3) 応急対策を実施する場所及びその場所への経路
- (4) 協力を必要とする人員・機材等の規模と種類
- (5) 協力を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立し、必要な人員・機材等を出動させ、応急対策に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急対策に従事するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、応急対策業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務を実施した場所
- (2) 応急対策業務を実施した期間
- (3) 応急対策業務の種類及び効果
- (4) 応急対策業務に要した人員・機材等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費負担）

第6条 乙がこの協定に基づく応急対策に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、甲の積算単価に基づいて算出した額とする。

（協力体制）

第7条 乙は、この協定による協力が実施できるよう各組合員で構成する応急対策のための組及び体制を整備し、かつそのための人員の配置と機材等の準備を図るものとする。

2 乙は、前項の組織及び第1項の人員及び機材等について、毎年4月末日までに甲に対し文書で報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成27年4月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

第4部 相互応援協定 関係

第5部 その他予防計画 関係

(資料5-1-1) 都市計画区域の指定状況

都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域（線引き）の状況

(令和4年3月31日現在)

都市計画区域					市街化区域			市街化調整区域		人口集中地区		
区域名	区域内市町名	範囲	面積 ha	国調人口 千人	現在人口 千人	面積 ha	国調人口 千人	現在人口 千人	面積 ha	現在人口 千人	国調面積 ha	国調人口 千人
西播 (2市1町)	西播計		27,096	87.5	85.5	2,518	67.5	67.8	24,577	18.0	1,357	45.6
	相生市	行政区域全域	9,040	30.1	28.2	801	25.0	24.1	8,239	4.1	368	16.6
	赤穂市	行政区域全域	12,685	45.8	45.7	1,418	34.6	35.6	11,267	10.1	989	29.0
	上郡町	行政区域一部	5,370	11.6	11.8	299	7.9	8.1	5,071	3.8	—	—

※ 国調人口：令和2年の国勢調査の人口 現在人口：令和4年3月31日の住民基本台帳人口（外国人を含む）

〔出典：令和4年都市計画現況調査
2 都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況より〕

747

都市計画道路の整備状況

(令和4年3月31日現在)

(単位：km)

都市計画区域名	都市名	都市計画決定延長	改良済延長	概成済延長
西 播	相生市	35.79	25.72	4.50
	赤穂市	49.06	34.15	4.66
	上郡町	14.05	12.84	0.43
	(小計)	98.90	72.71	9.59

〔出典：令和4年都市計画現況調査
8 都市計画施設の状況 (1) 道路より〕

都市公園の現況

(令和4年3月31日現在)

区域名	都市名	計 画														供 用		供用率
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		計		計		
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
西 播	相生市	17	4.20	2	5.80	1	5.40							21	15.40	20	12.80	83.1%
	赤穂市	50	13.78	3	5.70			2	28.60			1	71.70	56	119.78	45	107.94	90.1%
	上郡町	17	3.44			2	34.00	1	14.00					20	51.44	20	21.14	41.1%
西播磨高原	たつの市			1	13.30									1	13.30	1	13.20	99.2%
	上郡町								1	49.00				1	49.00	-	-	-

※特殊公園は、計画なし

〔出典：令和4年都市計画現況調査
8 都市計画施設の状況 (6) 公園より〕

748

土地区画整理事業の概要

(令和4年3月31日現在)
(単位：ha)

区域名	都市名	土地区画整理法による事業										土地区画整理法による事業									
		計				個人・共同施行		個人・共同施行		組合施行				公共団体施行				行政庁施行			
		施行済		施行中		施行済		施行中		施行済		施行中		施行済		施行中		施行済		施行中	
		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
西播	相生市	8	130.2							3	39.7			5	90.5						
	赤穂市	10	347.9	3	122.4	1	43.1			4	111.4	2	67.4	5	193.4	1	55				
	上郡町	5	86			3	53.1			1	23.2							1	9.7		

〔出典：平成27年都市計画現況調査
9 市街地開発事業 (1) 土地区画整理事業より〕

(資料5-1-2) ライフラインの関係施設の整備

県内水道普及状況

(令和4年3月31日現在)
(単位：人、戸所、%)

区 分	推計人口	上水道		簡易水道		専用水道		合 計		普及率 (%)	区域外 給水人口	特設水道		
		個所数	給水人口	個所数	給水人口	個所数	給水人口	個所数	給水人口			個所数	給水人口	
西播磨	相生市	27,701	1	27,701	-	-	1	-	2	27,701	100.00	-	-	-
	赤穂市	44,793	1	44,793	-	-	-	-	1	44,793	100.00	-	-	-
	宍粟市	33,682	1	32,959	1	217	5	206	7	33,382	99.11	-	-	-
	たつの市	73,123	1	73,071	-	-	2	-	5	73,071	99.93	-	-	-
	太子町	33,194	1	32,873	-	-	-	-	1	32,873	99.03	-	-	-
	上郡町	13,471	2	13,294	-	-	1	-	3	13,294	98.69	-	4	38
	佐用町	15,223		-	6	15,121	-	-	6	15,121	99.33	-	-	-

(注) 1 専用水道の給水人口は、自己水源のみによる専用水道の給水人口である。
2 区域外給水人口とは、他の行政区域に給水している人口である。

〔出典：兵庫県統計書（エネルギー・水）〕

下水道普及状況

(令和4年3月31日現在)
(単位：人、%)

区 分	住民基本台帳人口 (A)	下水道処理人口 (B)	普及率 (B)/(A)
上郡町	14,194	10,481	73.84

〔出典：兵庫県統計書（エネルギー・水）〕

Ⅶ 資料編

第5部 その他予防計画 関係

(資料5-2-1) 消防水利の現況

(令和5年4月1日現在)

種別 地区別	計	消火栓	防火水槽			プール
			小計	20~40m ³	40m ³ 以上	
計	946	908	32	19	13	7
上郡	332	317	10	4	6	5
高田	190	179	10	8	2	2
鞍居	115	112	3	3	0	0
赤松	122	122	0	0	0	0
船坂	143	138	5	4	1	0
光都	44	40	4	0	4	0

〔出典：消防年報より抜粋〕

(資料5-2-2) 消防力の現況

(平成29年4月1日現在)

	水槽付 ポンプ自動車	2m級梯子付 ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ 積載車	軽四輪駆動消防車	高規格救急車	消防司令車	広報査察車	小型動力ポンプ	消防活動車
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
上郡消防署	1	—	1	—	—	3	1	1	2	—
光都分署	—	1	1	—	—	1	—	1	—	—
上郡消防団	—	—	3	3	10	—	1	—	5	1
計	1	1	5	3	10	4	2	2	7	1

〔出典：消防年報参考に作成〕

(資料5-2-3) 消防無線一覧

1 消防署

(1) 上郡消防署

(令和5年4月1日現在)

種別	呼出名称	設置場所等	数量	組入周波 (チャンネル)	空中線 出力	
基地局	あかしょうかみごおり	上郡消防署	1	1~6	20W	
移動局	車 載 用	あかしょうかみ 21	消防司令車	1	1~6	5W
		あかしょうかみ 22	広報査察車	1	1~6	5W
		あかしょうかみ 23	水槽付消防ポンプ自動車	1	1~6	5W
		あかしょうかみ 24	消防ポンプ自動車	1	1~6	5W
		あかしょうかみ 25	高規格救急車	1	1~6	5W
		あかしょうかみ 26	高規格救急車	1	1~6	5W
	あかしょうかみ 35	高規格救急車	1	1~6	5W	
携帯	あかしょうかみ 51 外	上郡消防署	9	1~6	1W	

(2) 光都分署

(令和5年4月1日現在)

種別	呼出名称	設置場所等	数量	組入周波 (チャンネル)	空中線 出力	
基地局	あこうしょうぼうきた	光都分署	1	5	20W	
移動局	車 載 用	にしはりまたつの 68	広報車	1	9	10W
		にしはりまたつの 61	消防ポンプ自動車	1	9	10W
		にしはりまたつの 96	高規格救急車	1	9	10W
		にしはりまたつの 66	21m級梯子付消防ポンプ自動車	1	9	10W
	携帯	にしはりまたつの 601	光都分署	3	9	5W
		にしはりまたつの 602				5W
にしはりまたつの 60		10W				

2 消防団

(令和5年4月1日現在)

種別	呼出名称	設置場所等	数量	組入周波 (チャンネル)	空中線 出力	
移動局	車 載 用	かみごおり 1	上郡分団	1	1~6	5W
		かみごおり 2	駅前分団	1	1~6	5W
		かみごおり 3	山野里分団	1	1~6	5W
		かみごおり 4	中野分団	1	1~6	5W
		かみごおり 5	野桑分団	1	1~6	5W
		かみごおり 7	八保分団	1	1~6	5W
	あかしょうきた 21	消防団本部指令車	1	1~6	5W	
携帯	あかしょう 11~15	消防団本部	5	1~6	1W	

※備考 1チャンネル：消防波 2チャンネル：救急波 3チャンネル：主運用波
4チャンネル：統制波 1 5チャンネル：統制波 2 6チャンネル：統制波 3

〔出典：消防年報より抜粋〕

第5部 その他予防計画 関係

(資料 5 - 3 - 1) 指定緊急避難場所等の指定基準

1. 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所。

■指定緊急避難場所の指定基準

災害対策基本法第 49 条の 4、災害対策基本法施行令第 20 条の 3～5、災害対策基本法施行規則第 1 条の 3～6 に基づき指定緊急避難場所の指定基準は以下のとおりとする。

災害の種類	指定基準
洪水	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受け入れが可能であること。 2 洪水が発生する気象状況に対応するため、室内に滞在できること。 3 原則として堤防等の近傍に立地しておらず、浸水想定区域外に立地していること。 4 浸水想定区域に立地する場合は、想定水位以上の高さに避難者を受け入れる部分があること。
地すべり、がけ崩れ等の土砂災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受け入れが可能であること。 2 土砂災害が発生する気象状況に対応するため、室内に滞在できること。 3 土砂災害警戒区域外、土砂災害特別警戒区域外に立地しており、浸水想定区域外に立地していること。 4 地区内に土砂災害避難場所が存在しない場合は、土砂災害指定区域内でも砂防ダムの整備箇所であり 2 階以上に避難者を受け入れる部分があれば例外的に指定する。
地震	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の場合、緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受け入れが可能であること。また、耐震構造が新耐震基準に適合するなど地震に対して安全な構造であること。 2 周辺に人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等がない場所であること。 3 地震災害発生時に避難者が一時的に滞在できる規模を有する施設または場所であること。
大規模な火事	<ol style="list-style-type: none"> 1 門扉の開錠が不要、もしくは緊急時に門扉の開錠が可能な公園、スペースであること。 2 公園やグラウンドなど延焼を防ぐような広場等を有しているか隣接していること。

2. 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

■指定避難所の指定基準

災害対策基本法第 49 条の 7、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 に基づく、指定避難所の指定基準を以下のとおりとする。

<ol style="list-style-type: none"> 1 避難のための立ち退きを行った居住者等または被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 2 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(資料 5 - 3 - 2) 避難所一覧 (指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所)

基幹	地区	名称	所在地	指定緊急避難場所				指定 避難所	福祉 避難所
				洪水	土砂 災害	地震	大火事		
	上郡	生涯学習支援センター	上郡 459-1	-	-	○	○	○	-
	上郡	つばき会館	上郡 500-1	○	○	○	-	○	-
○	上郡	上郡小学校	上郡 306	○	○	○	○	○	-
	上郡	上郡公民館	上郡 1645-13	-	-	○	-	○	-
	山野里	上郡町役場第2庁舎	大持 278	2階以上	○	○	-	○	-
	山野里	上郡高等学校	大持 207-1	-	-	-	-	○	-
○	山野里	上郡中学校	山野里 1178-1	○	○	○	○	○	-
○	山野里	山野里小学校	山野里 2142-1	○	○	○	○	○	-
	山野里	山野里公民館	山野里 2423-1	○	○	○	-	○	-
	山野里	スポーツセンター	竹万 29	2階以上	○	○	○	○	-
	山野里	山野里老人憩いの家	山野里 1160	-	-	-	-	○	-
	山野里	ピュアランド山の里	山野里 2748-1	○	-	○	-	○	-
	山野里	愛心園	山野里 2749-35	-	-	-	-	-	○
	山野里	介護老人保健施設高嶺の郷	山野里 2305-1	-	-	-	-	-	○
	山野里	上郡中央公園	竹万 50-4 他	-	-	○	○	-	-
	山野里	駅前中央公園	大持 173-19	-	-	○	○	-	-
○	高田	高田小学校	中野 899	○	○	○	○	○	-
	高田	旧高田幼稚園	中野 708-1	○	○	○	-	○	-
	高田	高田公民館	中野 612-1	○	○	○	-	○	-
	高田	特別養護老人ホームほうらいの里	中野 1118-1	-	-	-	-	-	○
	高田	高田地区運動公園	與井 722 - 2 他	-	-	○	○	-	-
	高田	高田台第2公園	高田台 3-18	-	-	○	○	-	-
	高田	上郡墓地公園	奥甲 12	-	-	○	○	-	-
○	鞍居	旧鞍居小学校	野桑 1303	2階以上	-	運動場のみ	○	○	-
	鞍居	旧鞍居幼稚園	野桑 1275-1	-	-	○	-	○	-
	鞍居	鞍居公民館	野桑 1275-1	2階以上	○	○	-	○	-
	鞍居	金出地老人憩いの家	金出地 909	-	-	-	-	○	-
	鞍居	泉心学園	尾長谷 536	-	-	-	-	-	○
	鞍居	特別養護老人ホーム野桑の里	野桑 3027	-	-	-	-	-	○
	鞍居	播磨高原東小学校	たつの市新宮町 光都 2-6-1	○	○	○	○	○	-
	鞍居	播磨高原東中学校	たつの市新宮町 光都 2-4-1	○	○	○	○	○	-
○	赤松	赤松公民館	苔縄 67	-	-	○	-	○	-
	赤松	子育て学習センター	苔縄 86-1	○	○	○	-	○	-
	赤松	旧赤松幼稚園岩木分園	岩木乙 585	○	-	-	-	○	-
○	船坂	旧船坂小学校	八保甲 177	○	○	○	○	○	-
	船坂	旧船坂小学校行頭分校	行頭 348-2	-	-	-	-	○	-
	船坂	旧船坂幼稚園	八保甲 253-1	○	○	-	-	○	-
	船坂	船坂公民館	八保甲 170-1	○	○	○	-	○	-
	船坂	旧梨ヶ原小学校	梨ヶ原 538	○	-	○	○	○	-
	船坂	梨ヶ原公民館	梨ヶ原 550-2	○	○	○	-	○	-

※屋外緊急避難場所は有効避難面積 8㎡あたり 1人の収容を想定する。(10人未満切捨)

(資料 5 - 3 - 3) 福祉避難所 (協定締結施設)

(令和5年4月1日現在)

種別	名 称	場 所	電話番号
児童養護施設	泉心学園	尾長谷 536	52-0168
障害者支援施設	愛心園	山野里 2749-35	52-3959
介護保険施設	特別養護老人ホーム ほうらいの里	中野 1118-1	52-5900
	特別養護老人ホーム 野桑の里	野桑 3027	57-7000
	介護老人保健施設 高嶺の郷	山野里 2305-1	57-3250

※福祉避難所に直接避難することはできません。

(資料 5 - 4 - 1) 町内医療機関

医 療 機 関 名	住 所	電話番号	診 療 科 目
大岩診療所	上郡1645-5	52-5000	外科、内科、耳鼻咽喉科、皮膚科
岡田整形外科	与井39-1	52-5600	整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、眼科、 脳神経外科、形成外科
河原クリニック	竹万2167	57-2167	小児科、内科
黒田内科クリニック	駅前95	52-0235	内科
高嶺診療所	大持202-2	52-6369	内科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーショ ン科
半田産婦人科医院	大持350	52-1000	産科、婦人科
三浦医院	駅前231	52-0045	小児科、内科
和順堂苔縄医院	苔縄1042-2	52-5611	消化器内科、内科、漢方内科、東洋医学、疼痛治 療 (はり)

(資料 5 - 4 - 2) 救護所設置予定場所一覧

No.	設置予定施設等の名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	保健センター	上郡町上郡500-1	52-2188	52-5060

※救護所については、災害の規模に応じて設置する。小規模災害時においては、保健センターに、大規模災害時においては保健センター、開設された指定避難所、救助が必要な地点の公共施設もしくは公共的施設とする。

(資料5-5-1) 備蓄防災資機材

品名	単位	数量	保管場所
発電機	台	8	役場庁舎 (各基幹避難所)
簡易トイレ	台	2	// (県より管理委託)
救命ボート	艇	1	赤穂市消防本部上郡消防署へ管理委託)
テント	張	2	役場庁舎 (県より管理委託)
炊飯装置 LPG用	台	1	// (県より管理委託)
炊飯装置 灯油用	台	1	// //
担架	台	2	// //
ろ水機	台	2	// //
給水用水槽	台	4	// //
大型鍋	個	1	//
スコップ	丁	177	//
つるはし	丁	35	//
じょれん	丁	35	//
かけや	丁	32	//
ハンマー	丁	3	//
かま	丁	10	//
土のう袋	枚	15,000	//
ロープ	m	100	//
縄	束	180	//
毛布	枚	310	// 山野里・高田小
番線	kg	50	//
杭	本	30	//

(資料 5 - 5 - 2) 災害備蓄物資保管場所及び保管物資一覧

場 所	物 資 名	
上郡町役場	第2庁舎 倉庫	アルファ米等非常食、生活用品、資機材等
	第3庁舎 倉庫	アルファ米等非常食、生活用品、仮設トイレ、救急箱等
山野里小学校	体育館 備蓄倉庫	アルファ米等非常食、生活用品、仮設トイレ、救急箱等
高田小学校	体育館 備蓄倉庫	アルファ米等非常食、生活用品、仮設トイレ、救急箱等

1 総数量

保 管 場 所	備 蓄 物 資		
	物品名	数量	適用
上郡町役場第2庁舎 上郡町役場第3庁舎 山野里小学校 高田小学校 旧船坂小学校 旧児童館	アルファ化米	3,000食	アルファ化米
	保存水	816本	500ml
	懐中電灯	32本	
	毛布	530枚	
	トイレットペーパー	282ロール	
	マスク	100,000枚	
	大人用紙オムツ	794枚	
	幼児用紙オムツ	2,068枚	
	非常用飲料水用水袋	675枚	6l
	生理用品	2,998枚	
	ドライミルク	150本	
	ミルクアレルギー除去ミルク	30本	
	哺乳瓶	46本	
	簡易トイレ	10セット	
仮設トイレ	4台	3台は車イス対応	

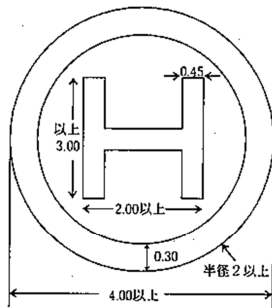
(資料5-6-1) 県指定臨時ヘリポート(輸送拠点)及び離着陸場の基準

1 ヘリポート予定地

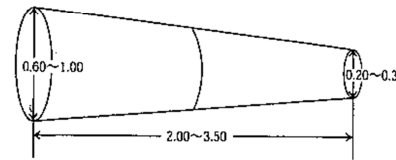
番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
H1	上郡町スポーツセンター	上郡町竹万29	0791-52-4433
H2	高田地区運動公園	// 与井722-2	—————

2 ヘリポートの離着陸場の基準(単位:m)

(1) 標識



(2) 吹流し



- 注 1 繊維製品であること。
 2 1色又は数色とし背影と反対色であること。

(資料5-6-2) 町内緊急輸送路

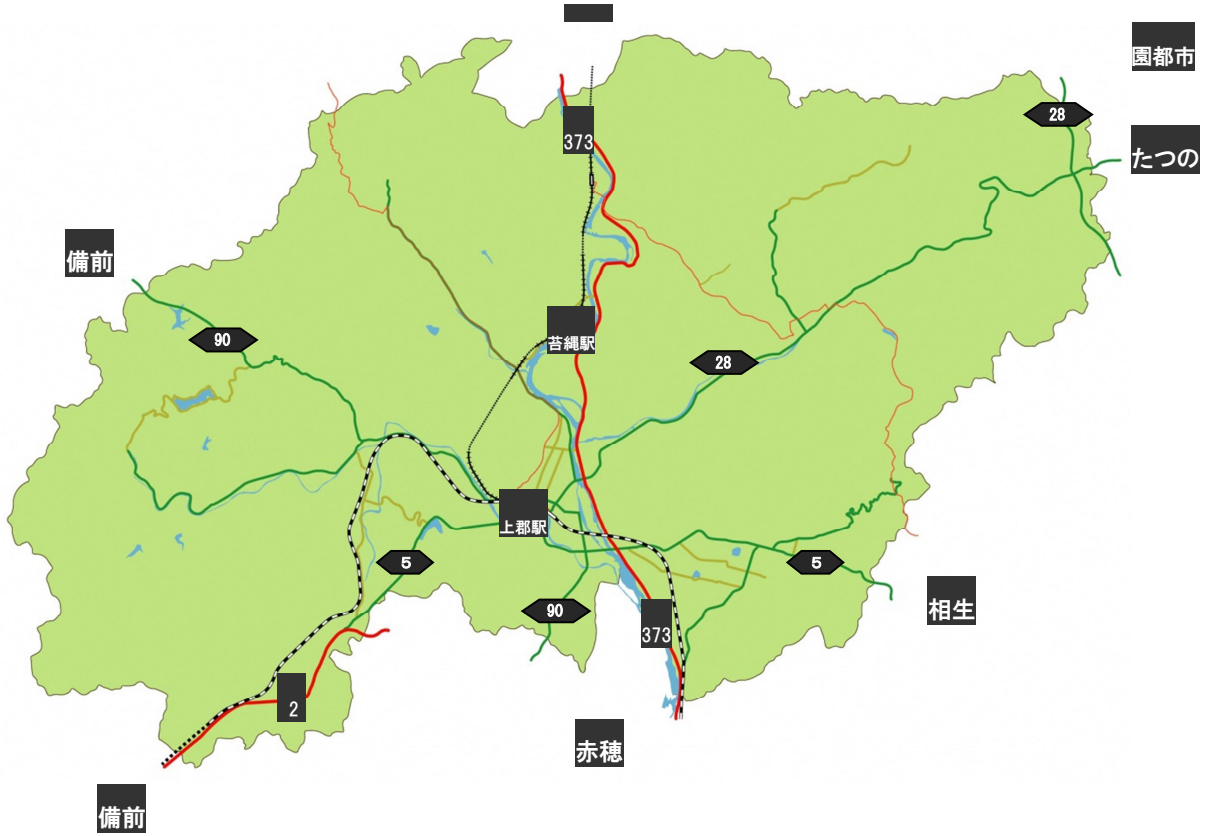
路線名	起 点	終 点	区間延長 (km)	管理者
国道2号線	上郡町落地	上郡町梨ヶ原	4.1	国
国道373号線	// 釜島	// 国見	12.3	県
姫路上郡線	// 宇野山	// 竹万	6.5	県
上郡未広線	// 旭町(上郡橋東)	// 光都1丁目	13.2	県
上郡停車場線	// 栄町(上郡橋西詰交差点)	// 旭町(上郡橋東詰交差点)	0.2	県
西新宿上郡線	// 大持(役場前)	// 栄町(上郡橋西詰交差点)	0.4	県
新都市住宅1号線	// 光都	// 光都	0.1	町
町道川向線	// 大持	// 大持278	0.1	町

(資料 5 - 6 - 3) 緊急通行車両一覧表 (庁用車)

R5.4.1 現在

担当課	車名	登録番号	購入年月
財政管理課	メルファ	姫路 は 200-278	2010, 9
財政管理課	キャラバン	姫路 め 300-8909	2012, 3
財政管理課	キャリー	姫路 < 480-4426	2010, 1
財政管理課	エルフ	姫路 ま 11-520	1996, 5
財政管理課	ハイゼットカーゴ	姫路 つ 480-2016	2018, 10
財政管理課	エブリイ	姫路 て 480-1065	2019, 9
教育推進課	プロミックスバン	姫路 ち 400-8645	2011, 8
住民課	タイタンダッシュ	姫路 す 100-4566	2009, 8
住民課	アクティ	姫路 か 41-3662	1996, 4
住民課	エルフ	姫路 と 45-1819	1998, 7
住民課	エルフ	姫路 さ 800-1611	2000, 6
住民課	エルフ	姫路 す 800-2460	2011. 9
住民課	エルフ	姫路 す 800-3065	2012. 8
健康福祉課	エブリイ	姫路 と 480-603	2020, 11
建設課	アクティ	姫路 か 41-3661	1996, 4
建設課	ミニキャブバン	姫路 け 480-3402	2010, 10
建設課	ミニキャブバンCDハイルーフ	姫路 さ 480-784	2012, 6
生涯学習課	ミニキャブバン	姫路 け 480-9312	2011, 8
上下水道課	ハイラックスサーフ	姫路 そ 45-9830	1995, 4
上下水道課	マーチ	姫路 て 501-4357	2012, 7
上下水道課	ミニキャブトラック	姫路 す 480-3568	2013, 9
上下水道課	ミニキャブバン	姫路 そ 480-3476	2015, 10
上下水道課	エルフ	姫路 て 400-6833	2018, 3
上下水道課	エクストレイル	姫路 た 301-9267	2020, 9
上下水道課	ハイゼットトラック	姫路 と 480-8517	2021, 10
上下水道課	ハイゼットカーゴ	姫路 な 480-6517	2022, 9
農林振興課	エブリイ	姫路 け 480-9329	2011, 5
農林振興課	キャリー	姫路 と 480-6069	2021, 6

(資料5-6-4) 主要交通網図



路線名等

種別	番号	路線名	管理	備考
国道	2	国道2号	国土交通省	赤穂市～備前市
	373	国道373号	兵庫県	赤穂市～佐用町
県道	5	姫路上郡線	兵庫県	相生市～上郡町
	28	上郡末広線	兵庫県	上郡町～佐用町
	90	赤穂佐伯線	兵庫県	赤穂市～備前市

(資料 5 - 7 - 1) 孤立可能性集落一覧

(令和 3 年度現在)

760

集落名	ホイスト地点 (Nコード) ※ブロック 6 A ユニット 4087					備考
	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	
宇野山	6847 - 9442	-	-	-	-	
小野豆	6977 - 9223	-	-	-	-	
正福寺	6487 - 9734	-	-	-	-	
楠	5845 - 8146	-	-	-	-	
皆坂(赤松)	5117 - 8426	-	-	-	-	
皆坂(船坂)	4944 - 9046	-	-	-	-	
市原	5328 - 8321	-	-	-	-	
黒石	5259 - 8202	-	-	-	-	
行頭	4602 - 9250	4603 - 9499	-	-	-	延野、行頭の順
河野原	5884 - 8324	5884 - 8362	-	-	-	河野原円心駅、河野原公民館の順
赤松	5968 - 8431	-	-	-	-	
細野	6157 - 8393	-	-	-	-	
柏野	5977 - 8677	-	-	-	-	
苔縄	5862 - 8745	-	-	-	-	
岩木	5611 - 8926	5627 - 8986	5626 - 8886	5444 - 8697	5251 - 8480	岩木、船谷、才原、倉尾、石戸の順
大枝新	6490 - 9733	-	-	-	-	
大枝	5901 - 8882	-	-	-	-	
高山	4842 - 9609	-	-	-	-	

※孤立可能性集落とは、洪水や土砂崩れなどの災害により車両による集落外への行き来ができない恐れのある地域

(資料 5 - 8 - 1) 高圧ガス事業所数 (第 1 種製造事業所・第 1 種貯蔵所)

高圧ガスに関する事業所数

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	一般高圧ガス		LP ガス		冷凍製造
	製造	貯蔵	製造	貯蔵	
上 郡 町	2	1	2	0	4

(資料 5 - 9 - 1) 地区防災計画策定一覧

令和 2 年 4 月 1 日現在

決定日	地区名	タイトル
令和元年 10 月 1 日	赤松地区自主防災組織連合会	赤松地区地区防災 (減災) 計画

第6部 その他応急対応計画 関係

(資料6-1-1) 災害時優先電話一覧

設置場所	電話番号	所在地	備考
役場 総務課	52-5172	大持	FAX 兼用
	52-2706	大持	
	52-2707	大持	
社会福祉協議会	52-2910	上郡	
旧鞍居小学校	54-0006	野桑	
旧船坂小学校	55-0014	船坂	
旧行頭分校	55-0176	行頭	
旧梨ヶ原小学校	55-0755	梨ヶ原	
高田幼稚園	52-2068	中野	

(資料6-1-2) 防災関係機関一覧

第1 県

機関名	所在地	電話番号
兵庫県危機管理部	神戸市中央区下山手通5-2 (災害センター)	078-362-9809
西播磨県民局総務企画室	上郡町光都2-25	0791-58-2113
光都土木事務所	//	0791-58-2235
光都農林振興事務所	//	0791-58-2191
光都農業改良普及センター	//	0791-58-2209
光都土地改良センター	//	0791-58-2214
龍野県税事務所	龍野市龍野町富永1311-3	0791-63-5667
龍野健康福祉事務所	//	0791-63-5150
播磨西教育事務所	姫路市北条1-98	079-281-9581
赤穂健康福祉事務所	赤穂市加里屋98-2	0791-43-2321
姫路家畜保健衛生所	姫路市香寺町中村595-15	079-240-7085

第2 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
国交省姫路河川国道事務所	姫路市北条1丁目250	0792-82-8211
近畿農政局(兵庫県拠点)	神戸市中央区海岸通29	078-331-9941
神戸地方気象台	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3	078-222-8907
日本郵便(株)上郡郵便局	上郡町駅前18	0791-52-0050

第3 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
西日本旅客鉄道(株)上郡駅	上郡町大持170-1	0791-52-0043
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-341-9889
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通11	078-393-9440
関西電力送配電(株)姫路本部	姫路市十二所前町117	079-229-9145
日本放送協会神戸放送局	神戸市中央区中山手通2-24-7	078-252-5000

第4 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
智頭急行(株)上郡駅	上郡町大持170-1	0791-52-6317
(株)ウイング神姫相生営業所	相生市竜泉町394-1	0791-22-5180

第5 消防機関

機関名	所在地	電話番号
赤穂市消防署	赤穂市加里屋1120-120	0791-43-0119
上郡消防署	上郡町与井29-3	0791-52-5119
西はりま消防組合	たつの市揖保川町正條279-1	0791-76-7119
たつの消防署光都分署	上郡町光都2丁目21	0791-58-0119

第6部 その他応急対応計画 関係

第6 警察機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
相生警察署	相生市陸本町11-26	0791-22-0110
上郡橋交番	上郡町上郡800	0791-22-0110
科学公園都市交番	上郡町光都2-23	0791-22-0110

第7 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第3特科連隊	姫路市峰南町1-70	0792-22-4001 ~2

第8 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号
兵庫西農業協同組合	姫路市三左衛門堀西の町216	0792-81-5021
千種川漁業協同組合	上郡町岩木甲54-1	0791-52-0126
上郡町商工会	〃 大持278	0791-52-3710
はりま西森林組合	〃 大持278	0791-52-0980
上郡町社会福祉協議会	〃 上郡500-5	0791-52-2910
赤穂郡医師会（大岩診療所）	〃 上郡1645-5	0791-52-5000

Ⅶ 資料編

第5部 その他予防計画 関係

(資料6-1-3) 兵庫衛星ネットワーク衛星電話番号簿(抜粋)

兵庫県防災行政無線電話番号簿(抜粋) (令和4年4月)			
かけ方			
87 (県庁発信番号)	-	△△△	- ××××
(自局衛星回線選択番号)	(相手先地球局番号)	(内線番号)	

※ 県外発信時は、自局衛星回線選択番号の後ろに都道府県番号が必要

庁舎・防災回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
兵庫県庁・87	151		
県庁交換台		2000	
ネットワーク管理室(衛星)		6860/6882	6891
ネットワーク管理室(フェニックス)		5805~5807	6876
災害対策課防災情報班		3151	6380/6381
災害対策課防災・危機管理班		3140	6380/6381
災害対策本部事務局			
指揮者		5332	
本部会議班		5330	
情報整理班		5343	
情報収集班		5367	
調整支援班(自衛隊)		5364	
調整支援班(消防)		5370	
調整支援班(警察)		5345	
調整支援班(道路)		5360	
被災者対策班		5363	
広報班		5337	
県民窓口班		3141	
河川整備課企画防災班		4419	6722
河川整備課水防本部		4415	6893
砂防課砂防班		4467	6681
道路保全課管理班		4395	6678
港湾課港湾整備班		4450	6680
尼崎庁舎・7	171	1200 交換台	
阪神南県民センター県民交流室		511/512	611
宝塚庁舎・7	278	1200 交換台	
阪神北県民局総務企画室		1213/1223	630
宝塚土木事務所		521~523	637
加古川庁舎・7	172	1200 交換台	
東播磨県民局総務企画室		511/512	630
加古川土木事務所		521~523	637
社庁舎・7	185	1200 交換台	
北播磨県民局総務企画室		1204/1206	630
加東土木事務所		433/515/531	637
姫路庁舎・7	173	1200 交換台	
中播磨県民センター県民交流室		511/512	611
姫路土木事務所		521~523	637
西播磨庁舎・7	189	1200 交換台	
西播磨県民局総務企画室		1124/1125	630
光都土木事務所		521~523	637
西播磨広域防災拠点		410~417	
		420~422	460
		430、450	
豊岡庁舎・7	174	1200 交換台	
但馬県民局総務企画室		511/512	630
豊岡土木事務所		521~523	637
但馬広域防災拠点		540	540
丹波庁舎・7	175	1200 交換台	
丹波県民局県民交流室		511/512	630
丹波土木事務所		521~523	637
洲本庁舎・7	176	1200 交換台	
淡路県民局総務企画室		511/512	630
洲本土木事務所		521~523	637
西神戸庁舎・7	181	1200 交換台	

庁舎・防災回線選択番号	地球局番号	内線番号	
		TEL	FAX
西宮庁舎・78	182	1200 交換台	
西宮土木事務所		521/522	637
伊丹庁舎・7	183	1200 交換台	
伊丹業務所		523	637
三田庁舎・78	184	1200 交換台	
阪神農林振興事務所		521~523	630
龍野庁舎・7	188		
龍野土木事務所		521~523	637
篠山庁舎・7	192	1200 交換台	
篠山業務所		521~523	637
三木庁舎・7	186		
三木業務所		521~523	637
福崎庁舎・7	187		
福崎事業所		521~523	637
養父庁舎・7	190		
養父土木事務所		521~523	637
単独庁舎等・7			
新温泉土木事務所	191	521~523	621
尼崎港管理事務所	271	521~523	637
姫路港管理事務所	272	521~523	637
神戸土木有野水防ステーション	277	521~523	637
加東土木事務所多可事業所	273	521~523/245	637
加東土木事務所加西業務所	279	521~523/245	637
加古川土木事務所明石まちづくり対策室	274	521~523	637
龍野土木事務所六粟事業所	275	521~523	637
光都土木事務所佐用事業所	276	521~523	637
養父土木事務所朝来業務所	280	521~523	637
豊岡土木事務所但東業務所	281	521~523	637
新温泉土木事務所香美業務所	282	521~523	621
青野ダム管理所	291	521~523	
生野ダム管理所	292	521~523	
菅生ダム管理所	293	521~523	
引原ダム管理所	294	521~523	621
安富ダム管理所	295	521~523	
広域防災センター	152	52	61
災害医療センター	283	52	61
兵庫県東京事務所	048-300	9-3608	9-3609
防災関係機関・7			
第五管区海上保安本部	981	33	61
神戸地方気象台	982	33	61
陸上自衛隊第3特科隊	984	31~33	61
陸上自衛隊第3師団	985	31、32	61
日本赤十字社兵庫支部	986	33	61
NHK神戸放送局	987	33	61
㈱ラジオ関西	988	33	61
㈱ワルビジョン	989	33	61
兵庫エフエム放送㈱	990	33	61
総務省消防庁	048-500		
防災課		9043121	9049030
応急対策室		9043421	9049033
防災情報室		9043521	9049034

〔出典：兵庫地域防災計画(資料編) 情報の収集・伝達より抜粋〕

第6部 その他応急対応計画 関係(資料6-2-1) 地震観測施設の整備状況

地震動の観測施設

兵庫県など自治体整備の震度観測点

南 西 部	姫路市家島町真浦
	姫路市夢前町前之庄
	兵庫神河町寺前
	兵庫神河町新田
	福崎町南田原
	姫路市香寺町中屋
	たつの市新宮町
	兵庫太子町鷗
	たつの市揖保川町
	たつの市御津町
	上郡町大持
	佐用町佐用
	佐用町下徳久
	佐用町三日月
	姫路市安富町安志
	宍粟市一宮町
	宍粟市千種町
	姫路市林田
	姫路市豊富
	姫路市本町
姫路市網干	
姫路市白浜	

※気象庁観測点、兵庫県など自治体整備の計測震度観測点、防災科学技術研究所整備の計測震度観測点で震度1以上を観測した場合、一覧表に各地の震度として掲載します。

震度観測点名は震度情報発表名称です。

〔出典：兵庫県地域防災計画（資料編）
地震観測施設の整備状況
兵庫県など自治体整備の震度観測点より抜粋〕

(資料6-2-2) 気象観測施設の整備状況

気象観測体制の整備 県雨量

コード 番号	名 称	事務所名	所在地			名 称	電報 番号	備考		
			郡 市	区 町	大 字			種 別	既往最大 24H雨量	年 月 日
18R02	上 郡	光 都	赤穂郡	上郡町	上 郡	上郡観測所(テレメータ)	ウ ヨ	自 記	329.5	昭51.9.10
18R09	安室ダム	//	//	//	行 頭	安室ダム管理所(テレメータ)		//	207.0	平23.9.3
18R14	上郡土木	//	//	//	光 都	上郡土木事務所(テレメータ)		//	301.0	平23.9.3
18R15	金出地ダム	//	//	//	光 都	金出地ダム管理所(テレメータ)		//	175.0	平30.7.7

出典：兵庫県地域防災計画(資料編)
気象観測体制の整備(2)県雨量より抜粋

(資料6-2-3) 洪水予報の対象となる量水標

洪水予報の対象となる量水標

河川名	量水標	所在地	水位				河口からの 距離
			水防団待機 水位	氾濫注意水 位	避難判断水 位	氾濫危険水 位	
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	22.1km

(資料 6 - 2 - 4) 町設置気象観測計の位置

町設置雨量計の位置

令和 5 年 4 月現在

設置場所	所在地	管理責任者
上郡町役場	上郡町大持 2 7 8 番地	上郡町住民課
高田地区公民館	上郡町中野 6 1 2 番地 1	上郡町住民課
鞍居地区公民館	上郡町野桑 1 2 7 5 番地 1	上郡町住民課
赤松自治会公民館	上郡町赤松 3 1 5 番地 8	上郡町住民課
石戸自治会公民館	上郡町岩木丙 2 6 0 番地 1	上郡町住民課
船坂地区公民館	上郡町八保甲 1 7 0 番地 1	上郡町住民課
梨ヶ原地区公民館	上郡町梨ヶ原 5 5 0 番地 2	上郡町住民課

町設置風向風速計の位置

令和 5 年 4 月現在

設置場所	所在地	管理責任者
上郡町役場	上郡町大持 2 7 8 番地	上郡町住民課

(資料 6 - 2 - 5) 町設置監視カメラの位置

河川監視カメラの位置

令和 5 年 4 月現在

河川名	所在地	管理責任者
千種川	上郡町楠 (智頭線高架)	上郡町住民課
千種川	上郡町苔縄 (金華橋)	上郡町住民課
千種川	上郡町大持 (上郡橋)	上郡町住民課
高田川	上郡町釜島 (J R 鉄橋)	上郡町住民課
鞍居川	上郡町野桑 (智尾井橋)	上郡町住民課
安室川	上郡町八保甲 (永代橋)	上郡町住民課
安室川	上郡町山野里 (河鹿橋)	上郡町住民課
安室川	上郡町竹万 (中荒神橋)	上郡町住民課

道路監視カメラの位置

令和 5 年 4 月現在

道路名	所在地	管理責任者
国道 3 7 3 号	上郡町与井 (J R アンダー)	上郡町住民課
県道赤穂佐伯線	上郡町竹万 (J R アンダー)	上郡町住民課
町道宿丹桑線	上郡町山野里 (J R アンダー)	上郡町住民課
町道赤岩線	上郡町苔縄 (智頭線アンダー)	上郡町住民課
町道名村落地線	上郡町別名 (J R アンダー)	上郡町住民課

(資料6-2-6) 気象庁震度階級表(人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況等)

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、	固定していない家具のほと	壁のタイルや窓ガラスが破

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
	はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	んどが移動し、倒れるものが増える。	損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

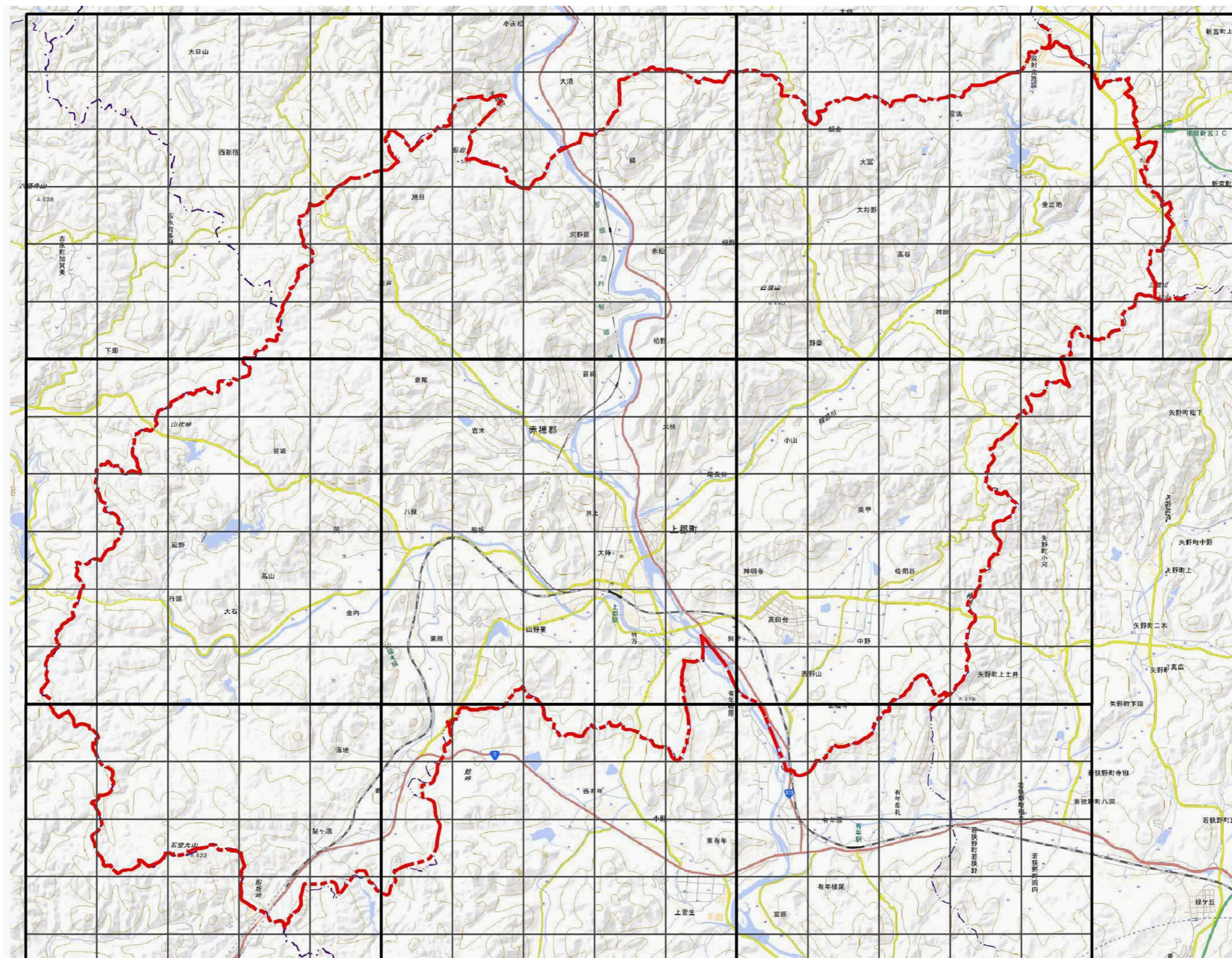
大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔出典：気象庁震度階級関連解説表抜粋〕

(資料6-2-7) 地域別土砂災害危険度1kmメッシュ図



(資料 6 - 3 - 1) 水源地・配水池一覧

令和5年4月現在

1 水源地一覧

名 称	施 設 能 力
与井水源地	浄水量 3,800 m ³ /日 取水量 4,680 m ³ /日
大枝水源地	取水量 2,500 m ³ /日
大枝新水源地	浄水量 8,170 m ³ /日 取水量 1,070 m ³ /日
新大枝水源地	取水量 5,070 m ³ /日

2 配水池一覧

名 称	容 量
高田低区配水池	有効容量 2,000 m ³
高田高区配水池	有効容量 600 m ³
鞍居第1配水池	有効容量 370 m ³
鞍居第2配水池	有効容量 200 m ³
大枝配水池	有効容量 650 m ³
岩木配水池	有効容量 1,000 m ³ ×2池
大池配水池	有効容量 640 m ³ 、530 m ³
船坂第1配水池	有効容量 1,000 m ³
船坂第2配水池	有効容量 500 m ³
行頭配水池	有効容量 50 m ³ 、16 m ³
赤松配水池	有効容量 75 m ³ ×2池
大杉野配水池	有効容量 60 m ³
倉尾配水池	有効容量 60 m ³

〔出典：上郡町水道事業経営戦略〕

(資料6-4-1) 文化財一覧

(令和5年4月現在)

国指定文化財

No.	名称	種別	所在地	指定年月
1	赤松氏城跡 白旗城跡	史跡	赤松・細野・大富・野桑	平成8年3月
2	山陽道野磨駅家跡	史跡	落地	平成18年7月

県指定文化財

No.	名称	種別	所在地	指定年月
1	太山寺鰐口	工芸品	高山(太山寺境内)	昭和45年3月
2	丸尾古墳	史跡	上郡	昭和48年3月
3	附 羨道部存置の陶棺	史跡	上郡	昭和48年3月
4	中山1・13・14号古墳	史跡	高田台	昭和48年3月
5	木造 赤松則村坐像 木造 赤松則祐坐像 木造 覚安尼坐像 木造 別法和尚坐像	彫刻	河野原(宝林寺境内)	昭和51年3月
6	法雲寺のビャクシン	天然記念物	苔縄(法雲寺境内)	昭和52年3月
7	大避神社のコヤスノキ叢林	天然記念物	岩木乙(大避神社境内)	昭和57年3月
8	西方寺石造宝塔	建造物	船坂	昭和58年3月
9	鍛冶宝篋印塔	建造物	岩木甲	昭和61年3月
10	鍛冶地藏像板碑	考古資料	岩木甲	昭和61年3月
11	鍛冶口地藏像板碑	考古資料	岩木甲	昭和63年3月
12	椿峠地藏像板碑 附 地藏像板碑	考古資料	宇野山	昭和63年3月
13	皆坂 地藏像板碑	考古資料	八保丙	昭和63年3月
14	鳳張1号墳	史跡	船坂	平成3年3月
15	鳳張2号墳	史跡	船坂	平成3年3月
16	井の端7号墓・8号墓	史跡	山野里	平成8年3月

町指定文化財

No.	名称	種別	所在地	指定年月
1	高嶺神社本殿	建造物	山野里（高嶺神社境内）	昭和56年3月
2	駒山城跡	史跡	山野里	昭和56年3月
3	高嶺神社のスギ	天然記念物	山野里（高嶺神社境内）	昭和61年3月
4	落地八幡神社のムクノキ	天然記念物	落地（落地八幡神社境内）	昭和61年3月
5	黒石のツクバネガシ	天然記念物	旭日乙	昭和61年3月
6	松雲寺のカヤ	天然記念物	赤松（松雲寺境内）	昭和61年3月
7	神子田弥生住居跡	史跡	中野（高田小学校内）	昭和62年3月
8	お田植祭・穂揃祭	無形民俗文化財	山野里（高嶺神社）	平成3年3月
9	正訓堂筆塚	史跡	上郡（天満神社境内）	平成3年3月
10	苔縄筆塚	史跡	苔縄	平成3年3月
11	金内筆塚	史跡	八保乙	平成3年3月
12	高嶺神社獅子舞	無形民俗文化財	山野里（高嶺神社）	平成14年10月
13	武将三十六歌撰図絵馬 附 扁額	有形民俗文化財	上郡（天満神社境内）	平成14年10月
14	算額	有形民俗文化財	上郡（天満神社境内）	平成14年10月
15	西野山1号墳出土 倣製烏頭四獣鏡 附 石枕	考古資料	西野山	平成23年3月
16	（伝）西野山3号墳出土 ガラス製勾玉 ヒスイ製勾玉 碧玉製管玉 ガラス製小玉	考古資料	西野山	平成23年3月

〔出典：上郡町教育委員会作成〕

(資料6-5-1) 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

遺体搬送に関する関係先一覧表

関係機関名	所在地	電話番号
NPO 法人日本環境斎苑協会	神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6	044-270-0123
兵庫県葬祭事業協同組合連合会	兵庫県尼崎市水堂町 3丁目 1-23	06-6434-3327
一般社団法人全国霊柩自動車協会	東京都新宿区四谷 3-2-5 全日本トラック総合会館 2階	03-3357-7281

上郡町の火葬場の状況

火葬場名	所在地	電話番号
播磨高原広域事務組合事務局	赤穂郡上郡町光都 3-5-1	0791-58-0575

(資料6-5-2) 死体安置所

名称	住所	収容可能数	電話
上郡町スポーツセンター B&G 海洋センター体育館	上郡町竹万 29 番地	90	0791-52-4433

上郡町地域防災計画

発行年月 令和6年3月

編集 上郡町防災会議

発行 上 郡 町

住所 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

〒678-1292 TEL0791-52-1115 FAX0791-52-6490
